

の昭勅を下し給ひ、次ひて従來の地方隊、鎮衛隊、及び新設の鎮衛大隊を悉く廢して更に鎮衛聯隊なるものを置き、特に濟州島のみと同大隊を置くこととせり。全國通じて五個聯隊一個大隊、而して一個聯隊は三個大隊より成る、一個大隊の兵員將校二十九人、下士卒九百七十九人、合計一千八百八人、即ち一個聯隊の總兵員三千二十四人と號せらるゝ規定なり。其設置地方は左の如し、

鎮衛第一聯隊	第一大隊	江華
	第二大隊	仁川
	第三大隊	黃州
同 第二聯隊	第一大隊	水原
	第二大隊	清州
	第三大隊	全州
同 第三聯隊	第一大隊	大邱
	第二大隊	鎮南
	第三大隊	蔚山
同 第四聯隊	第一大隊	平壤
	第二大隊	義州

海防計畫

海防の計畫は韓廷の成案せる所にして、本年三月に至り勅令第七號を以て全國府郡に要塞を設け海岸に砲臺を備へて海口を防守することの件を規定せり。此勅令には又末文に頒布の日より施行する旨を規定しわれとも、海防計畫の如き大經費を要するもの、設備か、韓廷今日の財政に於て去ほと迅速に行はれ得へきや否やは予の説明する迄もなかるへし、現んや此勅令と殆んど同時に公表せる本年度の歲入總豫算中には、海防に關する何等の科目だに見出し得ざるに於ておや。兎も角も同規定に依り砲臺を設置すへしと云ふは左の二十八ヶ所なり。

仁川府海岸	南陽郡大阜島	江華府海岸
忠清南道		
唐津郡松島	保寧郡前水營	泰安郡安興島
全羅北道		

- 沃漣郡古羣山
- 扶安郡邊山
- 全羅南道
- 海南郡海岸
- 珍島郡海岸
- 智島郡孤下島
- 慶尙北道
- 延日郡海岸
- 慶尙南道
- 鎮海郡海岸
- 巨濟郡海岸
- 南海郡海岸
- 昌原郡馬山浦
- 東萊郡絕影島
- 鎮南郡海岸
- 黃海道
- 豐川郡海岸
- 瓮津郡海岸
- 海州郡海岸
- 平安北道
- 義州郡鴨綠江岸
- 咸鏡南道
- 永興郡海岸
- 定平郡海岸

咸鏡北道

慶興郡雄基

憲兵

憲兵の制度は昨年六月勅令第二十三號の陸軍憲兵條例を以て半島に創設せられたり。此條例に依れば、陸軍憲兵司令部なるものは元帥府に隸屬し、軍事行政司法の各警察事務を管掌すとあり。司令部は京城に置かるゝものにして、緊要なる地方には憲兵隊を置く。憲兵隊は本部及び二個中隊より成り、中隊は二個小隊より成り、小隊は四個分隊より成り、分隊は下士一人上等兵十人より成る。憲兵司令部は全國の憲兵隊を統轄し、司令部の事務を總理し、軍事警察に關しては軍部大臣及び旅團長と互相照牒し、各兵科聯隊長及び各隊長を訓飭するを得べく、行政警察に關しては内部大臣及び各觀察使と互相照牒し、各地方官を訓飭するを得べく、司法警察に關しては法部大臣及び警部大臣と互相照牒し、各署警務官を訓飭するを得べしと規定せらる。此の如くにして他日頗る權限争議の種となるへき條規を羅列せしやに思はるれども、兎に角道具建は立派に出來上りしか如し。去れと半島の軍制に謂ゆる旅團長なるもの、設けあるやは一の疑問なり。

警備の兵力

之れを要するに京城叢殺の下に於ける兵力と云へば、目下侍衛隊一個聯隊(三個大隊、人員約三千名)、親衛隊一個聯隊(三個大隊、人員同上)、扈衛隊一個大隊(全員七百三十五名の編制なるも目下總員二百名を出てす)、及び平壤大隊の四個大隊(約八百名、其殘部一個大隊は平壤に屯在す)にし

て、此外騎兵一個大隊、砲兵二個大隊、工兵一個中隊、輜重兵一個中隊は昨年末に至り新に設置せられしも今は唯官制上の規定たるに止まるなり。故に現有兵力は、侍衛親衛及び平壤兵の各隊合して約九個大隊と、扈衛隊及び砲兵隊合して二個中隊のあるのみ。各隊の人員は就れも相異りて定員と符合せず、假に之れを其定員表より打算すれば一個聯隊は三個大隊、一個大隊は五個中隊、一個中隊は四個小隊より成り、而して一個小隊は將校以下兵員合して約五十名なるか故に、京城内の兵員は合して大約一万弱となる勘定なるも、事實に於ては其半數内外なるべきか。然り而して兵は皆年月三元乃至八元の給料を受くる雇兵なるを以て老少相交り、甚しきは十五六歳に過ぎずと思はるゝ少年兵もあり、随つて隊伍を瞥見して身長の一尺もあるもの相並んで驅馳するか如き奇觀は常に見る所とす、故に戦闘の實力如何は門外漢と雖も一見して洞察するを得へけんか。唯其孰れも形式的訓練に熟達にして、器械的の進退動作に巧みなるは、軍事視察者の一見して往々賞嘆する所なるか如し。

武官々等

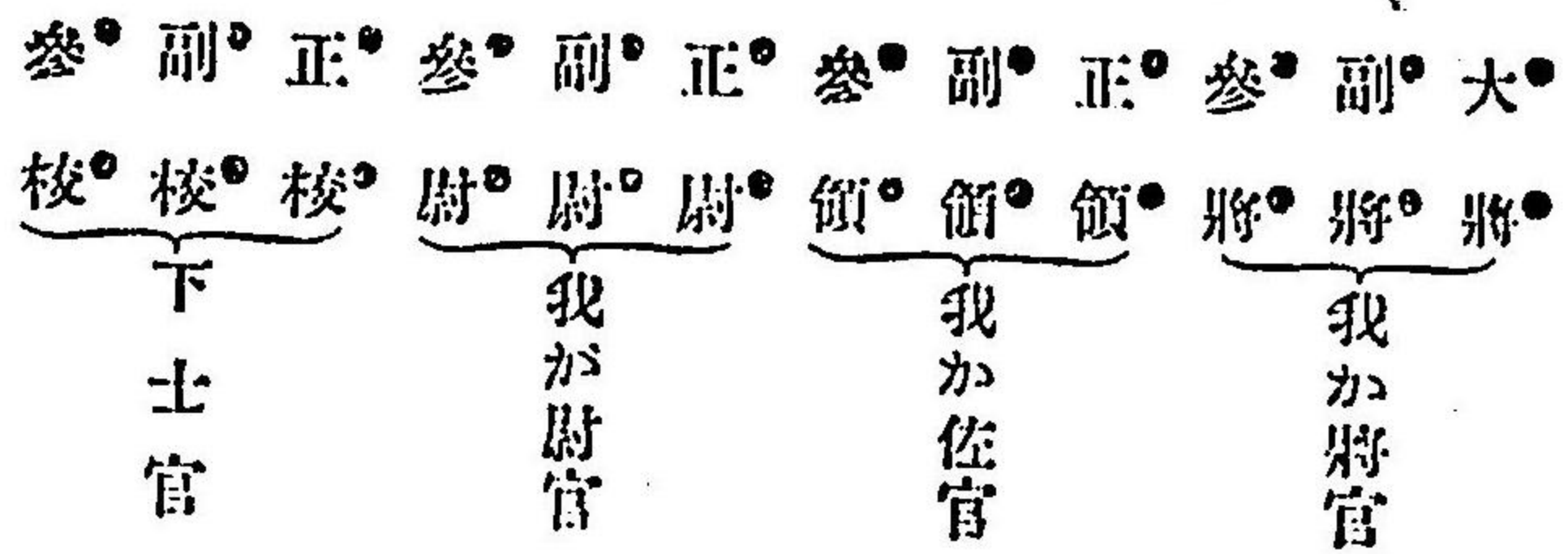
武官々等は往古の制にありては

正一品
從一品
正二品
東班の官階に同し

以上堂上官

從二品	折衝將軍	保功將軍
正三品	鎮撫將軍	昭威將軍
從三品	建功將軍	宣略將軍
正四品	振威將軍	忠毅校尉
從四品	定略將軍	彰信校尉
正五品	果毅校尉	進勇校尉
從五品	顯信校尉	秉節校尉
正六品	敦勇校尉	
從六品	勵節校尉	
正七品	迪順副尉	
從八品	修義副尉	
正九品	効力副尉	
從九品	展力副尉	

と號せしか、甲午改革に次ひて武官々等は我が制に則りて改正せられたり。即ち現行制度に依れ



となり、外に參將に相當する監督長、正領副領參領に相當する一等監督二等監督三等監督、正尉副尉參尉に相當する一等軍司二等軍司三等軍司あり、而して其年限年齢及び進級令の如きも概し

元帥府

て我が制と大差なき規定なりとす。然り而して將校を養成する所としては我が士官學校に擬したる武官學校なるものあり、入學し得るものは十八歳以上二十七歳以下にして、身体壯健、膂力著大、總明俊秀の者たるを要するの規定あり。謂ゆる膂力を試験する方法として、徑寸餘長さ六尺内外の鐵棒を振廻さしむるか如きは珍ならずや。

暗行御使

一昨年七月に至り元帥府なるものは新に皇宮内に設けられたり。皇帝は軍機を總攬し陸海軍を統領する大元帥にして、皇太子之れか元帥たり。其下に將官四名、領官四名、尉官十五名の屬員を置かる。元帥殿下は三個月毎に元帥府武官十四名を擇み、其一名をして城外の各隊を、其三名をして在京の各隊を視察せしめ、其結果を大元帥陛下に奏上すべく、又各隊兵卒中に就き文讀あるもの百人を選擇して元帥府に供役すとの規定あり。從來韓國にては軍政と軍略との間に區別なきものなりしも、元帥府の創設に由り稍々官制上に此區別を見るに至りしか如し。

古來の官制を案すれば、韓廷には以上述べたる官職の外尙ほ幾多の臨時の官職なきにあらず、殊に地方官の行績を視察せしめんか爲めに臨時に設けたるもの多し。今其主要なるものを擧ぐれば、此視察の目的を以て秘密の勅旨を帶ひ地方を巡視する暗行御使なるものあり。暗行御使は觀察使の行績如何は之れを復奏し、其以下の有司の進退黜陟は出張先にて直に之れを專行するの權能有するなり。其他按察使、按察使、宣撫使、慰諭使、巡邊使、廉察使、宣諭使等の諸官職ありと

雖も、其性質は孰れも大同小異と見て可なり。此等の官職に就ひては悉く載せて大典會通なる書に詳なり。

冬至使及び勅使

往古の制度にありて最も重要な職の一は冬至使なり。冬至使は三公の内又は六曹の判書を以て正使に充つるを通例とす。正使の外従者一切を合せ一行の人員三百人を下らざりしと云ふ。冬至使の外別に皇曆使あり。皇曆使は冬至使多く之れを兼ね、是れ年内兩度の使節を往復せしむるの費用多尠なるを避け、清廷の許可を得て兼任せしむるものなり。此他尙ほ謝恩使、及び慶弔ある毎に臨時清廷へ派遣する進賀使、進香使、告訃使、奏請使、辨誣使等あり。冬至使の齋らす清廷への貢献物は半島特産の人蔘を第一とし、平安道宣川郭山の産に係る米之れに次ぎ、外に細木鹿豹皮花斑藤紙類芋布水獺皮等なりとす。蓋し北京の米は品質良佳ならざるか故に、其貢献米は大に清廷に歓迎せられ、常に清帝の食膳に供せられしと云ふ。

清廷より韓廷へ派遣する使者は之れを勅使と稱す。勅使の來韓する際は清廷より豫め牌文を以て之れを韓廷に通知す、韓廷よりは勅使の一行(三十人許り)の國境義州に到着するの日を計り、禮曹の判書及び譯官以下百五十人内外出迎として義州に赴くが常例なり。勅使京使に入るに先たち韓王は其一行を迎恩門に出迎ふ、文武百官以下之れに扈從する者三千人、蓋し清帝は古より韓王を兵部尙書の資格に準して禮遇し來れるの慣習なればなり。此くて勅使は五日間滯京して後ち歸

清の途に向ふ、此滯京に就ひては面白き虚禮あり、即ち勅使入京の翌日勅使は直に歸程に上らんことを韓廷に申出つへし、是に於てか韓王は親しく駕を勅使の許に枉けられ、先づ一日の滯京を乞ふ、其翌日は三公往ひて又一日を留め、翌日王族及び百官往ひて又一日を留め、四日目には韓王復た親しく趨かれて尙ほ一日を留むるを例とすることは是れなり。勅使の滯京中には初宴、中宴、別宴、及び饗宴の各盛饗を順序正しく行ふを常とす、其一回は城外好景の地を卜し、鷹狩若くは其他の餘興を添ゆる野外饗宴なり、其費用頗る尠む。或時のことなりけん勅使は其費用の幾何を要するやを韓廷の一高官に問ひければ、高官答ふるに二千兩を要するを以てせり、其實百兩内外なるなり、勅使即ち曰ふ、爾後願くは此遊宴を止め、余に贈るに其二千兩を以てせられんことを、韓廷遂に已むを得ずして之れに従ひぬ、後ち此事北京に聞へて贈金も遊宴も共に止められしとぞ。勅使も勅使なれば韓廷も韓廷なり。

郵便電信制度

韓國の現行官制は概するに其名ありて其實なく、其形體は備はると雖も其内容に至りては、猴冠の甚しき寧ろ一笑にだに値せざるものあり、而も其中に就き割合に敬服するに足るべきものは郵便電信の業なりとす。郵便電信に關する制度の創設は實に去る明治十七年十二月にあり、然るに時會々郵政局なるもの、開廳式と共に謂ゆる甲申の變亂は起りしを以て、折角始まらんとしたる該制度の實行に一頓挫を來し、其再興を以て人々邦家に不祥なりとせしより、暫くは該事業も

中絶の姿なりしか、明治二十六年の頃に至り再興の計畫は韓廷に起り、新に電郵局なるものを設け、米人グレイトハウス (C. R. Greathouse) なる者其監督となり、郵便切手の如きも既に米國に注文したりしも、未だ實施の運びに至らずして日清戦争とはなりぬ、甲午の改革は亦郵便電信事業を確立せしむるの急務なるを認め、爾來數度の改正を経て遂に現行の制度 (昨年七月勅令第二十七號) を見るに至りしなり。今現行の規定に依れば、郵便電信の事務は通信院總辦の管理に屬し、我が郵便局に當るものは之れを郵遞司といひ、電信局は電報司といふ。郵遞司 (及び電報司にも) には總司、一等司、及び二等司なる三級あり、總司は京城に置かれ、一等司は仁川元山釜山平壤全州開城公州義州大邱慶興三和務安沃溝昌原咸津に設けられ、二等司は水原忠州洪州南原尙州羅州濟州晋州安東光州寧邊定州鏡城鐵原清州安城北青金城江陵春川海州江界咸興甲山に置かる。若し夫れ信書秘密の保護は未だ充分に確むる能はざるも、從來の經驗は明かに通信事項の洩漏殆んど無きを證するもの、如く、將た又誤達不達等の患も亦極めて稀なるに似たり。唯遞送及び配達の遅刻は多少免るゝ能はざる所、蓋し郵便事業の尙ほ未だ幼稚の域を脱せざること其主因ならんと雖も、而も眞に之れか迅速を望まば、到底人種を改良するの後に非ずんば能はざるなり (郵便電信に就ひては尙ほ第十章を参照すへし)。

宮内府に關する制度

制度中にありて變革の最も著しかりしは、往古にありて聖主上殿と稱せしものが大君主陛下となり、後ち皇帝陛下となり、更に大皇帝陛下となり、王大妃殿下といひしものは王太后陛下となり、次ひて皇太后陛下となり、王妃殿下といひしものは太后陛下となり、次ひて皇后陛下となり、王世子邸下といひしものは王太子殿下となり、次ひて皇太子殿下となり、嬪邸下といひしものは妃殿下となり、次ひて皇太子妃殿下となりし等のことなるへきか (現今宮内の女位格は第一皇后、次きに皇妃、次きに嬪、次きに貴人、次きに尙宮、次きに内人といふ順序にして、内人は官妓なれとも尙宮より貴人に至り格式漸く高く、嬪以上となれば皇族格なり。目下宮中に最も勢力ある貴人は、一昨年までは嚴尙宮と稱せられしものにして、輒近更に嬪に昇進在せらるへしとの噂あり) 今宮内府の現行官制を案するに、宮内府は皇室一切の事務を掌理し貴族を監督し國璽御寶を尙藏すと稱し、且つ宮内府大臣は其主管の事務に關しては警務使及び地方長官に命令するを得ること、及び其他の權限大略我が宮内大臣と異ならず。大臣の下に協辦參事官等のあること亦他の行政各部に同し。其他特進官なるもの十五名以下の定員ありて皇室事務の諮詢を受くるの機關に充てられ、又一昨年三月内大臣なるもの創設せられて國璽御寶を尙藏し輔弼顧問の責に任すとの規定成れり。

宮内府の分課は、他の行政各部に比すれば其類頗る多きこと之れか性質上素より然り。今其主要

宮内府の分課

なるものを擧ぐれば侍從院（長を侍從院卿と云ふ）、秘書院（長を秘書院卿と云ふ）、奎章閣（我が圖書寮なり長を奎章閣學士と云ふ）、弘文館（經籍を保管し講進に侍する職にして長を弘文館大學士と云ふ）、掌禮院及び禮式院（我が式部職なり長を掌禮院卿及び禮式院長と云ふ）、正宗院（是れ亦我が式部職の一分課たるに過ぎず長を正宗院卿と云ふ）、教寧院（我が符位局に該當する所なり長を領事と云ふ）、會計院（我が内藏寮と帝室會計審査局とを折衷せしものと見れば可なり長を會計院卿と云ふ）、大醫院（我が侍醫局なり長を大醫院都提調と云ふ）、奉常司（是れ亦我が式部職の一分課なり長を奉常司都提調と云ふ）、典膳司（我が大膳職なり長を大膳司長と云ふ）、尙衣司（我が侍從職の一分課なり長を尙衣司長と云ふ）、内藏司（是れ我が内藏寮にあらすして寧ろ我が御料局に屬する事務の主管所なり長を内藏司長と云ふ）、主殿司（即ち我が主殿寮にして長を主殿司長と云ふ）、營膳司（我が内匠寮に當る長を營膳司長と云ふ）、太僕司（我が主馬寮なり長を太僕司長と云ふ）等にして、又明憲太后宮大夫及び皇后宮大夫、皇太子宮詹事（我が東宮職なり）、王族家々令其他園丘壇祠祭提調、宗廟署提調、社稷署提調、永祿殿提調及び景慕宮提調なるものあり（提調はもと提舉と云へり）、共に皆我が諸陵寮を主管する事務官たるに過ぎず。

現行制度の下に於ける官等は勅任、奏任、判任の三種に大別せられ、勅任官は一等乃至四等（我が親任式を以て叙する勅任官なるものは別になし、強ひて之れを求めれば韓國の官吏は大小百官

皆悉く親任官にあらざるはなし）にして、奏任官は一等乃至六等、判任官は一等乃至八等の諸階級われとも往古に於ては堂上官（勅任官とも云ふべきものにして正一品乃至正三品なり）堂下官（奏任官に當る從三品乃至從四品なり）堂郎（判任官とも云ふべきか正五品以下を云ふ）の外別に官等なく、謂ゆる官等なるものは悉く位階に依りて表はされたり。位階は之れを品階と云ふ。品は一等乃至九等にして、各等に正と從とありしか故に總して十八等なりしが、開國五百四年三月の公布に係る官等俸給令に依り新に勅任奏任判任の種別を設け、同時に公布せる叙品令を以て改めて品階を正一品乃至九品とし、一品と二品とは各正と從とを設け總して十一階となせり。正一品乃至從二品は勅任官、三品乃至六品は奏任官、七品乃至九品は判任官に對して叙するを規定とす。故に二品三品等の品階を有する者は韓人中に珍しからず、堂々たる我が帝國の官吏も其位階を韓人に示さば往々侮笑せらるゝことありと知るべし。

官階は官等以外に又品階に伴ふ別種の稱號なり。其現制を以て舊制に比すれば多少變更せられたる所ありと雖も、大體に於ては舊制と異なるを見ず。官階は古來分つて二段とす、大夫（一品以下四品に至る）及び郎（正品以下九品に至る）是れなり。大夫は十七段に分たれ、郎は又十二段に分たる。其他妻も夫の品階に應じて官階の稱號あるなり。品階と官等とは獨り内國人のみならず、外國人にも叙することあるなり、例へば總稅務司フション氏及び我が大三輪長兵衛氏は共に正二

衣冠

位階の相違は伴ふに衣冠の相違を以てすること東西古今を通して率ね之れあるを見るへし、韓國に於ても亦然るなり。獨り品階の相違に依るのみならず、社會上の階級及び職業如何に應じて又衣冠の種類に區別あること古來嚴に行はるゝなり。凡そ既婚の男子は、屠牛者驛丁及び倡優を除けば悉く一定の冠を戴くこと一般の風習なり、此冠を笠子といふ。謂ゆる真正の冠なるものに至りては兩班にわらずんば戴く能はざるなり。笠子及び冠の外、宕巾及び帽なるものあり。宕巾は官吏（なれば其大小を問はず）とならば戴くを得るものにして、帽は謂ゆる大禮帽とも稱すへき朝儀の冠なりとす。官吏も平生は笠子を戴くと雖も、其常民と異なるは笠纒と稱する笠子の紐、及び玉鶯と稱する頭上の飾を用ゆる點にあり。堂上官にありては此笠纒に琥珀の連絡せるものを用ゆるを得。此琥珀にも三種あり、一品の者にありては密花と稱する深黄色のものをを用ひ、品階其以下にありては錦貝と稱する淡黄色のもの、及び普通に琥珀と稱するものを用ゆ。其他貫子と稱するものあり、耳の後背部にある飾玉にして、是れ亦四種の區別あり。位一品にありては環玉と稱する滑面の寶石を用ひ、正二品にありては單に金と稱する滑面の金を用ひ、從二品にありては刻金と稱する彫條ある金を用ひ、正三品に至りては彫條ある環玉を用ゆ。朝は孰れも黒色にして、

皇帝陛下獨り深紫色の朝を用ひられ、又其羽様のものも臣民のと異なり、横に突出せしめて後部に直立せるなり。

服裝の韓人間に略々一定せるや人之れを知る、即ち既婚の男子は原則として率ね白金巾を用ひ、富豪の輩は時に有色の絹物を用ゆ。獨り官吏は其上に搭護と稱するものを纏ふの習慣ありき。當時の禮服を案ずるに、位一品には深紫色の絹を用ひ、二品三品には深綠色の絹にして、其以下四品乃至九品には黒花の切地を用ひ、胸部には約六寸四方の所、一品乃至三品の文官には二羽の鶯を畫し、其武官には二頭の虎を描き、四品乃至九品に至りては文官には一羽の鶴、武官には一頭の虎の紋飾あり。其飾帯は一品には犀角を用ひ、二品には金、三品には銀、四品以下九品に至りては黒色の角にて之れを製せり。禮服は朝服、祭服、公服の三種ありしが、後ち大禮服及び小禮服の二種に改まれり。外に戎服なるものあり、鶯羽三個を以て飾れる赤色の笠子を戴き、青色廣袖の下着様のものを纏ふは他の服裝と異なる著大の點なるか如し、是れ行幸に扈從せる際官吏の着用せしものなりしが、其後戒服は一般武官の服裝に變し、同時に色合及び形狀にも多少の相違を來せしものゝ如し。甲午の改革に次ひて以上の衣服には種々の變革を加へ、殊に武官の服裝規則は開國五百四年四月を以て公布せられ、其正裝、軍裝、禮裝、常裝共大體の模範を我が武官の服裝に取りて制定せしか如きは蓋し一段の進歩なりと謂ふべし。

衣冠の制と共に古來品階の上下に連れて區別の嚴なりしは轎輿の制なりとす。轎輿には少くも六種ありしか如し、平轎子、四人轎、轎軒、四人轎輿、轎輿、及び帳步轎是れなり。平轎子は位一品の者若くは耆老々病の輩に限り用ひられ、四人轎は判書及び其相當官の專用するものにして、轎軒即ち一輪轎は一品二品の者用ゆへく、四人轎輿は二品の參判以上のみに用ひられ、轎輿(二人の擔くもの)は三品の承旨(勅旨を他に傳ふる職にありし宮内官なり)若くは各曹參議以上の官吏のみ用ゆるを得、而して此等高等官吏の以下にありては、其官吏たると否らざるとを問はず帳步轎のみに限られしか如し。歩行は古來官吏の禁物にして、若し歩行するの已むなき場合には從者左右より之れを扶掖し、乘馬の際と雖も從者馬の轡を取りて靜に步調を取りしなり。路上に官吏に會へば常民は勿論下級官吏は道を讓つて其過ぎ去るまで佇立し居らざるべからず。乘轎のまゝ大闕の門内に入るを得るものは三公及び清國公使たる總理駐紮朝鮮交涉通商事宜のみに限られ、き、以て如何に清國が韓廷に對して勢力ありしやを察すべし。以上は古來の國法なりしか、甲午改革のとき「大小官員公私或乘或歩、任便無碍、平轎子轎軒永廢、無論公私、出入宰臣扶掖之例永廢、老病不堪人不在此例、惟總理大臣及曾經議政大臣、闕内許乘小轎輿事。」の規定に依り平轎子轎軒扶掖等の慣習を廢し、「自今違萬國通例、各國使節陸見時、准其乘轎至待候所門外事。」に依り從來清國公使の獨り享有せし特權を一般に各國使臣に及ぼし、「大小官士庶人等馬之規一切廢

除、凡遇高等官只可讓路事。」を以て讓路佇立の禮を省略せしか如きは是れ亦一段の進歩ならんか。

科擧

官吏の登用試験即ち科擧なるものは、往古に於ては是れありしと雖も今は廢せられたり。往古の試験制度に依れば、凡そ試験は閏月の年又は子卯午酉の年に於てするを定期とし、國に大慶あるときに行ふを臨時とす。試験には三段の階級あり。前年の秋にありるを初試といひ、其年の春にありるを覆試といひ、其又秋にありるを殿試といふ。其他臨時の試験は其之れを施行するの時如何に依りて節日科、増廣、若くは別試といふか如き種別あり。最後の試験に特に一番にて及第せる者は六品位相當官に任せられ、二番三番にて合格せる者は先づ宣傳官廳の假注書(試補なり)なるものに任せざるべし通例なり。試験問題は率ね時賦にして、受験者は先づ其詩題の由所を明記し、次に之れに就きて各詩句を拾り出すなり。以上の科擧法の外別に鄉試なるものあり、是れ各道州府にて受験し、答案は封のまゝ京城に送らるゝもの、即ち地方にての試験なり。武官の登用には三年に一回初試及び覆試あるを常とすれとも其他都試、庭試等の稱ある試験臨時に行はるゝことあり、其試験科目には選武及び砲火と外に太刀鎗を振舞はす藝あり。選武は弓術にして、専ら兩班の子弟に行ひ、火砲は中人に對して其砲技を試験するの科目なり。此外に六韜、三略、武經、七書の類を講演せしむるか如き文事に屬する科目もあり。此の如く古來の試験制度には嚴密なる

規定存せりと雖も、其實百事規定通りに行かざることは東西古今を通して素より然り、况んや積弊の蟠まる半島の如き、其任用の資格ある者にして終生空しく路傍に朽ちたるの例少なからざりしは、理の當然として諦めるの外なし。

韓國には從來勳章なるものなし、是れあるは昨年四月勅令第十三號の勳章條例に始まる、今此條例に依れば、勳位は大勳位、勳、及び功の三種にして、勳と功とは各一等乃至八等の階級あり。勳章は金尺大勳章、李花大勳章、大極章、及び紫鷹章の四種に分たる。金尺大勳章は皇室のみ佩用するものにして、皇親及び李花大勳章を佩ひたる者の特別の勳勞あるときは特旨を以て叙賜すべく、李花大勳章は文武官中大極一等章を佩ひたる者にして特別の勳勞あるとき持旨を以て叙賜す。大極章は文武官中勳等に隨つて授與し、紫鷹章は武功拔群の者に對し叙賜するものとす。此四種の勳章の由来は載せて當時の詔勅にあり、曰く昔太祖高皇帝在龍潛時、夢得金尺、創業垂統實兆於是、取義於財成天下也、爰定最上大勳章之名曰金尺、其次李花大勳章、蓋取諸國文也、其次文勳、曰太極章、分爲八等、蓋取諸國標也、其次武切、亦分八等、曰紫鷹章、蓋亦取高皇帝耀武故事也云々と。此條例に先ち表勳院なるもの一昨年七月を以て創設せられ、總裁一名副總裁一名議定官十五名あり。又表勳院に附屬して制章局なるものあり、是れ勳章を製造する所とす。本章を擲するに臨んで官吏の現行俸給につき其主要なるものを擧げんに、議政は年俸五千元にし

て、各部大臣は同四千元、贊政は同一千五百元、協辦は勅任二等に於て同二千四百元、其三等に於て一千八百元なり。中樞院議長は年俸一百元、其議官は同四十元乃至二十五元なるか故に孰れも無給制なりといふに近し。特命全權公使の本俸は英露米佛に兼駐する者五千五百元、獨塊伊及び日本のは五千元なり。武官は大將二千四百元、副將一千五百元、參將一千一百四元にして、別に各職務俸あり。勅任官の最下級俸は年俸一千八百元にして、奏任官は一等一千六百元より六等六百元、判任官は一等四百五十元に始まり八等一百三十元に終る。但し韓廷の財政は遲滞なく此俸給を支拂ふを許さざるを以て、其不渡數ヶ月に亘るか如きは韓廷の常態にして、會々支拂はるゝとするも概して五錢の白銅補助貨幣を以て支拂はるゝか故に、潰し價にすれば百元の呼價ある俸給も其實十元餘に過ぎざるを免かれざるなり。

第八章 財政

財政機關

半島政府の財政機關として我々大藏省に該當するものは之れを度支部と稱す。度支部は往昔戸曹と稱したるものにして、甲午改革の時、即ち開國五百三年七月之れを度支部に改め、翌五百四年三月更に之れを度支部と改稱せしなり。度支部大臣は政府の財務を總轄し、會計出納租稅國債貨幣銀行等に關する一切の事務を管理すること官制上に之れを明規す、故に韓國の財政は度支部に依つて統一せらるべきこと疑ひなしと雖も、其實韓廷の財政機關は、必しも唯一の度支部のみならず先づ第一に述べ置かざるべからず。世の半島の事情に精通する者は直に心附くべし、韓廷の財政機關は事實に於て少なくとも三個の特立せるものあることを、何をか之れか三個と云ふ、其第一は度支部なり、是れ異議なかるべし、第二は稅關なり、而して第三の財政機關に至りては蓋し帝室其れ自身なりと謂ふべきか。此の如く韓廷の財政機關は以上三個に特立して其間に統一せらるゝ所なきか故に、例へば帝室に於て如何に海關收入金を使用したくも、總稅務司一たひ頭を振らば貨幣の出所はなく、度支部大臣如何に歲計の收支を明かにするも、帝室は其以外に竊に不可思議なる財源を有するか如き、是れ蓋し半島特有の一奇觀ならんか。而も甲午の改革以前にありては、財政は全然規律なく、統一なく、各衙門は各別に財政法を作りて収支の道を

得たりしと同時に、苞苴的收入は實に全收入の過半を占め來りしも、改革の結果は兎も角も官制の改正となり、會計法の規定となり、徵稅法の編制となり、遂に今日堂々たる半島政府の豫算表なるものを見るに至りしは、先づ以て一段の進歩として賀するに足らん。

附言。韓國の稅關は明治十六年、仁川の開港と共に仁川釜山元山の三港に設置せられたるを元祖とし、今は木浦鎮南浦を始め其餘の諸開港場にも之れか設備を見るに至れり。抑も其初め海關創設の當時にありては、清國の半島に於ける勢力至大の時代なりしを以て、海關事務は擧げて之れを清國に依頼せり。當時清國の海關事務は英人ハート(Robert Hart)の掌理する所たりしを以て、韓國の稅關も亦同氏の監督の下に立ち、時の外務顧問たりし獨人穆麟德之れを司掌せしか、穆去るに及び英人ストリツプリンク(A. B. Stripling)代つて一時稅關事務を取扱へり。明治十八年の十月、米人メリル(H. F. Merrill)新に入つて該事務を總理するの任に就き、同二十二年十一月獨人シヨニツケ(J. F. Schoenicke)其職を襲ひ、同二十五年九月英人モルガン(F. A. Morgan)之れに代はり同二十六年十月英人ブラオン(J. McLeavy Brown)新に總稅務司に任せらるゝと共に該事務は同氏の手に移り、其後清國との關係は絶へしも氏の依然其職に居り、引續ひて今日あるに至りしこと讀者の知る所なり。將た又稅關の度支部所管より離れて別に獨立衙門をなすこと今も昔に異ならず(尤も稅關を度支部に移

屬せしめんと議は輒近畿ひか決せられしも未だ其効果を事實の上に表示するには至らざるなり。

昨年度即ち光武四年度(韓國政府の會計年度は一月に始まり十二月に終る)の總豫算を見るに、其歳入は六百十六万一千八百七十一元にして、歳入は六百十六万二千七百九十六元なり。然れども後段に詳記せるか如く、韓廷は近年五錢の白銅補助貨幣を濫發するのみにして、絶へて本位貨幣を鑄造することなきが故に、國庫内には實價ある貨幣極めて少なく、率ね白銅貨幣を以て充積せられ、而も尙ほ且つ濫發其弊を悟らずし盛に之れを續行するか故に、今日僅に現存する圓銀若くは我が紙幣と雖も遂には全く驅逐せられ、残るは獨り白銅貨幣のみたるに至るべきは、期年を出てすして疑ひなく現はれ來るべき事實なり。故に其六百有餘萬元と號する韓廷の歲計豫算も、之れを我が貨幣に換算すれば結局六十有餘萬元(該白銅貨幣を潰し價にすれば呼價の約一割に過ぎず)を出てさるべきの命運を有するなり。今光武四年度の總豫算に對する其内譯の要領を擧ぐれば左の如し、

歳出經常部

皇室費

六五五、〇〇〇

元帥府所管

四四、八九三

議政府所管	三七、八八四
内 部 所 管	一、三三七、八〇一
外 部 所 管	一三六、一二二
度 支 部 所 管	八七九、三〇〇
軍 部 所 管	一、六三六、七〇四
法 部 所 管	五六、三二三
學 部 所 管	一六三、〇〇五
農商工部所管	三七七、一三六
中樞院所管	一七、一二八
扈衛隊所管	五一、六一〇
量地衛門所管	四三、九一六
表勳院所管	二二、一六〇
合 計	五、五五八、九七二
歳山臨時部	
議政府所管	一、九〇三
第八章 財政	三〇五

第八款 財政	三〇六
内部所管	五三、三〇〇
外部福管	四八〇
農商工部所管	四七、二一〇
合計	一〇二、八九九
豫備金	五〇〇、〇〇〇
歳入總計	六、一六一、八七一
歳入部	
第一款 租稅	
第一項 地稅	五、四〇九、七九六
第二項 戶稅	二、九八一、三一八
第三項 雜稅	二七八、四七八
第四項 既住年度所屬收入	二〇〇、〇〇〇
第五項 人蔘稅	九九〇、〇〇〇
第六項 砂金稅	一五〇、〇〇〇
第七項 港稅	一〇、〇〇〇
第八項 港稅	八〇〇、〇〇〇

更に歳出經常部及び臨時部の各科目に就き其款項を明細に擧ぐれば左の如し、

第二款 雜收入	七〇、〇〇〇
第三款 鑄造費	三五〇、〇〇〇
第四款 前年度歳計剩餘額	三三三、〇〇〇
歳入總計	六、一六二、七九六
歳出經常部	
皇室費	
第一款 皇室費	五十萬五千元
第一款 皇室費	五十萬五千元
第二款 享祀費	十五萬元
第一款 享祀費	十五萬元
合計六拾五萬五千元	
元帥府所管	
第一款 元帥府本廳	四萬四千八百九十六元
第一款 俸給	一萬六千四百二十二元
第八款 財政	三〇七

第八章 財政

第二項 雜給

六千六百元

三〇八

第三項 應費

一萬四千二百七拾五元

第四項 服裝費

二千九百六拾六元

第五項 旅費

一千元

第六項 馬匹馬裝馬飼料

三千六百三拾元

元帥府所管合計四萬四千八百九十三元

議政府所管

第一款 議政府本廳

三萬七千〇九十四元

第一項 俸給

二萬九千九百拾元

第二項 雜給

一千八百二十四元

第三項 應費

一千二百元

第四項 廳舍修理費

五百元

第五項 旅費

六十元

第六項 官報費

三千六百元

第二款 吏庫守護費

七百九拾元

第一項 吏庫守護費

七百九拾元

議政府所管合計三萬七千八百八十四元

內部所管

第一款 內部本廳

三萬六千四百三十九元

第一項 俸給

三萬五百十九元

第二項 雜給

二千五百二十元

第三項 應費

二千四百元

第四項 廳舍修理費

五百元

第五項 旅費

五百元

第二款 警務本廳

二十一萬四千八百八十七元

第一項 俸給

十六萬四千九十四元

第二項 雜給

四千五百二十四元

第三項 廳費

一萬四千四百元

第四項 廳舍修理費

二千一百八十元

第五項 旅費

二千五百元

第八章 財政

三〇九

第八章 財政	第六項 常直食費	二千四百元
	第七項 被服費	三萬三千五百三十九元
	第八項 醫療費	一百五十元
	第九項 偵探費	三百元
第三款 警務監獄署	第一項 俸給	一萬四千二百六拾二元
	第二項 雜給	三千五百二十八元
	第三項 廳費	二千三百八十八元
	第四項 廳舍修理費	七百元
	第五項 被服費	五百元
	第六項 在監囚食費	一千四十九元
	第七項 埋葬費	六千元
第四款 漢城府	第一項 俸給	一百元
	第二項 雜給	五千八百二十八元
		四千二百八元
		七百九十二元

第三項 廳費	六百元
第四項 旅費	一百二元
第五項 廳舍修理費	一百元
第五款 地方各道	十四萬三千四百二十四元
第一項 俸給	八萬八千四百元
第二項 雜給	一萬九千三百四十四元
第三項 廳費	一萬五千十五元
第四項 旅費	一萬三千二百六元
第五項 廳舍修理費	一千一百五元
第六項 罪囚費	六千五百三十四元
第六款 地方各府	四萬一百五十二元
第一項 俸給	一萬八千九百三十六元
第二項 雜給	一萬三千二百四十八元
第三項 享祀費	一千二百元
第四項 廳費	三千元

第八章 財政

第五項 旅費

一千八十元

第六項 廳舍修理費

六百元

第七項 機密費

二千八十八元

第七款 濟州牧

四千二百二十二元

第一項 俸給

三千元

第二項 雜給

六百八十四元

第三項 廳費

二百五十元

第四項 旅費

九十元

第五項 罪囚費

一百九十八元

第八款 地方各郡

七十八萬一千四百六十九元

第一項 俸給

五十萬七千六百四十四元

第二項 雜給

十七萬九千八百五十二元

第三項 享祀費

二萬七千二百元

第四項 廳費

五萬五千九百五十元

第五項 旅費

二萬一千五百三十元

第六項 機密費

九千八百六十四元

第九款 各港警務署

六萬六千五百九十一元

第一項 俸給

四萬七千二百六十四元

第二項 雜給

一千七百二十八元

第三項 廳費

五千二百元

第四項 旅費

四千元

第五項 廳舍修理費

五百八十元

第六項 被服費

五千五百七十五元

第七項 罪囚費

二千二百四十四元

第十款 病院費

八千四百二十四元

第一項 俸給

五千七百三十六元

第二項 雜給

五百七十六元

第三項 廳費

四百八十元

第四項 廳舍修理費

二百元

第五項 藥品費

一千元

第八章 財政

第八章 財政

第六項 病人食費

四百三十二元

第十一項 種痘費

五千六百六十四元

第十二項 地方官赴任旅費

五千六百六十四元

第一項 地方官赴任旅費

一萬元

第十三項 地方各享祀費

一萬元

第一項 地方各享祀費

八百五十六元

內部所管合計壹百三十三萬八千八百一十二元

外部所管

第一款 外部本廳

二萬六千九百二十四元

第一項 俸給

一萬七千六百九十六元

第二項 雜給

二千三百二十八元

第三項 廳費

二千元

第四項 廳舍修理費

三百元

第五項 旅費

五百元

第六項 電報費

九百元

第七項 宴會費

二千元

第二款 各開港場監理署

一千二百元

第一項 仁川監理署費

四萬七千七百三十八元

第二項 東萊監理署費

六千一百三十二元

第三項 德源監理署費

六千十二元

第四項 慶興監理署費

五千六百七十二元

第五項 務安監理署費

四千一百七十二元

第六項 三和監理署費

五千二百二十二元

第七項 沃溝監理署費

五千二百二十二元

第八項 昌原監理署費

五千二百二十二元

第九項 城津監理署費

四千八百六十二元

第三款 在外公館

十六萬二千四百六十元

第一項 駐日本公使館費

一萬八千二百二十元

第八章 財政

第八章 財政

三一六

- 第二項 駐美公使館費 三萬二千一百八十元
 - 第三項 駐英德義公使館費 三萬四千四百八十元
 - 第四項 駐俄法奧公使館費 三萬四千四百八十元
 - 第五項 駐清公使館費 四萬二千一百元
- 外部所管合計二十三萬六千一百二十二元

度支部所管

- 第一款 度支部本廳
 - 第一項 俸給 五萬八千四百七十四元
 - 第二項 雜給 四萬六千二百十八元
 - 第三項 廳費 八千二百五十六元
 - 第四項 廳舍修理費 三千五百元
 - 第五項 旅費 三百元
- 第二款 耆老所
 - 第一項 耆老所 二百元
- 第三款 稅關
 - 第一項 稅關 五百十五元
 - 第二項 稅關 十四萬二千六百元

- 第一項 仁川稅關 五萬六千三百五元
- 第二項 釜山稅關 三萬一千八十元
- 第三項 元山稅關 一萬九千一百十五元
- 第四項 務安稅關 七千二百元
- 第五項 三和稅關 七千二百元
- 第六項 沃溝稅關 七千二百元
- 第七項 昌原稅關 七千二百元
- 第八項 城津稅關 七千二百元
- 第四款 典閱局 三十萬元
- 第五款 國貨
 - 第一項 國貨 十三萬三千九百五十五元
 - 第二項 國貨 七萬六千五百九十一元
 - 第三項 國貨 五萬七千三百六十四元
- 第六款 功臣世錄 一千九百五十六元
- 第一款 功臣世錄 一千九百五十六元

第八章 財政

三一七

第八章 財政

第七款 國庫金搬運費

二十四萬二千八百元

三二八

第一項 國庫金搬運費

二十四萬二千八百元

度支部所管合計八十七萬九千三百元

軍部所管

第一款 軍部本廳

四萬二千二百十六元

第一項 俸給

三萬一千四百二十二元

第二項 雜給

二千八百八十元

第三項 廳費

二千五百元

第四項 廳舍修理費

五百元

第五項 旅費

八百元

第六項 禮常服費

九百九十四元

第七項 外國人給料

三千一百二十元

一百五十九萬三千九百元

第二款 軍事費

第一項 侍衛聯隊費

四千八百四十四元

第二項 親衛聯隊費

五千十四元

第三項 侍衛隊費

五十二萬四千二百二十八元

第四項 親衛隊費

五十三萬五千四十六元

第五項 侍衛砲隊費

三萬三千六百三十六元

第六項 鎮衛隊費

八萬七千七百十元

第七項 地方隊費

三十萬三千六十七元

第八項 軍樂隊費

四千六百八元

第九項 輜重兵費

九千八百九十一元

第十項 武官學校費

四萬一千九百十八元

第十壹項 武藝廳費

一萬七百元

第十貳項 士卒致辭費

四百元

第十參項 機械廠費

二萬七千三百二十元

第十肆項 日傘奉持費

一千六百八元

第三款 外國留學費

四千九十八元

第一項 日本留學生費

四千九十八元

軍部所管合計一百六十三萬六千七百四元

第八章 財政

三一九

第八章 財政

法部所管

第一款 法部本廳

第一項 俸 給 五萬六千三百十三元

第二項 雜 給 四萬一千三百十八元

第三項 廳 費 三千一百五十二元

第四項 廳舍修理費 三千六百八十元

第五項 旅 費 五百五十元

第六項 被服費 一千二百元

第七項 法律教師俸給 四百十三元

法部所管合計五萬六千三百十三元

學部所管

第一款 學部本廳

第一項 俸 給 二萬三千三百六十六元

第二項 雜 給 一萬五千六百二十元

第三項 廳 費 一千二百九十六元

一千元

第四項 教科書印刷費 五千元

第五項 廳舍修理費 三百元

第六項 旅 費 一百五十元

第二款 觀象所

第一項 俸 給 六千十元

第二項 雜 給 五千一百九十元

第三項 廳 費 一百二十元

第四項 曆書費 八十四元

第三款 學校費

第一項 俸 給 六百十六元

第二項 雜 給 八萬八千六十九元

第三項 成均館費 二萬三千四百十元

第四項 漢城師範學校費 三千六百九十六元

第五項 中學校費 二千八百七十元

第六項 醫學校費 二千八百四十元

第八章 財政

第八章 財政

- 第七項 高等小學校費 七百四十元
- 第八項 官立小學校費 四千二百四十元
- 第九項 日語學校費 一千一百七十九元
- 第十項 英語學校費 二千三百四十八元
- 第十一項 法語學校費 一千二百二十四元
- 第十二項 俄語學校費 一千二百二十四元
- 第十三項 英語學校費 一千一百七十九元
- 第十四項 德語學校費 一千二百二十四元
- 第十五項 外國語學校教師俸給 三萬七千七十元
- 第四款 公立學校補助費 二萬四千九百元
- 第一項 漢城府小學校 六百元
- 第二項 十三府小學校 四千六百八十元
- 第三項 九港小學校 三千二百四十元
- 第四項 三府小學校 一千八百十元
- 第五項 二十六郡小學校 九千三百六十元

- 第六項 真洞學堂補助費 二千九百四十元
- 第七項 京城學堂補助費 三百六十元
- 第八項 仁益兩港日語學校補助費 二千六百四十元
- 第五款 私立學校補助費 七千二百四十元
- 第一項 補助費 七千二百四十元
- 第六款 外國留學費 一萬三千四百二十元
- 第一項 義和君學資金 三千元
- 第二項 李謙官學資金 二千五百元
- 第三項 留學生學資金 七千九百二十元

- 農商工部所管
- 第一款 農商工部本廳 四萬二千九百九十六元
- 第一項 俸給 二萬九千四百四十八元
- 第二項 雜給 一千八百四十八元
- 第三項 廳費 一千四百四十元

第八章 財政

第四項 廳舍修理費

五百元

三三四

第五項 旅費

一千元

第六項 教師以下俸給

八千七百六十元

第二款 事業費

三十三萬四千一百四十元

第一項 郵遞費

十四萬三百五十元

第二項 電報費

十七萬七千元

第三項 印刷費

三千二百九十五元

第四項 堤堰修築費

四百二十四元

第五項 製鹽費

一萬元

第六項 鐵道費

三千七十一元

農商工部所管合計三十七萬七千一百三十六元

中樞院所管

第一款 中樞院本廳

一萬七千一百二十八元

第一項 俸給

一萬四千五百五十六元

第二項 雜給

一千二百七十二元

第三項 廳費

一千二百元

第四項 廳舍修理費

一百元

中樞院所管合計一萬七千一百二十八元

扈衛隊所管

第一款 扈衛隊本廳

五萬一千六百十元

第一項 俸給

三萬九千八百八十八元

第二項 雜給

三千二百一元

第三項 廳費

四千八百元

第四項 被服費

三千七百二十一元

扈衛隊所管合計五萬一千六百十元

量地衙門所管

第一款 量地衙門本廳

四萬三千九百十六元

第一項 俸給

二萬二千七十二元

第二項 雜給

四百元

第三項 廳費

一千二百元

第四項 廳舍修理費

二百元

第八章 財政

三三五

第一項 盜賊費	一千元
第四款 漂焼恤金	三千元
第一款 漂焼恤金	三千元
第五款 收埋費	三百元
第一款 收埋費	三百元
内部所管合計五万三千三百元	
外部所管	
第一款 日本兵弁移接家舍借貸費	四百八十元
第一款 日本兵弁移接家舍借貸費	四百八十元
外部所管合計四百八十元	
農商工部所管	
第一款 博物館費	四萬五千七百元
第一款 博物館費	四萬五千七百元
第二款 鑛山査檢費	一千五百十六元
第一款 鑛山査檢費	一千五百十六元

農商工部所管合計四萬七千二百十六元
 歲出臨時合計十萬二千八百九十九元
 豫備金 五十萬元
 歲出總計六萬六千六百七十一元

地稅

半島の財政事情を究めんとせば、先づ主として以上歲入の諸科目を覈査することそ便利なるか如し。乞ふ先づ地稅に就いて見んか、其之れを二百九十八萬餘元と打算せし所以のものは他なし、全國各府縣より收穫し得へき米穀をば總して十八萬二千六百四十四結と豫算し、其内水旱若くは他の災厄等に依り若干の減穫を假想して之れを七萬結とし、毎結平均額をば四元と假定して之れを控除し、更に既往年度の實收額を參酌して其確實に徵稅し得へき者を其六割五分に見積り、茲に前記の收入豫算を立てしなり。其當初結數を豫算するの法は、大略韓國に於ける地稅の沿革より下つて其現行制度を究むるにあらんは了解し難きを以て、説明の順序として左に其概要を記述すへし。

地稅の沿革

謂ゆる開國以前のことには爰に攔し、現王朝李氏の初代に於ける田制を案するに、田の等級は三等に分たれ、其量尺は各相同しからず、即ち上田尺度は二十指とし、中田尺度は二十五指とし、下田尺度は三十指とし、此等級に應じて收穫の量を計算する簡易の田制なりしか、第四世世宗の朝

に至り改めて之れを六等とし、一等田尺は周尺四尺七寸七分五厘とし、二等以下皆其等級を附し、六等に至りて其田尺九尺五寸五分に準ずるの制となし、同時に歳の豊凶に依り收穫に等差を立て、課率に酌量を加ふるの規定を設け、之れを九等に分ち、其上々作は毎結の收穫水田に於ては米、畑に於ては大豆各二十斗を得ることとし、以下其豊凶を案し、毎結二斗を遞減して下々の四斗に至らしめぬ。第十七世孝宗に於て此隨等異尺の制は廢せられ、量地尺は等級の高下を論せず凡て周尺四尺七寸七分五厘となし、此量尺に準して田一尺平方を一把となし、十把を一束となし、十束を一負となし、百負を一結とせり。而して横一百尺、縦一百尺、即ち計積一萬平方尺の地一等は即ち一結となし、二等は八十五負となし、三等は七十負となし、四等は五十五負となし、五等は四十負となし、六等は二十五負となし、其田の等級に應じて課税するものとせり。此く云へば讀者或は惑はん、結とは面積を計る尺度なるや收穫を表する目安なるや如何と、此疑惑は結なる文字を混用せるより來る當然の疑惑なり、何となれば謂ゆる結には本來面積上の結と收穫上の結との二種あればなり。夫れ結は前述の如く百負より成り、一負は十束より成り、一束は十把より成り、一把は田一平方尺を意味す、故に一結は即ち一萬平方尺なることを俟たじ、今此比例を取りて尺把束負結等を我か尺度に換算すれば大約左の如し、

一 尺 三尺〇六分五厘五毛(曲尺)

一 把 九平方尺餘(曲尺)

一 束 二坪七合五勺八才餘

一 負 二十七坪五合八勺八才餘

一 結 二千七百五十八坪八合九勺八才餘即ち九反一畝二十八步餘

(備考) 田尺一尺は前掲の周尺四尺七寸七分五厘に當り周尺一尺は我か曲尺六寸

四分二厘に當るなり。

一結を以て大約九反一畝有餘といふ、是れ面積上の結を我か尺度に換算せるものなり、去れと收穫上の結を打算するには前記の一等より六等に至る負の比例數を乗せざるべからず、即ち

	面積上の結	收穫上の結の比例
一等田	一〇〇	一〇〇
二等田	一〇〇	八五
三等田	一〇〇	七〇
四等田	一〇〇	五五
五等田	一〇〇	四〇
六等田	一〇〇	二五

の割合より計算して收穫上の一結は大約我が

一等田	九反一畝二十八步餘
二等田	一町二畝十一步餘
三等田	一町二反五畝九步餘
四等田	一町五反八畝餘
五等田	二町一反七畝十六步餘
六等田	三町四反八畝二步餘

となるなり、故に一等乃至六等の田級に應じて一結の廣狹に著しき差等あること知るべきなり。又田は古來其常に耕作するものを正田と稱し、或は耕作し或は休耕するものを續田と稱し、廢耕久しく遂に等級を降して減稅するものを降等田と稱し、降等の後に至るも尙ほ耕作せざるときは又降して之れを續降等田と稱し（現今は田畑を單に正と陳との二類に分つに止む正田とは耕作に使用し地稅を賦課するものをいひ陳田とは荒廢して耕作に使用せらるる爲めに地稅を免除せるものをいふ）、田地彙帳に登記なき地を新に耕作したるものを加耕田と稱し、藁莽を焚ひて粟を種ゆるものを火田と稱す。火田は特に二十五日耕を以て一結とし、稅額をして輕からしめ、荒田の起墾に屬するものは三年の稅を免除し、既に起墾して再び荒廢に屬せしものは全く免稅す。此稅法

は久しく行はれしか、遂に開國五百三年に至りて現行制度に改まりしなり。

地稅若くは地租といふと雖も、其課稅物件は田畑のみにして、宅地山林牧場等は其課稅外にあり、故に半島にありては寧ろ之れを田稅といふに至當とす。山來田稅は水田（俗に溜と書す、本邦にて火田を畑と書するか如し）にありては米を納め、旱田（俗に田と呼ぶ、我邦の畑なり）にありては大豆を納むるを正式としたれとも、全國各道各其事情を異にし、運輸交通の便否其間に著しき逕庭ありしを以て、各道各邑其負擔に輕重あるは勿論、其上納方法の如きも或は米穀を以てし、或は布帛を以て之れに代へ、或は錢納の行はるゝあり。古來の規定に依れば、沿海の地方は總て米納を要し、山間の地方は其半額は錢又は布帛を以て代納するを許し、又地方に依りては全く錢納を要せし所もあり。其運搬費は結に附加して納稅人より徵收せり、即ち沿海地方は其遠近に應じて之れを四等に區別し、其一等は一石に對し二斗五升とし、以下毎等五升宛を遞減し、而して陸上の運搬費は一駄の負擔を木綿五百十四とし、毎日一息（凡そ我が三里）を行くものとし、之れに對して四錢（我が二錢）を課せり。去れと此賦課徵收の割合は京畿附近の例にして、全道を通し迎も均一ならさりしは明白なり。甲午改革の時に至りて租稅は一般に錢納と定まり、翌年田に對する各種の稅目を廢し（開國五百四年八月法律第十三號）、野郡は一結につき葉錢三十兩即ち我が六圓、山郡は二十兩即ち我が四圓の率を定め、又納稅期を二期に分ち、第一期は其年十月以內

現行制度

にして十分の五を納め、第二期は翌年一月以内にして其餘の十分の五を納むること、せり（同年九月法律第十九號）。

建陽元年に至りて田税の税率は改正せらる、即ち各道の舊慣を參酌し、地方に依りて税率を上下し、之れを十三等に區別せり。此十三等とは他なし、米穀一結に對し一等に於て六元、二等に於て五元、三等四元、四等三元一兩、五等三元、六等二元四兩、七等二元二兩、八等二元、九等一元三兩、十等一元、十一等四兩、十二等二兩半、十三等二兩を課すること是れなり。京畿忠清全羅慶尙黃海江原各道の如き米作豐饒の地は一等乃至三等の上位に列し、平安咸鏡兩道の各地方は其以下に降つて十三等までの間に位す。其賦課方法を詳言すれば、先づ當該土地の收穫の多寡を定むる目安として一斗落に要する最良土地の面積に對して六錢の割合に依り、百斗落の土地に六元を課することとし、之れを單位として一結と稱し、之れに依りて田畑を以上の十三等に區別するなり。斗落とは播種の多少に依りて面積の廣狹を計算表示する方法にして、水田には斗落又は石落と稱し、旱田には日耕と呼ぶ、但し地方に依りては麥を標準として旱田にも斗落を以て稱呼する所あり。其一斗落とは穀一斗（我が三升四合三勺餘）を播種すべき地にして、一石落とは穀一石（我が六斗八升六合餘）を播種すべき地をいひ、一日耕とは一頭の耕牛と一人の壯丁にて粗末なる犁を用ひ一日間に耕作し得る地の義なるも、素より計算の標準粗策にして共に多少の廣狹を毎

耕地反別

毎に生ずるを免かれざるは言ふまでもなし。

半島全道の耕地反別總數は、古來其精確なるもの到底知るに難しと雖も、今六典條例（第三卷第四葉）を參考するに其總反別は左の如きなり。聊か多きに過ぐるやの感あれとも概略此邊の數を基礎として取捨算出すれば、蓋し今日と雖も大差なかるべきなり。

元帳付田	一、四五五、四九二
流來陳雜田	四四二、二九五
各樣免稅田	二〇二、二八八
時起田	八一〇、九〇九
合 計	二、九一〇、九八四

小作の制

半島古來の農制を見るに、土地兼併の風は盛に行はれ來りしは掩ふへからざるか如し、隨つて全國の耕地は率ね富戶豪族の所有に歸し、地方人民は相背ひて其小作人たるに至れること今日の狀態なりとす。小作法には賭地法と打作法との二種あり、賭地法とは小作料を豫め一定し置くものにして、打作法とは收穫高を年々見分し之れを小作人と折半するの法なりとす。畑は概して賭地法に依るも、田は忠清京畿兩道に於ては率ね打作法を取り、南全羅地方に於ては賭地法を用ゆるもの多しと聞く、唯官有田及び王族に屬する地は孰れも賭地法を用ゆるか如し。賭地法を用ゆる

尺度量目

所にては豊年に際し凶作の豫備をなし置かざるべし。故に餘裕なき佃戸に於ては却つて打作法を喜ぶの風あるなり。又賂地法に於ては歳の豊凶を問はず一定の小作料を支拂ふの外、地税を小作に於て辨ずると辨せざるとは其約束如何にありて、各地の慣習必しも一定せざるに似たり。其小作料の程度は、豊凶の歳を平均せば打作法に依るよりも却つて過重なるやの傾向ありと雖も、取上見分の際に於ける諸雜費の省略より計算すれば、其結果に於て大差なきもの如し。小作料は大豆若くは麥を以て定むるものなきに非ずと雖も、米を以て計算するか普通なりと云ふ。序次ながら韓國の尺度量目を記せんに、韓國の尺度は尺度といふも殆んど尺度たるの用をなさざるほと不規則にして、各道各邑は勿論、甚しきは戸々に其量尺を異にするか故に、國中畫一の尺度は到底之れを得るに由なきなり。今特に其最も普通なるものを求むれば、尺度には少なくとも反物尺、工匠尺、山尺の三種あるか如し。反物尺に於ては本來秬黍の中形なるもの十粒を以て一分とし、十分を以て一寸とし、一寸を一尺とし、四十尺を一匹とするものなれとも今や紛亂雜糅、或は一匹を三十四尺乃至三十八尺となすあり、或は三十一、二尺のものあり、甚しきは二十一、二尺に過ぎざるものすらあり。工匠尺は稍々一定し、其一尺は我が曲尺より二寸弱短きか如し。山尺は土地の距離を計るに用ゆ、其單位は一步(我が曲尺四尺一寸四分)といひ、三百歩を一里とし、三十里を一息とす、故に一里は我が三町二十七間に當り、一息は我が二里三十一町半に當るなり。

戸税及び其沿革

樹量に至りては大別して官樹及び私樹の二種あるを見るべし。官樹は主として上納の米穀を量るに用ゆ。舊制に依れば、秬黍の中形なるもの一千二百粒を以て一勺とし、十勺を一合とし、十合を一升とし、十升を一斗とし、十五斗を一石となすものなるも、一石にして或は十二斗なるあり、或は十斗五升なるあり、私樹も亦一石十八斗なるあり、十七斗なるあり、十六斗なるあり、物を量る場合には特に二十斗を以て一石となすか如く、區々に亘りて復た畫一せるものなし、其他民間の依量の如きは地方に依りて其量目を異にし、一俵十五斗より二十斗の間を昇降するか如く、要するに尺度量目の名ありて其實は更に認むべからざるなり。地税を外にしては、韓國に於ける直税は唯一の戸税、一名戸布錢あるのみ。戸税は本來兵役の代りに徴收せる免役税に外ならざりしも、爾來性質一變し、今日に於ては恰も家屋税の形跡を有する一種の人頭税と見て大差なきなり。其税率は一戸四十錢なりとす。今戸税の沿革を尋ぬるに、現王朝開國の始め、全國徵兵の制を布き、中人と常民とより壯丁を抽ひて兵役に就かしめしか、第二十一世英宗の朝に至りて徵兵制度は一部廢せられ、米錢代納の制即ち謂ゆる戸税は創めて設けられたり。其税率は兵種の如何に依り米三斗なるあり、四斗なるあり、或は錢二兩なるありき。然るに此制に依るときは、一家數人の男子あらば其負擔重く、男子なくんは全く負擔することなきより其間に偏倚の嫌あるとなし、大院君攝政の時に至り税率を改めて毎戸悉く四十錢なる均一

の税率を課すること、せり、是れ現行制度の起因にして(前の駐韓英國總領事代理たりしウィルキンソン氏の有益なる著 *The Korean Government* に、戸布錢は大院君攝政の時創設せられたりとあるは此點を誤解せしものなりと思はる)同時に舊制にありては其負擔者は中人と常民なりしも、此際改めて之れを兩班にも及ぼすこと、せり。去るにても戸税の賦課區域は獨り城外地方のみにして、京城内には之れを賦課せざるなり。蓋し此税を創設したる當時、城外人民の民力を休養せしめて其發達を圖るの目的に由り、向ふ一百年間を限り特に城内住民に其賦課を免除せしか始まりにして、而も此免除期間を經過せる今日、城内は尙ほ免除の典恩に浴し、地方の住民をして獨り負擔の重壓を歎せしむるか如し。然り而して其之れを賦課するに當りては、豫め當該地方の戸口を詳密に調査するの要ありと雖も、山來韓國のこと、て其調査は素より行届かず、納税者は其負擔の輕少ならんことを欲するの餘、戸數隱匿の策を盡し、遂に數十戸にして僅に一戸の納税をなすか如きは往々にして聞く所なり。殊に現行制度を實施すること既に數十年に及ぶも、其間一たひも改定補正することなく、全道の戸數年々減少の實あるも其まゝ依然として舊來の割合に依り納税額を配當するか故に、其収入も年々歳々豫定の如くに實收するを得ず、現に昨年度に居ても戸税の収入豫算額は當初六十九萬一千九百九十七元とすへき計算なりしも、既往年度の實收額より推して考ふれば、其實收し得べきは到底之れか五分の二に出でざるべきを認め、茲に二十七萬八

既往年度所屬
收入

千四百七十八元と定めしか如き、其實情推して知るべきなり。要するに地税といひ、戸税といひ、上來配するか如く其當初の豫算額と實收額とは常に著しき軒輊を生じ、例へば昨年度の豫算に於ても、其實際に收入せらるべき見込ある高は實に孰れも當初の豫算額の半額以下にあるか如き、是れ畢竟徴税の方法宜きを得ざるの致す所に外ならざるべし。現に既往年度所屬收入なる歳入豫算科目の金額が年々増加するか如き、乃之か適切な例證にあらざるなきか。今試に其額を累年に参照するに、該科目の金額は建陽二年度即ち光武元年度に於てに二十萬元なりしも、光武二年には三十五萬八千元となり、同三年に於ては六十一萬三千九百四十元となり、同四年度即昨年度に至りては遂に増して九十九萬元の多きを見るか如き、是れ職として徴税の方法其當を得ざるに由らざるはあらず。徴税の方法其當を得ずんば、收入豫算を立つるの標準は其正確を期するを得ず、收入の標準にして正確ならずんば、其實收額は其豫算額と常に甚しき相違を生じ、當該年度に屬する租税も豫期の如くに徴收するを得ず、終に之れを翌年度の歳入豫算に繰入れざるを得ざるの結果は、年々歳々徴收し得べからざるの數字を豫算表上に掲出するに止まり、而も其額は累年多尙を加ふるのみにして、其極財政紊亂の端を啓くに至るは東西古今其例に乏しからず、戒め恐れざるべけんや。

間接税

地税戸税等の直税の收入か此の如く不確實なるに反し、雜税、人蔘税、砂金税、港税等の間税若くは

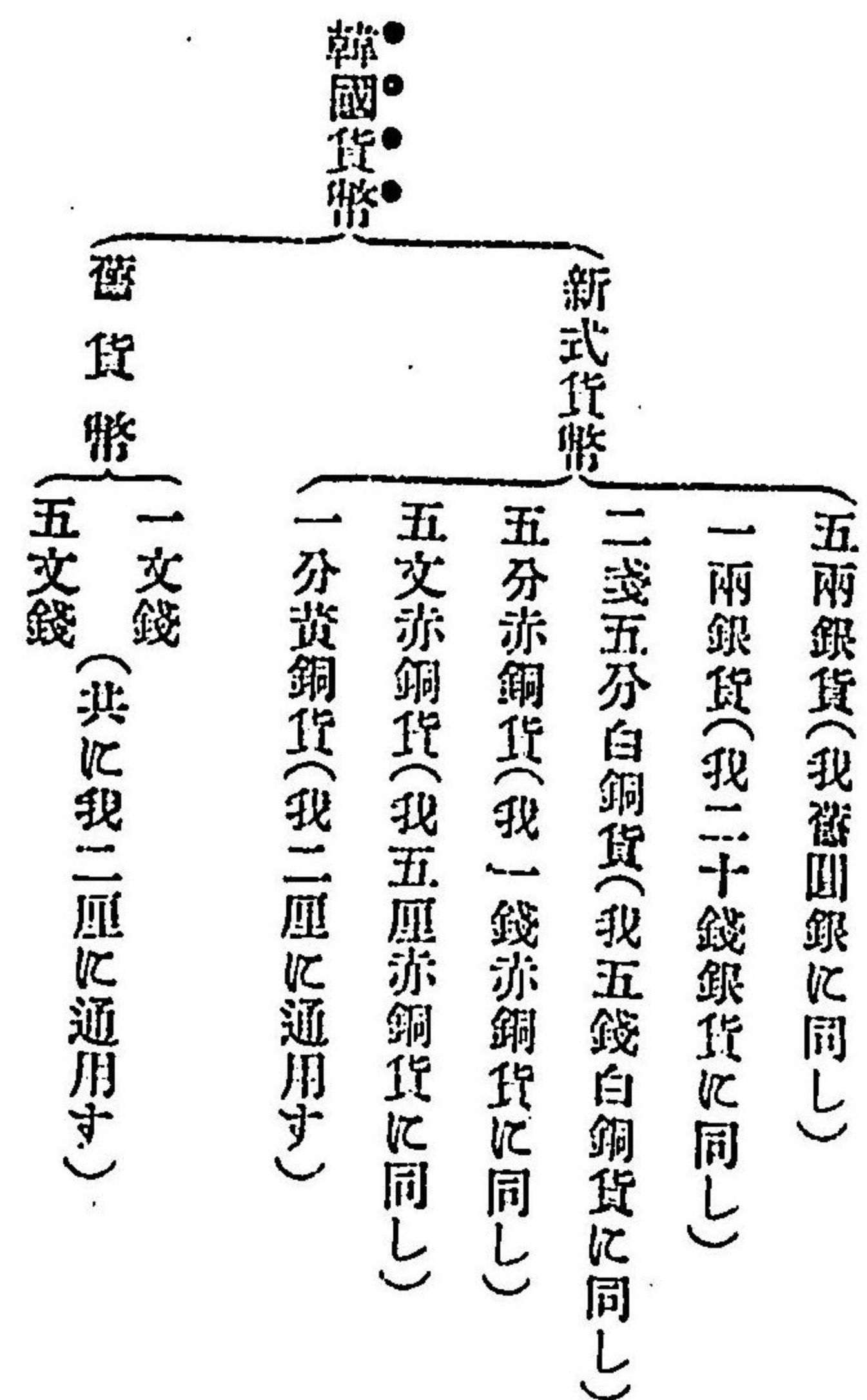
間税類似の租税の収入か却て比較的に確實なるは奇と謂ふべし。謂ゆる雜税とは屯稅、驛賭稅(古來驛邑にし其驛丁を養ふ資源として特設せし田地より生ずる税なり、又驛邑には此外驛丁支養の財源として馬位沓なる者を有せり、馬位沓とは強盜若くは謀逆犯の罪人の所有せし田地を沒收して之を驛に下附し、驛民をして耕作せしめ、以て其經濟を補はしむるの田地をいふ)、厩稅(屠牛税なり)、漁鹽船稅等を總稱す。今夫れ人蔘稅は收入亦確實なるのみならず、其蒸遺斤數も毎年大差なく、昨年度も其前年度と等しく其稅額を十五萬元と豫算せり、即ち其斤數を一萬五千斤と假定し、毎斤稅率を十元として此豫算を立てしものにして、砂金稅は前年度の五千元に倍進して一萬元となりしは、畢竟該鑛業の進歩を豫想せし結果ならんか(實際人蔘稅は毎斤十六元なるも、其内十元だけ度支部に入り、其餘の六元は皇室の私庫に入るなり、砂金稅の如きも鑛山の稅金は悉く皇室の私庫に入り其國庫に入るは唯農商工部所管鑛區の砂金より生ずる稅金のみなりと知るべし)。要するに人蔘及び砂金は半島主要の産物にして、現に其産山總額に比すれば、其稅額は割合に僅少ななるの感あるか如し。今後若し韓廷にして一面には益々同業の發達を圖り、他の一面には稅法を一層に整理して脫稅を防ぎ、密賣買の行はるゝを厲止するに至らば、國庫の收入は蓋し復た今日の比にあらざるべく、乃ち韓廷主要の財源たるに至るの望なしと謂ふべからず。若し夫れ港稅即ち海關稅は收入の最も確實と認めらるゝものにして、殊に新開港場の發達と共に貿易亦發達する

に至らば、此稅は今後或は韓國財源の第一位を占むるに至るやも知るべからざるなり(第十一章第二十二表參照)。

現行の國稅は以上挙げたる數稅目を以て盡きたりとす、去れと甲午改革の以前にありては、稅目の種類其多かりしこと殆んど計ふるに遑あらず、甚しきは同一若くは類似の物件に對し、單に稅目の名稱のみを變へて重課複徵せるもの僕を更ゆるも及はざるものあるを見るなり。例へば大同米の地稅に於ける(韓人米を稱して大米といふ、大同米とは國民同一に賦課する米稅の義なり)。此稅の性質は地稅と擇むなく、全く重複するか如し、蓋し地稅の足らざるを補はんか爲めに設けられたるものと思はる、稅率は毎結十二斗なり、砲糧米の加砲糧に於ける(砲糧米は素と江華島駐在の砲糧軍の費用に充つるの目的を以て起りしもの、而して加砲糧は同島駐在水軍の爲めに賦課せし稅なり)、勅庫錢の節使錢に於ける(往古韓廷にて冠婚葬祭等の大禮を擧ぐる時清廷より特別に大使を派せる慣例あり、其大使の接待費として賦課する稅を勅庫錢といひ、又毎年清廷に派遣せる冬至使の費用に充つる爲め賦課せる稅を節使錢といへり)か如き、凡そ此類の租稅は其數古來幾十百種ありしや知るべからず、之れを概括して租稅の種目は予の研究せし限りにも既に四五十種の多きあり。今日と雖も稅目の稍々僅少になりしは國稅のみにして、若し仔細に地方稅を各道毎に調査すれば、種々の名義に係る稅目必ずや尙ほ其數少なからざらん。曾て韓廷の内部顧

現行通貨

歳入豫算の科目たる雜收入とは、官報郵便電信等よりの収入及び贖贖錢の放賣よりの収入にして、鑄造費の收入とは要するに造幣收益の義に外ならず。由來韓廷は本位貨幣を措ひて唯白銅赤銅の補助貨幣のみを鑄造す。補助貨幣の鑄造は國庫に利益を收めしむるの少なからざるは勿論なれども、供給巨多に過くれば市場は擾亂せられて金融爲めに平準を失すへきは敢て贅言を須ひざる所、乞ふ次に韓國の貨幣に就ひて其の一斑を述へん。
先づ現今韓國に於ける其通貨を分類すれば左の如し、



日本舊圓銀
日本銀行兌換紙幣
日本補助貨幣
外國貨幣

清國貨幣及び墨西哥幣

備考。新式貨幣中に擧げたる五文赤銅貨は、謂ゆる新式貨幣發行章程に依りて發行せられたる新式貨幣には非ず。

今參考の爲め新式貨幣發行章程なるもの、條項を左に掲ぐ。
新式貨幣發行章程

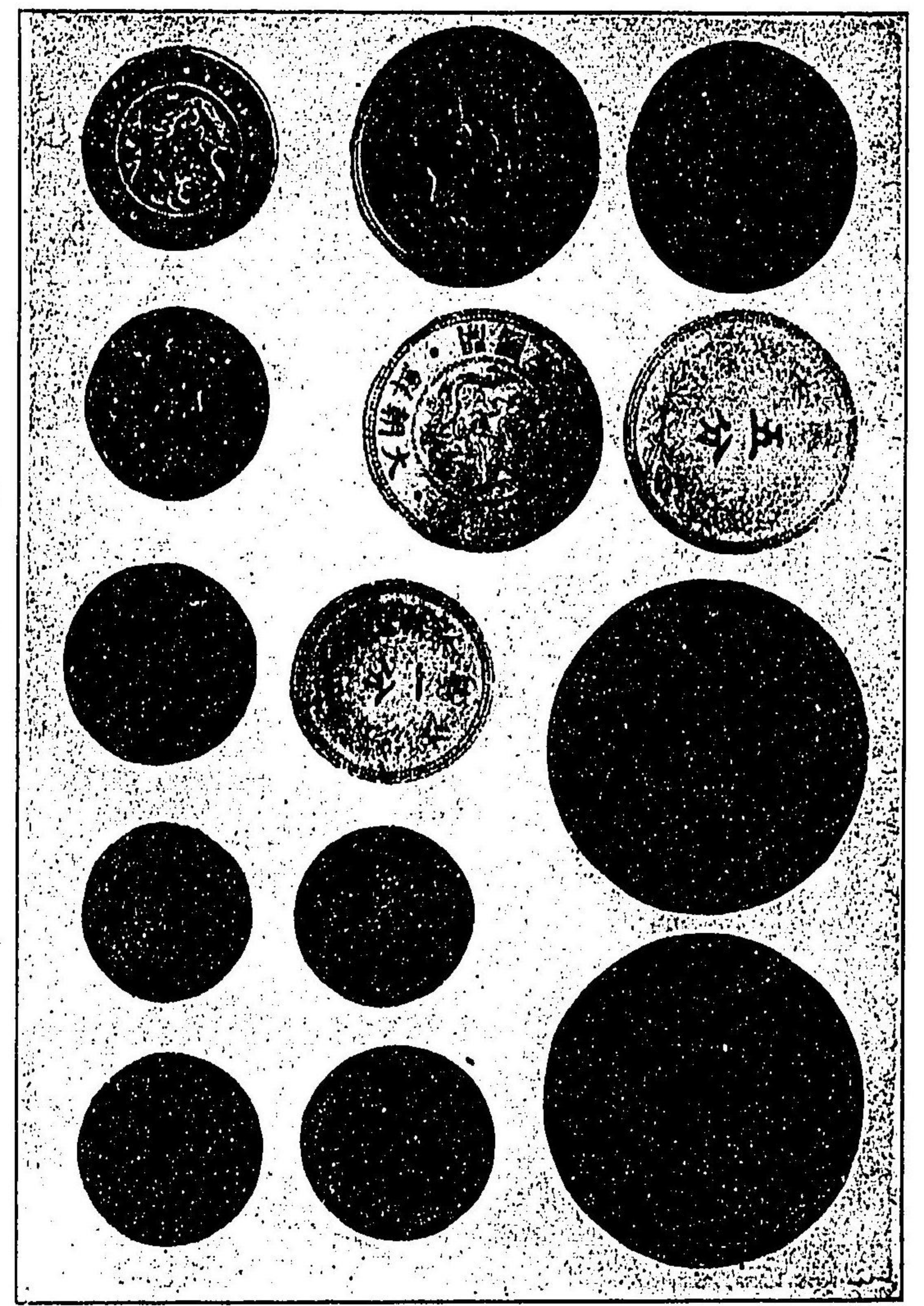
- 第一條 新式貨幣分爲四種、一曰銀、二曰白銅、三曰赤銅、四曰黃銅。
- 第二條 貨幣最低位爲分、十分爲錢、十錢爲兩。
- 第三條 貨幣分爲五等、最低位一分爲黃銅、其次五分爲赤銅、其次二錢五分爲白銅、其次一兩及五兩爲銀。
- 第四條 五兩銀爲本位貨、一兩銀以下總爲補助貨、一兩銀貨之一次與受以一百兩爲準、白銅貨以下之一次與受以五兩爲準、但與受者互相肯諾不在此例。
- 第五條 新舊貨幣一體通用以廣融匯、其比例如左、

- 黃銅一分 當舊錢一枚
- 赤銅五分 當舊錢五枚
- 白銅二錢五分 當舊錢二十五枚
- 銀一兩 當舊錢一百枚
- 銀五兩 當舊錢五百枚

第六條 凡各種稅項及俸給、以銀貨爲定者務用銀貨、或因時宜可代用舊錢、其以舊錢爲定者、照第五條比例可代用銀貨。

第七條 新式貨幣多額鑄造之先得暫混用外國貨幣、但與本國貨幣同質同量同價者始許通行。以上の新式貨幣に就き其大小量目及び性質合等を見るに左の如し。

種類	直徑(曲尺)	量目	性合
五兩銀貨	一寸二分四厘	七匁一分七厘六毛	銀九銅一
一兩銀貨	七分四厘	一匁四分三厘五毛二	銀八銅二
二錢五分白銅貨	六分八厘	一匁二分四厘二毛	
五分赤銅貨	九分二厘	一匁八分九厘七毛五	
一分黃銅貨	七分七厘	八分九厘四毛	



新式貨幣

新式貨幣

此外一圓と稱呼する我が舊圓銀に相當する銀貨幣、及び十文と五文の銅貨幣、常平通寶なる青銅貨幣あり。一圓なる銀貨幣には開國四百九十七年(明治二十一年)の刻と同五百一年(明治二十五年)の刻との二種類あり。此等の各貨幣は孰れも典國局の設立後、本邦貨幣に擬して新に鑄造したるものに係る。去れと其鑄造高は以上の各種貨幣を通して僅々三千有餘圓に過ぎざりしか故に、今日殆んど其流通を市場に見るを得ざるなり。

開國五百年七月の公布に係る前掲の新式貨幣發行章程に依りて定まれる韓國の本位貨幣にして、一兩銀貨は其補助貨幣たり。去れと當初鑄造せし高は合して又僅に十萬圓餘に止まり、爾來復た鑄造なきを以て、其本位貨幣として流通し來れる貨幣は我が舊圓銀に外ならず、即ち我が舊圓銀は今や全く韓國の本位貨幣として取扱はれつゝあるなり。其流通額は一昨々年七月末なる圓銀引換期限前にありては三百萬圓内外なりしも、同年末より一昨年及び昨年に亘りて白銅貨幣の濫發甚しく、之れが爲め五兩銀貨及び我が舊圓銀共韓人多く鑄造して地金となし、其他清商の手に依り上海香港等に輸送せられたる額頗る多く、就中五兩銀貨の如きは近時殆んど其形を見るを得ず、今其現存せる高につき予が一昨年末に概算せし所に依れば、當時舊圓銀の在京城第一銀行出張所に現在せるもの大約二十萬圓にして、當時市場に流通し居りし高は大約十萬圓内外ならん歟と推測せり。一兩補助銀貨の如きは其品位量目約我が二十錢銀貨に

同しと雖も、今日にありては白銅貨幣と同様に取扱はれ、我が貨幣を以て建とせる二十錢に對し若干の打歩を要求せらるゝ、か如き狀況なるを以て、是れ亦鑄潰され若くは輸出せられしもの多く、隨つて今日韓國政府の銀貨幣として現存するものは五兩の本位貨幣、及び一兩の補助貨幣を合して僅々五萬有餘圓を出てさるに似たり。

白銅赤銅の補助貨幣は、其鑄造開始以來一昨々年末に至る鑄造總高大約一百万圓なりしと云ふ。其後一昨年及び昨年に入りては濫發更に其度を高め、特に白銅貨幣のみの新鑄造高既に大約百萬圓に達せりと聞く。此の如く韓廷は白赤銅貨、就中白銅貨の濫發に熱中したるか爲め、其結果は獨り銀貨及び我紙幣を市場より驅逐するに至りしのみならず、一方には米穀の輸出は一昨々年来思はしからざりしか爲め、京城仁川の如きは殊に同貨の過溢となり、一時は我が紙幣に對し四五割の外打歩を見るに至り、隨つて我が輸入品の如き、從來一圓なりしものは暴騰して一圓四五十錢に達せしか爲め、販路著しく阻害せられて我が商賈の困窮甚しきものあり。其後同年末に追んで釜山仁川等より穀物漸く輸出せらるゝあり、加ふるに官營製造の資金及び金塊買入等の爲め俄に同貨の需要を生したるより、一時奔馬の勢を以て遞落せし同貨も多少其價格を恢復せり。加ふるに白赤銅貨の流通區域は當初の發行以來僅に京城仁川及び其附近に限られ、一步此以外に出づれば貨幣として信用なく、韓民一切之れか授受を肯せざりし狀況なりしも、近來に至りては多少

其趣を異にし、之れを舊韓錢に比すれば携帶計算等に於て其比較的便利なるを見、且つ京城仁川等に於て其欲する所の貨幣と交換し得らるゝを知るに至りたるを以て、地方の韓民も漸く之れを信用するの傾向を生し、京城以南木浦に至るの間は一二ヶ所を除けば其授受自由に行はれ、北方平壤地方の如き亦多少流通しつゝあるを以て、之れを其趨勢より推せば同貨幣も漸く進んで冷く全國に流通するの見込なきにあらざると雖も、而も一方に於て濫發愈々甚しきを加ふる限りは、其將來は復た如何とも判し難きのみならず、現に昨年に入りてより白銅貨幣は又々著しき下落を始め、四五月の交に至り我が紙幣に對する其外打歩は三四割を昇降せしか如き、以て其大勢を推知するを得べきなり。

葉錢

韓國古來の貨幣たる一文錢五文錢の類は之れを葉錢といふ。其形狀は孰れも我が文久錢一厘錢若くは二厘錢の如く圓形にして、中央に方形の孔を有す。五文錢は一文錢に比し其形概して大なれとも、必しも之れと同一の品位を有するにあらざり、又必しも之れに五倍する量目を有するにあらざるのみならず、等しく五文錢といふと雖も、種類に依り互に其品位大小量目を異にし、一文錢と雖も亦同様の次第なれば、五文錢も時としては却つて一文錢より粗惡なるものあり。曾て五六種の葉錢に就き其量目を檢せし者に聞くに、一文錢の一百枚にて百五十五匁なるものあり、百二十匁なるものあり、百十五匁強なるものあり、將た僅に八十四匁に過ぎざるものもあり。五文錢

にありても其一百枚にて甲は二百五十文を有し、而して乙は僅に百四十二文を有するに止まると云ふ。蓋し此の如く大小良悪の葉錢相混淆する所以のものは他なし、歴代の韓廷は貨幣鑄造を以て一の營利的事業と爲し、之れに依りて巨多の利益を占めんことを期し、逐次に粗悪の錢を鑄造したるものにして、乃ち其時代を異にせる各種の葉錢今尙ほ市場に存するの結果に外ならず。然り而して葉錢の計算法は地方に依り二様の區別あり、京畿道及び其附近の地方にては一文錢たる五文錢たるを問はず總て葉錢一枚を五文として通算するが故に、此地方に於て錢一貫文と稱するは即ち五文錢又は一文錢若くは兩者混淆せるものにて二百枚に當り、他の地方例へば釜山元山の如きにありては、之れに反し一文錢たるを五文錢たるを問はず總て葉錢一枚を以て一文と通算するが故に、錢一貫文と稱するは其一千枚に當るなり。故に此等の地方に於ける一貫文は、京畿道及び其附近に於ける一貫文の五倍に相當するなり。但し其五倍に相當すといふは呼價の五倍なることにして、實價の五倍といふ義に非ざるなり。他なし、例へば錢一貫文に對する我が貨幣の換算相場に於て、京仁地方にて金四拾錢に相當するとき之れを四割といひ、釜山元山の如きにありては、此場合には金二圓に相當するが故に之れを二十割と稱すと雖も、其謂ゆる割の單位を我が貨幣に照さば、兩者全く同一なるの理を見て知るべきなり。此關係は謂ゆる韓錢相場なるもの、何なるやを解するに就ひて、先づ知り置かざる可らざる緊要の點なりとす。

附言。韓國貨幣の稱呼は、韓廷にては新式貨幣發行章程に依り輓近元、錢、分を用ゆと雖も、民間普通の稱呼は今尙ほ古來の兩、文の外に出ず、而も其換算比價は前述の如く全道各地に依りて甚しき相違あるは勿論なるも、今主として京城及び其附近に普通なるものを述べんに、日清戰爭以前にありては、我が圓に對する文の相場は日々其高低を甚ふし、三千二百文を以て我が一圓に換算せしことあり、將た二千文の我が一圓と同價に取扱はれしこともあり、故に我が圓の換算比價は常に動搖不定たりしも、改革以後に至りて文と圓との比價は一定し、其二千五百文を以て我が一圓とすること輓近不動の換算法なり、而して百文を以て一兩とするが故に、一兩は我が四錢に當り、一圓は彼の二十五兩に當る。始めて半島に遊ぶの客、牛肉一斤鶏一羽に幾十兩を要求せらるゝことあるも幸に喫驚する勿れ。

葉錢は明治二十五年の頃平壤にて鑄造せられしを終りとし、爾來復た其鑄造なく、其流通高は當時全國を通し八百萬圓乃至一千萬圓の間なるべしといへり。去れと前述の如く一文錢と五文錢と同一に通用するのみならず、一文錢の内にも五文錢の内にも大小良悪混淆するが故に、鑄造されて地金となり、我が商買の手に依り日本へ輸出せられしもの多かりしのみならず、近時濫發の白銅貨幣に對し葉錢は寧ろ地金として遂に利あるが故に、其輸出の趨勢は近時更に一段の甚しきを加へ、加ふるに韓民の之れを鑄造して諸種の器具に製作せしもの亦少なからざるを以て、當初

の發行高に比し現時の流通高は大約其五割を減少せりと見て大差なかるべし、即ち現時の流通高は四五百萬圓の間にあらんかと思はるゝなり。然れども葉錢は亦尙ほ内地韓民間には勢力を有し、内地に旅行するとき之れを携帶せされは日常の飲食、人馬の賃錢等にも差支あるを見るなり。其他黃銅貨及び清國貨幣、墨西哥非等の流通高に至りては、今日擧げて記するに足らざるの少額に過ぎざるが如し。

貨幣在在

以上韓國貨幣及び我が舊圓銀の在在を一括すれば

一、五兩本位銀貨及び一兩補助銀貨	五〇,〇〇〇
一、白銅補助貨	一、八〇〇,〇〇〇
一、赤銅補助貨	二〇〇,〇〇〇
一、葉錢及び黃銅貨	五,〇〇〇,〇〇〇
一、舊圓銀	一〇〇,〇〇〇
合計	七,一五〇,〇〇〇

の概算を得へきか故に、韓國に於ける貨幣の在在は本邦貨幣を外にして今日大約七百萬圓内外と見れば大差なかるべし。

我が紙幣及び補助貨幣の韓國に於ける流通高は、釜山元山仁川等を始めとし、其他各開港市場に

就き其現況を調査するの後にあらすんは以て其詳細を知るに由なしと雖も、假りに之れを京城仁川に於ける流通概高より推して其一斑を案すれば、韓國に於ては今日我が

紙幣	二百萬圓乃至二百五十萬圓
補助貨幣	二十萬圓乃至三十萬圓

の流通ありと見るべきか。紙幣は皆日本銀行紙幣にして、國立銀行紙幣及び政府紙幣は皆無と謂つて可なり。兌換紙幣と雖も近時一圓券は漸次減少して、半圓五圓券及び其以上の紙幣となれるは注意すべき現象なるべく、畢竟是れ我が内地に於ける一圓券回收の餘響ならんか、尤も之れを補充すへき五十錢銀貨は尙ほ未だ盛に見るには至らざるか如し。其他十錢二十錢銀貨及び五錢白銅貨等は其流通の高に各大差なきも、比較的白銅貨は少數にして、五錢銀貨及び一錢二錢の赤銅貨に至りては更に少數なるに似たり。若し夫れ金貨は其流通絶無なるに近し。之を要するに我が紙幣及び補助貨幣は現に韓民間に偉大の信用を有し、又漸次其流通區域を擴めつゝあり、其紙幣の如きは必しも彼等に於て能く紙幣の何物たるを了知して然るにはあらずして、約するに其漸く目に慣れ來れるの結果に外ならざるか如し、然れども紙幣の流通區域は之れを銀貨に比すれば尙ほ未だ狹隘なるを免かれざるなり。

韓國古來の貨幣に就ひては僚友前田恭作氏夙に綿密なる調査を遂げられ、「朝鮮通貨沿革私斷」と

題して朝鮮月報第二號に掲載せられたるものあり、參考に資すべきもの少なからざるか故に、其要旨を移して之を左に掲げん。

第一 高麗朝の通貨

最古の錢貨 高麗は成宗穆宗の頃よりして支那との交通頻繁に起き、随つて其文物多く輸入せらるゝに至りたれば職官の制の如きも此時代に彼制に倣ひて改定せられき。されは錢の鑄造も亦彼に倣ひて此時行はれしと見ゆ、之れ蓋し當國最古の錢貨なるべし。されども其錢は唯々其當時強ひて酒舖の類に受授せしめしに止まり、遂に普く通用するに至らずして畢りしか如く、一般交易の標準は常に麻布によりて建てられき。

再度の鑄錢及銀瓶の創始 其後殆百年を経て肅宗の朝に再び鑄錢都監(都監とは臨時事務局の義)を設けて錢一万五千貫を鑄造し、民間に使用せしめんとしたるも、人民の之に慣れざるか爲め猶容易に其通用を見ず、鑄造の錢貨復た幾もなく廢絶に候したり。

銀瓶の創始 此頃契丹女眞國勢の發達に伴ひ、比隣なる高麗との關係甚だ近接し來り、高麗の社會百般の事物は其爲め少なからざる影響を受けぬ。高麗人か銀を容易に使用することを習得せしは全く此時に在るものゝ如し。されは肅宗の朝鑄錢と同時に銀を瓶形に鑄造し、之に標印して法貨となしたるに、此銀瓶は新錢の不結果なりしに反し廣く通用するに至り、爾後百六七

十年間の通貨として民間に使用せられぬ。

銀瓶の通用、碎銀、及兩者の廢絶 銀瓶か民間に圓滑なる通用を見るに及ひては、當路者か其鑄造によりて利を收めんと欲し、不正の手段を執るに至るは勢の免かれ難き所にして、爾後發行の銀瓶は混合の銅量次第に多かりしか故に、其市價隨て漸次に下落せり、而して忠肅王の時代には銀瓶に上品瓶、貼瓶の稱あり、品質の優劣に従ひ其價に二割の差を見たりと云ふ。其後忠惠王の朝には、舊來の銀瓶を使用するを禁して新に小形の銀瓶を發行し、麻布との比價を定めて之か使用を令せしことあり。

濶口即ち銀瓶は、其創始の初より重量一斤の制規なるか故に、其單位大に失したるものゝ如く、普通の使用には民間に於て好んで碎銀即ち塊銀を用ひること、銀瓶の發行後も前に異ることなく、濶口碎銀麻布の三者相待ちて交易の媒介たりしが、碎銀は民間に於て自由に鑄造するものなれば、銀瓶の粗惡に赴きしよりも速に其偽造は盛行せしか如し。此の如く偽造の銀流布するに及ひて、一方に於ける國內商業の程度は之を鑑識し、銀の使用を持續する的手段を講し得る程發達せしものならざりしかは、後には民間に於て取引に銀を使用するを嫌忌するに至り、恭讓王の時に及ひては麻布のみ通貨として残りぬ。

銀錢鑄造の識 銀の使用は殆んど跡を絶ちて後幾はくならず、唯一の通貨たる麻布も其質亦漸

々粗悪に赴き、交易の具たるに堪へざるに至れり。然るに尙民間の肥臆には輕便の銀瓶碎銀の通用せし往時の夢むべきものありければ、恭愍王の時に方りて數種の銀錢を新鑄し、同時に麻布には檢印を施し、并せて通用を試みんとの議起りたることあり。されとも高麗の朝廷は既に其末路に近つき、之を決行するの力なかりき。

紙幣發行の企 高麗の末葉は元との交通極めて繁しかりしかば、彼の發行する紙幣は高麗人の耳目に入り、加之忠烈王の朝には元帝の之を贈りて通用を試みしめしことすらありき。されは高麗の朝廷既に衰亡に近つき、朝鮮朝の開祖李太祖か恭讓王を擁立して政治の實權を握りし際に當り、國幣の疲弊は幣制整理の名の下に其朝廷をして紙幣の發行をなさしめんとしたり。而して其議愈熟し、發行楮貨の印刷既に成りたるに、朝議又變し遂に行はれずして已みぬ、之れ實に高麗の鼎か李太祖の手に移る前數日のこととす。

第二 朝鮮朝の通貨

紙幣の發行 高麗末に企てられし楮貨は、朝鮮開國後九年太宗によりて愈發行せられ、布帛と混用して使用することとし、銀を用ひることを禁しぬ(中略)。而して其紙幣制度の詳細は記錄の徴すべきものなしと雖も、宋の交子、會子か交換準備として錢を儲置し、三年に一度の交換を行ひたるか如く、之に倣ひたる楮貨も亦政府に布帛を儲へ、一定の時期の後には交換銷却を

なす等の方法は設けたるものと推測せらる。されども間もなく廢絶に歸したるを見れば、其發行方法は民間の信用を持續するに足るべきものならざりしか如し。

綿布の通用 之に先ち高麗恭愍王の時、文益漸なるもの棉花の種子を支那に得て之を當國に傳へたるに、其培植は忽ち國中に傳播し、朝鮮朝の初期に於て綿布は既に麻布に代りて衣料となる外、又通貨としても之を用ひることとなれり。而して當國か王統を更へしと前後して、支那も南京朝の世に變りしかば、相互の交通は復元の高麗に於けるか如く頻繁なるを得す。加之李氏は累代質朴簡易なる鎖國の政策を好みしを以て、國民は何等外來の刺衝を受くることなく、楮貨廢絶の後凡二百年間綿布を唯の通貨として甘んじき。されとも久しきに至りて漸次弊を生ずるは自然の數にして、初め通用の綿布に就き尺量品質等に官の定めたる法式あり、民間之によりしも後には品質醜惡なるもののみ流通すること、猶高麗時代の麻布に於けると均しく、其取締方は屢々朝議の問題となりき。而して一五六〇年頃に及ひては流通の綿布愈粗悪に赴き、交易用の綿布と衣料の綿布と其品質價格に非常の差等を生し、前者三十疋を用ひて後者の品位優等なるもの僅に一疋を購ひ得るまでに至りしといへり。

銀及外國錢の流入 宣祖の時我豊公征韓の役あり、數十萬の明軍は軍需として多量の銀を輸入し、之れよりして太祖以來の國法なる銀使用の禁全く解かれ、銀の使用順に國內に盛行しぬ。

而して之と同時に、民間僱布通用の弊に堪へざる時とて、明軍によりてせられたる明錢の輸入は用錢の便利を覺らしめたるもの、如く、政府に於て銅を鑄造すべしとの説終に朝議に上るに至れり。されども時未だ熟せず、鑄錢のことは遂に行はれざりき。

外國銅錢の通用 我征韓の前後よりして、遼東に於ける滿人の勢力漸熾んに、仁祖の朝に至りては朝鮮は二回其兵を破り、終に王京も其軍勢の爲めに陥れらるゝに及へり。此二度の軍旅は亦明の援軍と同じく多數の銅錢を輸入し、其使用を當國人に傳へしや疑なく、加之其後燕京は滿人によりて支那政治上の中央首府となりたれば、朝鮮との間に於ける万般の關係は自然緊切を加へ、隨て銅貨流入の機會を増したる等の事情ありければ、當國商業の首都と稱せらるゝ松都にては、仁祖の朝に於て何時しか商賈の間に銅錢を通用として專用することゝなりぬ。

銅錢の試鑄 民間に於て錢貨の通用を見るに至りては、政府に於ても公貨として錢幣を發行すへしとの議論しく起り、仁祖の十年に常平通寶の字を表せる銅貨を鑄造して、乙亥（一六三五年）と庚寅（一六五〇年）の年とに二回其通用を試みぬ。當時鑄造の貨幣は純銅と真鍮との二種にして、真鍮貨一個は純銅貨二個に當て、米一升の市價を真鍮貨二個と規定して發行しき。然れども其發行方法宜しきを得ざりしかば、新貨開城の一府に聚りて廣く行はれず。かくして孝宗の七年に及び、朝議變して其中止を令することゝなりぬ。

外國錢通用の公許と其獎勵 政府は上述の鑄錢と同時に外國錢の使用を公許し、遼東に於て明錢を購ひ通用を獎勵せしか、一時は平安黃海兩道の如き一般に之を用ゐ、漸次全國に及はん形勢を見せしめ、孝宗七年用錢の禁令と共に頓挫し、其後廿年の間は唯松都及附近の地にて之を使用せしのみ、一般は再び銀と綿布によりて交易を辨せしむ、其不便に堪へずして肅宗二年には用錢の議既に起り、政府にて北京の禮部に移咨して銅錢の供給を要請するに至れり。されども此請は清廷によりて拒まれたりき。

常平錢の發行 錢貨の必要は争ふへからざる所なるに、外國錢輸入の望も今は絶へたれば、朝鮮の朝廷は愈斷然銅錢の鑄造發行決行することゝなりたり、之れ常平通寶の當國に生れたる因縁にして、最初の鼓鑄は肅宗の五年に在り。此年鑄錢都監なる官府を設け、戶曹常平廳賑恤廳精抄廳司僕寺御營廳訓練都監等殆んと有らゆる都下の官衙に命し、猶全羅平安の監營兵營にも命し、各其官府現在の布帛米穀を流用して盛んに銅貨を鑄造發行せしめ、其後も同九年に戶曹に命し、十一年に工曹に命し、十七年に開城府に、十九年に常平廳訓練都監總戎廳に命して鑄造せしめ、其後末年迄戶曹と常平廳平安慶尙全羅の各監營をして絶へず鑄造せしめたり。而して地方に於ては、其鑄錢の材料を得んか爲めに銅器の使用を禁斷し、又各道に通行せしめんか爲めには官の手に於て之を各地に分配し、各都市に錢舖を設け、或は官人を派する等其方を盡

して鋭意其通用に務めぬ。是によりて肅宗の末年に至りて遂に全國普く常平錢の通行を見るに至りき。但た清の境界に近き鴨綠江邊の七邑咸鏡道端川以北の各邑と釜山の倭館は此時より國法を設けて其行用を禁し、錢の國境外に流出するを豫防したりき。

其後の鑄錢 景宗の朝以後百三十四十年間の鑄錢は、概して五年乃至十年に一回、前と同一の方法により戶曹宣惠廳各軍門兵營留營監營等に命し之を舉行し、其一回の鼓鑄總高は平均四五萬兩内外なるか如し。蓋し當時の鑄錢は、政府にとりて贏利ありし事業にして、英宗朝の鑄錢に就き相國洪鳳漢の云ふ所によれば、十五萬兩の原料を以て錢貨二十萬兩を鑄出するが故に、工役の報酬等は極めて優かなるも、猶萬兩以上の純利ありといへり。されども其地金は外國に仰くものにして、其頃の外國貿易は物貨の數量に一定の取極額ありて、一方の隨意に増減し能はざる事情ありたれば、原料供給の自由ならざる一事は政府を掣肘して濫りに鑄錢を行はしめず、而して五年乃至十年の一鑄は恰も物貨交通の進歩と錢貨の銷亡に對し權衡を維持するに過不及なかりしか如し、されば物價は其間概して一定の位置に止まりき。

前後鑄造銀貨の形狀と重量 錢形は肅宗の朝鑄造の初より、正圓方孔常平通寶の文字を表面に鑄出するの規定にして、其型は仁祖試鑄のときに用ゐしものを襲用したりと云ふ。其後も世々其形狀文字には變化なし、唯其大さは漸次減縮したるもの、如く、肅宗都監に於て鑄造せしは

重量殆んど永樂錢の三倍に當り、一個二匁五分、其後英宗の初年に鑄造せしは二匁、中年一匁五分を以て定めとし、正宗以後哲宗に至るまで一匁二分を以て定式としたりき。

當百錢 上に述ふるか如く此間三十四十年間、當國は幸に幣制の動搖を見ざりしと雖も、爲政者の私慾と内帑の困難は此間に於ても猶種々の計畫をなすを免かれざりき。所謂大錢鑄造の議も其一にして、此計畫の初めて見はれしは正宗の二十二年にあり。されとも其當時の國帑は此の如き計畫を遂行するを必要とする状況にあらざりしかば、朝議は之を容れざりき。降て今上の初年に至り、王は猶幼冲にして大院君攝政の職に在りしか、内には大に工役を興し、外には外艦の渡來あるか上に、天保弘化中の凶歉は猶創痕を遺せる際なりしを以て、國帑は實に疲弊の極にありき。當時大院君は此を救ふの一策として、此大錢發行の計畫を採用したり。而して今王三年に當百錢なるものを鑄造し、重量舊貨の五六倍に過ぎざるものを取つて當百として通用を命しぬ。最初には強て舊錢と混用せしめんと試みしも、舊錢は漸次市場より驅逐せられ、唯物價のみ上騰し、米價一石四十四五兩に上り、目的全く齟齬せしかば、其六年終に已むなく之を回收し、財界爲めに僅に舊態に復しぬ。

幣制の混亂 當百錢の回收後十餘年間は少康を得しも、其間に日本との通商條約締結せられて鑄錢を掣肘せし驅屏も解くると共に、國內一般の事情にも俄に一變革を生し始め、射利の徒の

其間に乗ずるありたれば、當國錢幣の亂雜は爰に始まりたり。今王十八年當五錢の新鑄を始めとして私鑄の公許となり、平壤の粗悪錢鑄となり、下つて外國銀貨の流入、新貨幣の發行、補助貨の濫鑄、金本位の朝議等愈々出て、愈々紛雜を極め、財界今尙混亂の渦中に在るは吾人の目撃する所なり。

次に韓國の國債は如何と云ふに、國債は光武四年度即ち昨年度に入りては著しく減少し、一昨年度に於て百三十九萬三千四百九十一元なりしもの、昨年度の豫算には僅に十三萬三千九百五十五元を示すに止まれり、即ち一昨年度の國債科目中、其料録及び恒式未下、招商局借款並に利子、乙未借款(明治二十八年に本邦より貸與せる三百萬圓中の未済殘高なり)並に利子、及び防殺事件負担費等は、昨年度の豫算に於て一も見ざるに至りしのみならず、其昨年度に於ける國債科目中、謂ゆる貢未下(貢未下とは韓廷に對する御用品上納の代價にして、俗言すれば賣掛代金に外ならず。未下は之れを新舊に區分し、甲午の金宏集内閣以後に屬する分は之れを貢未下と稱し、其以前に屬する分は之れを舊未下と稱す)なる科目は一昨年度より五千六百九十四元を減して七萬六千五百九十一元となりしか如き、即ち著しく國債の負担を減輕せしめ、隨つて歲出豫算の全體をして一昨年度よりも減少せしむるに至りしは、韓廷の財政としては蓋し大出來と云はざるを得ざるに似たり。唯以上の豫算には、豫算として大誤算の個所あるを看過すべからず、他なし一昨年

度の豫算には前述の如く乙未借款並に利子として一六萬五千三百六十元の科目あり、而して此科目は一昨年度中に未だ悉く償却済みとなりしには非ざるにも拘はらず、而も昨年度の豫算に於て全然此科目を削除せしは何ぞや、本科目の元金一百万元の内、其七十五萬元と及び其一百万元に對する利子六萬元は一昨年度末に於て本邦に償却せしと雖も、其餘の二十五萬元及び之れに對する利子は昨年六月まで其償却を猶豫せられたるものとす、故に此分は當然昨年度の豫算にも編入すべき筈なるに、而も之れを掲ぐるなきは誤謬の豫算と見るの外なきなり、故に今日韓國の國債負担高は大約四十萬圓と認めて然るべきか。

轉して之れを歲出豫算に見るに、其總額は前掲の如く六百十六萬八千七百七十一元にして、之れを光武三年度の歲出豫算の總額たる六百四十七萬一千三百三十二元に比すれば、三十萬九千二百六十一元の減少あるを見るなり。今其歲出豫算の諸款項に就いて之れを減少の次第を見るに、先づ歲出經常部に於て皇室費の第一款皇室費、議政府所管の議政府本廳費、内部所管の第一款内部本廳費、同第二款警務本廳費、同第六款地方各府費、同第七款濟州牧費、同第八款地方各郡費、同第九款各港警務署費、同第七款病院費、同第十一款種痘費、同第十三款地方各享祀費、外部所管の第二款各開港場監理署費、同第三款在外公館費、度支部所管の第一款度支部本廳費、同第二款耆老所費、同第三款稅關費、同第四款典閱局費、同第七款國庫金運搬費、軍部所管の第二款軍事費、法部所

管の第一款法部本廳費、學部所管の第一款學部本廳費、同第二款觀象所費、同第三款學校費、同第四款公立學校補助費、同第五款私立學校補助費、農商工部所管の第一款農商工部本廳費、同第二款事業費、地地衙門所管の第一款地地衙門本廳費と臨時歲出部に於て内部所管の各款、農商工部所管の各款、及び豫備金等に於ては孰れも其前年度に比し増加あるのみならず、經常歲出部に於ける元帥府所管の第一款元帥府本廳費、外部所管の第二款第七項沃溝(群山)監理署費、同第八項昌原(馬山)監理署費、同第九項城津監理署費、同第十款第五項駐清公使館費、軍部所管の第二款第十四項日傘奉持費、法部所管の第一款第七項法律敎師俸給、農商工部所管の第二款第五項製鹽費、地地衙門の第一款第六項被服費、同第七項機械費、同第八項改良費、表勳院の第一款に屬する諸項等、及び歲出臨時部に於て議政府所管の第一款法規校正所費、内部所管の第二款地方土木工費、同第五款收埋費、農商工部所管の第二款礦山査檢費等の如きは孰れも光武四年度に於ける新設科目にして、隨つて夫々多額の經費を支出すへき豫算なるに拘はらず、他の一方に於ては經常歲出部に於て内部所管の第三款警務監獄署費、同第四款漢城府費、外部所管の第一款外部本廳費、度支部所管の第五款國債、軍部所管の第一款軍部本廳費、同第三款外國留學費、中樞院所管の第一款中樞院本廳費、扈衛隊所管の第一款扈衛隊本廳費等に於て却つて減少あり、而も此減少の額は遙に前記諸科目の増額に超ゆるを以て、即ち大體に於て歲出の減少を示すに至りしものなりとす。

更に以上増減の諸科目中其主要なるものを關するに、皇室費は其前年度に於て五十萬元なりしもの昨年度に於ては増して五十萬五千元となれり、増加の五千元は主として御用の服章費に充つるにありと云ふ。元帥府は一昨年七月の創設に係り、前年度に於ては其經費を豫算外の支出に依りて辨し來りしものにして昨年度の豫算に於て新に其款項を編製せしなり。外部所管の第一款本廳費の減少は前年度にありては故外部兼法部顧問クレイトハッスの俸給に充てし要ありしに依り顧問官の俸給三千九百元ありしも、昨年度には此科目なきに職由す。其第七項乃至九項沃溝昌原城津の各監理署費は度支部所管の第六項乃至第八項の各當該稅關費と共に孰れも當該地方の新に開港場となりし結果豫算に新設せられしものにして、其第三款第五項駐清公使館費も亦清韓新條約締結の結果に外ならず。唯茲に注意すべきは駐日本公使館費は僅に一萬八千二百二十元なるに拘はらず駐清公使館費は實に四萬二千一百元の多きに上れること是れなり。何か故に日本には此の如く少額にして清國には此の如く多額なるか、聊か其理由を發見するに苦むなり。或は云ふ是れ新に駐清公使館を建築するの費用をも包含すと、然らば是れ宜しく歲出臨時部に編入すへく、其經常部に屬せしむべきものには非ざるなり。若し夫れ度支部所管の豫算は、前年度に於ては二百三萬七千九百七元の多きを見しに反し、昨年度にありては減して僅に八十七萬九千三百元を示す

に過ぎず、即ち歳出豫算の前年度よりも減少せるは主として度支部經費の減少にありと謂つて可なるべく、而して同部所管の各款項は孰れも増額を示すに拘はらず、而も此の如き減少あるは如何と云へば、畢竟前段詳述せるか如く其第五款の科目たる國債の減少之れが唯一の原因を爲すと知るべきなり。

軍部所管の第二款第三項待衛隊費は五十二萬四千六百二十八元にして、即ち前年度より増加すること十八萬四千七百三十二元なり、是れ昨年度に入りて同隊更に一個大隊を増設するの目的ありしに由る。其第十四項日傘奉持費一千六百八元とあるは昨年一二月の交在威鏡道永興の太祖大王の肖像を京城に奉移せし其儀典費を豫算せし科目に外ならず（半島の習慣として大儀式の際に兵士は日傘を奉持するの職務あるなり）。農商工部所管第二款第六項鐵道費なる科目は、前年度に於て歳出臨時部にありしものを移して以て其經常部に編入せしに過ぎず。表勸院は一昨年七月、法規校正所は同六月の創設に係り、昨年度に入りて初めて豫算に編入せられたるものとす。其他歳出臨時部に於て農商工部所管の第一款博覽會費は、前年度に於ては博覽會物品費と稱する科目なりしも、昨年度に於ては委員を佛京に派遣する事項をも含むを以て單に之れを博覽會費と稱するに至りしものにして、其第二款破山査檢費は亦昨年度の新設に係る科目なりとす。上來述ふる所に依りて之れを觀れば、昨年度の歳出豫算は國債の負担著しく減少したるか爲め其

總額に於て結局其前年度よりも三十萬九千餘元の減少を來せしものにして、若し假りに國債の負擔を前年度と同一なりとせば、國運の進歩と政務の多端に赴くとに因り經常臨時費共大體に於て其増加を示すべきは、之れを各款項の數字に照して明かなり。案するに豫算金額の増減は必しも架空に其眞否を判斷する能はざるものにして、其之れを判斷すべき標準は其費す所は以て能く其收むる所を償ふべきや否やにあり、換言すれば其結果に於て得る所多大ならんには、豫算の金額縱ひ増加するとも必しも不可なりと謂ふべからず。今此理に照して昨年度の歳出豫算を査閲すれば、各部の事業費に屬する豫算の増加は割合に弱くして、俸給雜給廳舍費等の行政費目は各部を通し比較的著しく増加せるを見るべし（個々の俸給は大臣より以下一體に減せしも其總額に於て増加せる所以のものは他なし、其前年度中元官費職の數大に増加せしか故のみ）。此類の豫算は立憲國以外に於ては往々免かれざる所なりと雖も、財政餘裕に乏しく而も國運の進歩を是れ急務とする韓國の如きにありては、今後努めて之れを行政費に節して之れを事業費に補ふの方針を豫算編成上に施すこと最も緊要の業なるべし。

韓國政府の總豫算を閲しりて茲に奇異の感を促すの一事あり、他なし五百四十萬餘元の總租税を徴収するに當りては其徵税に要する費用は察するに尠少ならざるべく、而も總豫算を通して一の徵稅費なる科目の存するなきこと是れなり。勿論歳出經常部度支部所管第七款第一項には國庫

今此増税案成るとして當局者の豫算する所に依れば、韓廷の財政は本年度に於て之れを昨年度に比し左の増加を示すへき筈なりとぞ、

光武四年度歳入豫算總額六百十六萬二千七百九十六元

同五年度歳入概豫算額九百四十一萬二千四百八十五元 (豫備金一百五十萬元并入)

不足額三百二十四萬九千六百八十九元

同五年度歳入概豫算

結税元數四百八十六萬六千六百四十四元

加三分二則八百一十一萬一千七十三元内 (英結五萬結每結六元合三十萬元十分三五) 除

地稅實入額五百七萬七千一百九十七元 (十分六五收入假量)

戶稅四十八萬七千三百三十七元 (十分七收入假量)

雜稅二十一萬元

既往年度所屬收入二百十三萬一千五百一元

港稅八十五萬元

雜收入七萬元

典圖局三十五萬元

前年度歲計剩餘二十八萬六千四百五十元

計九百四十一萬二千四百八十五元

増税の案幸にして苦情なく行はれ、百事韓廷當局者の豫測する如くに進み行くとせば、以上の豫算案は歳出の増加に對し歳入の増加を適應し得る勘定たるに相違なしと雖も、其果して豫測通りに行くや否やは全然疑問たるを失はじ、况んや現行稅率より一躍して其三分の二を増課するか如きは半島の民力に於て如何あるべき。而も増稅遂に行はるゝなしとせば、或は恐る政費の不足を結局外債に訴へて一時の纏纏を圖るの說生し來るなきを保し難し、果然外債の風説や之れを聽くこと既に一再に止まらざるなり。

外債の說果して行はるゝ乎、行はれざる乎、予は半島財政の現状と列國の利害關係錯立する今日に於て其成否如何を卜するの眼識なく、將た爰に其得失如何を論議するの意志を有するなし。而も料るに韓廷の財政果して今日の如くにして進み行かんか、他日内憂外患或は此に胚胎して生し來らんも測知すへからざるを恐る。曾て駐韓英國總領事は其光武二年度財政景況の報告書中に曰へり、

朝鮮の財政は最早や一兩年前の如き満足の狀況を呈せざるなり。國庫は殆んど空虚にして、軍隊其他一般政務上の仕拂に應ずる餘裕なきに窮すること毎月末の情態なり。唯政府か未だ全く

仕拂停止を爲すに至らざる所以のものは既往年度の剩餘あるか爲めのみ、歳入あるか爲めに非ざるなり。此の如くにして財政は漸次退歩するの傾向を有し、其將來悲運に漸するや免れ難きなり云々。

既往年度の剩餘金は無盡蔵にあらず、故に他に財政運用の正道を求めずんば、國家の前途は唯破産あるのみ、况んや其謂ゆる剩餘金なるものは決して真正に國庫に剩餘あるものには非ずして、單に豫算表上に於ける架空の金額たるに過ぎざるに於ておや。故に韓廷の財政は今や殆んど破産の危機に瀕せりと謂ふべきなり。而も狡猾なる外人等は往々此情勢を機とし、必須以外の物質的文明を高價に賣りて着々貨幣を此小弱國より吸収し去らんとするもの、是れ即ち半島の現状なりとす。

本章を草し了り、本年三月十二日に至りて光武五年度即ち本年度の歳出歳入總豫算は初めて官報を以て公示せられたり。此豫算表に依れば、本年度の歳入は九百七萬九千四百五十六元にして、歳出は九百七萬八千六百八十二元とあり、即ち昨年度に比較すれば歳入歳出の共に増加すること約三百萬元なりとす。歳入の増加は地稅増課の結果其主因をなすものにして、又前年度所屬收入なる科目の昨年度より更に約六十萬元を増して百六十六萬七千元となりしは、理財の道愈々其宜きを得ざる所以を示すものたること嚮に論せる所より推斷すべきなり。歳出に於て

は、昨年度中に新設せられたる宮内府所管の鐵道院、西北鐵道局、禮式院等を始め警部及び通信院等に對する新科目の設置は其増加を見るに至らしめたる一因に相違なしと雖も、特に歳出豫算を九百萬元迄まで膨脹せしむるに至らしめたる主因は、昨年度に於て約一百五十九萬元なりし軍事費を本年度に入り増して三百五十五萬三千三百八十九元となしたるに在りとす。此軍事費に軍部本廳費を合せば、軍部所管の經費は約三百六十六萬元にして、即ち實に總歳出の四割を占むるなり。世の軍備の縮小を説き擴張を論する者試に半島政府の財政計畫を見なば、他に得易からざる活例として思ひ半はに過ぐるものあらん。

豫算は當該年度の前年度中に編製するを要すること言ふまでもなし、而も韓廷の豫算なるものは年々當該年度に入りて後ち議定確定せらるゝか例なり、是れ他なし、年度末に至る毎に歳計常に不足を生じて填補の方策を講ずるに忙はしく、随つて翌年度の豫算を編案するの標準動搖し、荏苒遂に當該年度に入りて始めて其議定に取掛かるか如き始末なればなり。故に韓國政府の會計年度は一月に始まりて十二月に終るの規定なりと雖も、事實に於て此規定は嚴正に行はるゝを見すと謂つて可なるなり(三月十三日附記)。

第九章 國際關係の事歴

朝鮮と各國との國際關係の事歴に就き予か本章を叙するに當り、豫め讀者の諒知を乞ふべきは他なし、其事歴にして韓廷部内の事情に係るものは多く之れを説かず、即ち本章の主目的とする所は半島に對する列國の利害關係の由つて來れる其起源と、其當時及び爾後の事情とを概畧記述せんとするに過ぎざることと是れなり。而も緒言にも云へるか如く、其國際關係の現勢如何に就いては予は之れに論及せずして、一に讀者の研究に委ねんと欲するなり。顧みるに國を古大陸の東隅に建て、水陸相接して日本及び支那に隣せる韓半島、其往古より涉外關係を此兩帝國に有し來れる顛末や前人既に詳に之れを説き、兒童尙ほ且つ夙に之れを熟知す。唯夫れ歐米諸國と韓半島との修好關係に至りては、其端を發する未だ數十年を遡らず、加ふるに其始末を詳細に記述せるもの世に稀なるか如し、予は既往に於て之れを憾みとせり、讀者若し本章の各節を閲し、其比較的歐米に細にして日清に粗なるの感起さるゝあらば、予の以て本懐とする所なり。

第一節 日本

クリフヒスか日本を除外して朝鮮の歴史を殆んど編する能はざるは猶ほ佛國を除外して英國の中國史を叙する能はざるかことし「朝鮮」第五十一頁と云へる如く、日韓の關係や之れを民族的に

考ふれば、其淵源の遠き茫邈として窺ふへからざるものあり。案するに朝鮮建國の起源に就いて史の稱する所に依れば、唐堯のとき神人あり、長白山の檀木の下に降る、族民立て、君と爲す、之れを檀君といふ。檀君國號を朝鮮と名づけ、都を平壤に定めにき。後世殷亡ふるや、箕子其徒を率ひて東遷し、亦平壤に都し、民人に教ゆるに禮樂法度を以てす、朝鮮是に於てか始めて興りしとぞ。蓋し此時の朝鮮は、今の朝鮮と其界劃を異にし、西は遼河より東は大同江に至るの間、即ち今の盛京省及び平安道一帶の地なりしならんか。箕子以後數十世の間、亦何等の確として聚ふべきものなし。傳へ云ふ、箕子四十代の孫否のとき、秦六國を滅して天下を統一し、次ひて始皇帝の萬里の長城を築造して雄大なる國防政策を斷行するや、否畏懼して秦に事ふ。當時秦の政を爲す頗る苛、故を以て支那の東北方に位せし元の燕趙齊の民人等、秦の苛政を避けて朝鮮に亡命する者其數を知らず、此等亡命の民人中には、機を窺ひ亂を望む風雲の徒固より少なからざりき。此時に當りて衛滿なる者あり、竊に族黨を集むること數千、否没して其子準王たるのとき、遂に起ちて箕子を亡ぼし、朝鮮の王位を篡ふ。衛滿没し、其孫右渠の世に至り、漸く漢の命に従はず。漢の武帝東征して遂に之れを滅し、朝鮮の地を分つて樂浪、臨屯、玄菟、眞番の四郡を置き、照帝に至り更に之れを二郡になせり。是れより先き箕子の衛滿の爲めに逐はるゝや、海を渡りて全羅道の益山郡に入り、自ら韓王と號しぬ、是れ謂ゆる馬韓なり。此時に當り半島の東部に

は、秦の亡命者か依つて以て成せる謂ゆる辰韓あり、其南部には謂ゆる弁韓（一に下韓といふ）あり。之れを三韓と稱す。漢の宣帝に追んで赫居世なる者辰弁の諸部を征服し、改めて之れを新羅と號し、其後元帝の時に至り、朱蒙なる者昧鞞より起つて平壤に據り、高句麗と稱し、朱蒙の後温祚なる者亦別に一國を立て、馬韓の地を合せて王となり、百濟と號せり、之れを合せて三國といふ、即ち本邦史にて謂ゆる三韓と稱するものは是れなり。然り而して我邦か國として直接に半島と交通を初めしは實に此三國時代、即ち之れを本朝にしては崇神の末葉より垂仁の初代に至るの間にありしならんか（「外交志稿」交聘篇第一に崇神天皇六十五年戊子七月任那國使者蘇那曷叱智等を遣はずを以て朝鮮我れに通ずるの始めとすとあり）。

唯夫れ日韓の國際關係か發生せしは則ち此時代にありしと雖も、而も前述の如く其民族的關係の淵源や、遂に遡つて此以前にあること史家の率ね認めて亦疑はざる所、若し試に之れを骨格言語及び太古の習俗等より推して精密なる比較研究を爲さば、日韓兩民族の祖先論は實に學者の重要問題となるを失はざるべし。予か師横井時冬君の其該博なる考證の結果になれる日本商業史に太古素戔嗚尊其子五十猛神を率ひて新羅國に到り曾戸茂梨の地に居まし後山雲國へ還り給ふといふ高麗曲に蘇志摩利といふものあり彼邦人の説によれば開祖檀君蘇志摩利の地にて急雨に逢ひたる時の容を學ひつるものなりとぞされは檀君は素戔嗚尊にはあらざるか又彼邦の古書に耽

羅初人あらず神靈和氣を下し神人化生す高乙那、真乙那、夫乙那といふ日本國主其三女を遣し配す乘るに全木船を以てし兼て五穀牛馬を備ふ今出雲國仁田郡に伊我多氣社あり五十猛神を祭る和氣は五十猛神にはあらざるか（第三十二頁）

と曰へるか如き、蓋し太古に於て兩民族の關係か如何に緊切なりしやを推知せしむるに足る。後年仲哀の後となり、親しく韓土を征し給へる氣長足姫尊即ち神功皇后には、崇神の朝其盛徳を慕ふて本邦に歸化せる新羅の王子天日槍の後裔にてましますか如き、亦以て當時兩民族の潮流を察するを得へけんか。去る程に崇神の六十五年、大伽耶（一に忽洛といふ、即ち任那にして、今の慶尙道晋州大邱地方なり）よりは其臣蘇那曷叱智を使者となし、本邦に遣はして我が形勢を視察せしめ、其頼むに足るべきを見るに追んで乃ち垂仁の末年、使者をして我朝に奏せしめて曰ふ、臣の國地方三百里、人民亦富饒、新羅國と相争ひ彼我攝治する能はず、兵戈相尋き民生を聊んせず、臣將軍に請ひ此地を治めしむ、即ち貴國の部と爲さんと。大伽耶の意、實は我邦をして此地を取らしめ、以て新羅の勢力を挫かんとの策なりしなり。我朝之れを容れ、一將を遣はし大伽耶を助けて之れを鎮せしめ、且つ大伽耶の先帝崇神の朝に歸服せるの故に因み、其名御間城入彦を取りて彌摩那國の號を賜ひぬ。日本府なるもの此時初めて其國に設けられ、日韓の民族的關係は此際一轉して遂に國際的關係を見るに至れり。

任那は此の如くにして本朝に對し附庸の禮を致すに至りしと雖も、韓土の大部分は未だ我が皇化に霑はず、就中新羅は爾來盛に九州山陽の邊境を侵すこと殆んど二百有餘年、當時九州の豪族にして屢々皇命に抗する者あるか如き、多くは陰に氣脈を新羅に通せしなり。仲哀位に即ひて九年、神功皇后帝に説ひて意を征韓に決せしめ、自ら男装して將となり、海を越へて先づ新羅を攻む、新羅王波沙寐錦降を乞ふ、其言に曰ふ假ひ日西より出て月東より出て、鴨綠の江逆流し、河石井つて星辰となることあらんも、盟つて春秋の朝を缺き、梳鞭の貢を忘るなかるへしと。此言より推して察すれば、當時我が征韓軍は既に鴨綠江附近まで其足跡を印せしことと思はるゝなり。此くて新羅の降るや、高麗百濟の二國も亦風を望んで來附し、以後永く西藩と稱し敢て朝貢を絶たざるへきを誓ふ。謂ゆる三國是に於てか悉く平き、朝鮮全く我が附庸に歸せり。

乃ち附庸に歸せりと雖も、爾後其我れに對するや反覆常なく、反抗の舉措幾ひか行はれぬ。然り而して我朝は、當時彼れをして其附庸の實を行はしむるに於て假借する所あらざりき。彼れ朝貢を怠るわらは兵を發して之れを責め、文辭禮を缺くわらは却けて之れを受けず。孝徳の朝、新羅の朝貢使唐服を着けて來朝せり、朝廷肆に俗を變せしを詰つて其入京を禁しぬ。聖武の朝、同使復た來朝せしとき、國名を改めて王城國と稱せり、朝廷復た之れを責め、其貢を斥けぬ。去れと雄略朝の頃よりして、三國の我朝を疎んずるや漸く其度を高めき、是に於てか其九年遂に將を

遣はして新羅を征せしめり。而も嚮に一兵に虜らずして神功皇后の前に降服せる新羅王は、今や公々然と皇軍に抵抗しぬ、而して皇軍終に利あらざりき。此時に當り我朝に親附し來れる百濟は半は高麗の爲めに亡ぼされ、隨つて日本の勢力は漸く退歩の運に向ひぬ、其勢力の尙ほ見るへきものありとすれば獨り任那にあるのみ。去れと任那の微弱なる、固より新羅高麗の隆々たる國運に比すへくもあらず、我朝の位地たる此微弱なる任那を支へんか爲めに徒に新羅と戦ひ、半死に瀕せる百濟の爲めに空しく高麗と争ふか如きの情態にてありき。形勢既に此の如くに非なり、况んや高麗は魏の孝文帝の時より、而して新羅は晋の孝文帝の時より、共に我朝を捨て、支那に臣事し、各其封冊を受け、隨つて我れよりも比較的によく大陸的文明を嘯嚙し、加ふるに魏晋六朝の兵亂の餘を波及せられて武力の如きも亦往昔の神功皇后時代の比にあらず、去れは我朝に對し其朝貢を怠るか如きは愚か、皇軍の向ふをすら笑つて迎ふるに至りしは素より其所、唯此際において獨り心を我れに繫きしものは百濟のみ。欽明朝の十六年、百濟新羅に攻められて援を我朝に乞ふ、佛敎の我が邦に入りしは實に此時代にあり、我朝師を發し百濟を救ひぬ。其二十三年新羅任那を伐つて我が官家を滅せり、官家は神功皇后の韓土鎮守府として曩に設置せしものなり。踰へて百年、天智の朝に至り、唐の高宗新羅の兵を合せて高麗百濟を征せり、我朝之れを救はんとし、唐軍と海に戦ふて利あらざりき。此くて高麗は二十八王、七百五十年、百濟は三十王、六百七十

八年にして滅ひぬ。唐は新羅に鷄林州大都督府を置き、新羅王を以て其大都督に補せり、新羅之れを以て獨り其社稷を保つを得たり。神功皇后韓土を征して我か附庸となせし以來實に四百六十二年、是に至りて韓土尺寸の地だに復た我か有にわらず、而して此時よりして日韓の通交漸く疎とはなりぬ。

此時より以降約七百年間は、日韓復た特に記すべきほどの國際問題發生せしを見るなかりき。去る程に弘安年中元寇の事ありしより以來、我か國民の外征的思想は漸く生起し、元弘建武の頃より兵亂打續き、天下鼎沸の情勢ありし際には、志を得ざる無頼の徒相率ひて謂ゆる倭寇に變し、降つて觀應文和の交より慶永の末に至るまでは、其勢愈々猖獗を極め、半島南方沿岸の都邑より南清の沿岸一帶殆んど到らざる所なく、其幾百千隻の船を列ね、八幡大菩薩の旗を押立て、凶暴を極め、掠奪を逞ふするや、邊民復た抗するに山なく、高麗恭愍王の如きは自ら五軍を督して而も大敗し、更に明と聯合して使を義滿に遣はし、倭寇を止めんことを再三乞ふに至りぬ（明人倭寇を一に八幡船といふ、是れ其揚ぐる八幡大菩薩の旗に因みてなり）。去れと義滿亦之れを如何ともする能はず、僅に壹岐對島の海賊二十有餘人を捕へて之れを明に送れり。明主大に喜び、厚く義滿の功勞を賞し、酬ゆるに日本國王の冊書を以てし、且つ親書の碑文を贈り、肥後の阿蘇山を封して壽安鎮國之山と命名せしか如き、以て如何に倭寇か明の朝廷を畏怖せしめしかを知るべき

なり。

此の如く夫れ大陸及び半島には、倭寇の凶暴當時絶ゆるなく、特に全羅道沿岸の如きは、到る處民人殺され財寶掠せられ、邊邑の人烟爲めに稀なるに至れり。高麗政府は痛く此外患に窘められ居るの際、一大内憂北方より來りて鼎の輕重は問はれぬ。抑も高麗の末葉國政漸く紊れ、民心服せず、三十二代の恭讓王に至りて衰運其極に達し、亦挽回するに由なし。時に高麗の臣に李成桂なる者あり、咸鏡道咸興の人、才徳に富み又武勇あり、初め萬戶の職を奉し、累進して將軍となり、一たひ倭寇を東峯に取りて名聲加はり、權勢延の内外に及び、民心私に望を之れに屬す。當時王徳治まらず、破倫日に甚しく復た爲政を事とせざるものゝ如し。此時に當り王は事元主義を執りて明に服さず。明の洪武二十一年四月、明と事を構へて兵を遼陽に出さんと欲し、李成桂を右軍の將となして任に赴かしむ。成桂之れを諫むれとも聽かれず。乃ち已むを得ずして軍を進め、鴨綠江を渡り威化島に至り、茲に部下の將に諭すに明に抗するの不利と師を班すの利とを以てせり。諸將之れに服す。成桂即ち王命を顧みず中途より引返して京に還れり。王怒つて之れを殺さんとす。成桂終に意を決して宮に入り、王を廢して自立し、國號を朝鮮の古稱に復す。乃ち制して曰ふ、西に對して禮を失はず、東に對して信を失はず、是れ國體を保ち李朝を萬世に傳ふる所以の道なりと、事大の外交方針此の如くにして實に李朝の國憲を爲せり。高麗王朝世を代ゆるこ

朝鮮貿易の興

と三十二、年を歴ること四百四十四、是に至りて全く亡ひぬ。時に我が後龜山天皇の元中九年、義滿將軍の第二十五年なり。

李成桂朝鮮王の位に即ひて後七年、即ち我が應永五年、使を義持に遣はして倭寇を禁し航商を通せんことを乞ふ、義持大内義弘をして之れに應へしむ。諭へて四十六年、即ち嘉吉三年、對島の宗貞盛朝鮮と約し、毎年船五十隻を送り、米豆二萬石を得ることを定む、是れより宗氏世々朝鮮の使者接待の事を掌り、我が貿易の船舶は宗氏の信牌を以て證とせり。其他大内、周布、志佐、田原、菊池、島津、呼子、四天王寺、清水寺、善光寺等の諸族も亦朝鮮と約して毎年貿易船を出せり。文明五年に至り、宗貞國更に約して其五十隻の外別に七隻を増し、之れを特送といへり。永正七年我が釜山在留民、僉使李友會の爲めに虐待を受け、怒つて瀋浦の我が在留民と共に釜山城に迫り、李友會を殺し、又熊川城を陥ひる。韓廷防禦使を派して之れを討せしむ、鹽浦の在留民此變を聞ひて悉く對島に引揚げり。是に於て以上の三浦には我が在留民の形を留めざるに至り、朝鮮との貿易は全く絶へぬ。宗氏此始末を將軍義植に訴ふ。義植大内義興に命し、書を朝鮮王に贈り、通交を復せんことを求む、而して朝鮮よりは其兇徒を誅し、首級を送られんことを要求せり。宗氏之れに應せしかば、其修交舊に復するを得たり。去れと歲遣船は此以後二十五隻に減せられ、謂ゆる特送は廢せられ、人民の居留は禁止となり、唯僅に館を瀋浦に設けて使節接待

の所となすに過ぎざることとなりぬ。然るに天文十年、瀋浦に在留せる對島人三百名許り、事を構へて韓民と鬭争せり。朝鮮大に怒り、我が在留民を追ふて其地に居るを許さず。將軍義晴命して兇徒を捕へしめ、僧安心をして之れを朝鮮に送らしめ、兼ねて三浦在留の權を復せんことを請はしむ、朝鮮之れを聽かず、且つ倭館を釜山浦に移しぬ。永祿八年に至り、宗氏朝鮮に乞ふて歲遣船に五隻を増し三十隻とせり。是れに前後し通商を擴張するの議は幾ひか我が提供する所たりしも、朝鮮固く前例に鑒みると爲して之れを容れざりき。豊公文録の役に至るまでの當時に於ける日韓の關係は、概密此の如き次第にてありしなり。

天正十三年秀吉關白となる。此時に當り倭寇の勢尙ほ衰へず、山東より廣東に至る沿岸は勿論、更に進んで澎湖島を占め、臺灣に入り、呂宋に暴れり。此等の冒險に與れる功名の聲にして歸つて京攝の間に彷徨せし者の内、間接に秀吉を干して遠征談を試みし者なきに非ず、誇大を喜ひ浮華を衒ふ秀吉の心中には、征韓以前より既に外征の夢迷ひつゝありしなり。天正十四年秀吉朝鮮に舊交を温めんことを求む、應せず。同十六年宗義智朝鮮の入朝を促す、應せず。秀吉又朝鮮王李哈をして明を促し入朝せしめんとす、李王嘲つて復た應せず。秀吉の胸中稍々決する所あり。同十九年其寵妾の生める鶴松三歳にして天す、秀吉哀悼極つて寢食を忘るゝに至りぬ。此不幸は遂に驟然秀吉を起たしむるの動機となり、乃ち同年三月勅員令を天下に發し、道を朝鮮に藉りて

豊公外征の發端

明を征討するに着手せり。其動員令の要領は、第一東は常陸より西は四國九州に至り北は秋田より南は中國に至る沿海の諸國は各々録十萬石につき大船二隻を製造すへきこと、第二録一萬石を率として兵賦を定め、四國九州は六百人、中國及び紀伊地方は五百人、畿内は四百人、江濃尾勢諸國は三百五十人、遠三駿豆若能諸國は三百人、甲相以東の諸國及び越後出羽は二百人となすこと、第三水手は沿海の民百戸につき十人宛を出すへきこと、第四明年一月を以て出師の期とし、先鋒軍は直に進んで朝鮮に入るへく、次軍は二月三月を以て渡韓すへく、東北諸國の兵は名護屋に至り訓令を俟つへきこと是れなり。十二月に入り、軍用に資せんか爲め新に金貨(花降金)及び銀貨(石州銀)を鑄造し、又別に五十萬人に應ずる糧食を集積せり。次ひて秀吉は關白の職を其子秀次に譲り、自ら大將と號し、而して翌文祿元年三月二十六日入朝して拜別了了へ、即ち親軍三萬を隨へて京師を發し、四月二十五日を以て名護屋に着しぬ。其京師を發するに臨んでや諸將に令して曰ふ、軍器戎服旗幟等は務めて之れを美麗にし、盟つて敵讐をして笑はしむる勿れと。又地圖を諸將に分ち、其各部署を定む、小西行長第一軍に將たり、加藤清正第二軍に將たり、黒田長政は第三軍、島津義弘は第四軍、福島正則は第五軍、小早川隆景は第六軍、毛利輝元は第七軍、浮田秀家は第八軍、淺野長政は第九軍、羽柴秀勝は第十軍を各々都督し、別に九鬼義隆藤堂高虎加藤嘉明を以て水軍の將となし、而して第八軍の將秀家は同時に總司令官の任を兼ねり。此くて

大軍半島に渡

十萬の大軍相次して半島に渡りぬ。

初め朝鮮王李階竊に國難の到るへきを聞かば、其臣黃允吉金誠一等を聘使として我邦に派し、事情を偵察せしむ、時に天正十八年十一月なり。翌年春黃金等歸國して韓廷に復命するに及び、黃は秀吉必ずや大舉して來るへしと云ひ、金は必ずや來らざるへしと云ふ。李階は金誠一の言ふ所に動き、秀吉の遠征に意あるを信せず、以て自ら安んじ、又明主をも安んせしめぬ。已にして秀吉の盛鬪遂に事實なるを聞き、倉惶狼狽して俄に守備を治めり。去る程に行長は釜山を襲ふて一擧に之れを抜き、敵を殺すこと八千、捕虜二百有餘、更に進んで東萊を攻め、蔚山の郡守李彥誠を執へ、宣戰の布告を李階に送らしむ。彥誠中途より遁逃し、書王に達せず。京城政府は此警報に接し、急に申諭をして京畿黃海兩道を守らしめ、李階をして忠清全羅兩道に備へしむ。二人素より平和の將軍のみ、實際の用兵を知らず。已にして行長は中路に依り、大邱を経て鳥嶺を越へ、清正は東路に依り、蔚山より進んで慶州永川を經、竹嶺を越へ、長政は西路に依り、金海秋風嶺を過き、三道より大軍咄嗟して京城に向ふ、諸城風を望んで陥ひらざるはなし。此時王既に京城を捨て、義州に走れり。秀吉遂に命を傳へて諸將の向ふ所を訓示す、清正は咸鏡道、行長は平安道、長政は黃海道、吉成は江原道、輝元は慶尙道、隆景は全羅道、正則は忠清道を得たり、而して秀家は京城に留まりて京畿を鎮壓するの任に當れり。此くて清正行長兵を合せて臨津江を渡り、

明廷の驚愕

開城を占取し、大同江に迫り、清正は更に兵を轉して咸鏡道に入り、今の浦鹽港方面に出て、二王子を擒にす。半島到る處皆靡く。

行長は平壤を攻め、拔いて之れに據る。乃ち人を京城に遣はし、秀家に謂はしめて曰ふ、平壤以北は唯一の鴨綠江あるのみ、江を渡れば則ち明の領域なり、請ふ速に大兵を續發せられよ、大軍長驅して明地に入らんと。秀家之れを秀吉に請ふ、秀吉即ち増田長東石田以下十一將をして五萬六千の兵を率ひて渡韓せしむ。此時に當り明は漸く自國の防衛上兵を派して朝鮮を援ふの已むを得ざるを感し、其將軍祖承訓をして遼東の兵五千を率ひて半島に入らしめ、別に史儒をして遊撃軍の將たらしむ。史儒先づ發して義州に入る。朝鮮王史儒を見て狂喜雀躍、感極まつて泣涕し、馬より下り史儒を拜す、史儒傲然として曰ふ、恨くは平壤を救ふに及ばざりしを。已にして承訓も亦到る。其義州を發して平壤に向ふの際、道すから韓民に問ふて曰ふ、倭軍既に退却せし乎と、韓民答ふるに其未たなるを以てす、承訓天を仰き大笑して曰ふ、是れ天我れをして功勳を爲さしむるなりと、即ち史儒を先鋒となし、順安より馳せて平壤に至り、風雨に乘し鼓噪して城に迫る。時に行長要害を中和に築かんか爲め兵を分遣し、城内に在る者其數多からず、事不意に出て、諸將甲を環らすに追あらずして短兵接戦しぬ。明軍の多分は遼東の騎兵なり、然るに平壤の道路狹隘にして驅馳に便ならず、我軍巷衢に立ちて要撃し、史儒を始め幾多の明將を殺す、明軍

城和と明軍

大敗し、死者一千餘人。此敗報に接したる明の政府は、初めて事態の容易ならざるを悟り、廣く賞を天下に懸けて能く倭軍と戦ふ者を求む、而も一人の起つて應ずる者なし。明廷遂に兵力を以て日本を加するの到底難きを知り、乃ち外交を以て國難を避くるの方針に決し、更に遊説を善くする者を募る、時に沈惟敬なる者あり、多少日本の事情に通ずるの故を以て之れを干す、明廷即ち惟敬を神機三營遊撃將軍に任し、平壤に赴ひて行長に會し和議を協商せしむ。

行長即ち當時平壤に在りし石田三成増田長盛及び大谷吉隆の三監軍と相議し、惟敬に對し講和の豫備條件を提出せり。惟敬皆諾す。行長是に於てか五十日間の休暇期日を與へ、以て明廷の同意を得さしむ。五十日は空しく経過せり、去れと惟敬は來らず、而して明の雄將李如松は五萬の兵を率ひて遼東に來り、次ひて義州に入れり。行長之れを知らず。已にして如松の先鋒行長の斥候二十騎を捕ふ、其二騎逃れて之れを行長に急報せり。是れより先き平壤京城間には義統、長政、秀兼、隆景、廣家等遞次七城を築ひて之れを守備せり。行長即ち急を義統に通して追順相報せしめ、自ら二萬八千の兵を以て平壤を守りぬ。已にして如松來り平壤に迫る、其兵二十萬と號す、行長防戦二日に亘り、死者千六百人、逃走する者數ふへからず、留つて城を守るは六千人のみ、而も援兵は到らざるなり、即ち決然城を捨て、退却し、走つて義統の營に到れば既に逃れて一兵なし、諸將皆京城に退けり、獨り隆景開城府を固守して退かず、秀家之れを諭して京城に退かし

日軍の弱點

めぬ。此くて如松は勝に乗して進み、進んで京城を衝かんとするの時、隆景長政輝元宗茂等迎へて之れと碧蹄館に戦ふ、明軍少しく靡く、秀家以下全軍之れに乗して明軍を壓し、首を斬ること三萬有餘、如松亦傷を負ひ、大敗して退きぬ。

夫れ此の如く陸戦に於ては、平壤の役を除けば日軍の向ふ所概して始めより連戦連勝の勢ありしと雖も、獨り海戦に至りては敵軍常に優勢にてありき。朝鮮の水軍の將は李舜臣なり、舜臣龜船を列ねて我が水軍を巨濟島に扼するや、藤堂高虎戦つて勝たず、來島通亦舜臣と戦つて敗死しぬ。龜船とは舷上に沿く錐を樹て、敵をして船に攀ち上る能はさらしめ、又舷に銃窓を穿ち、銃兵身を舷下に潜めて敵を狙撃するを得るの船なり。舜臣更に進んで見乃梁に出て、以て日韓の航路を扼せり、脇坂安治之れを冒して亦敗られ、船舶悉く其燒く所となれり、加藤嘉明長曾我部元親等之れを救ふて亦大敗しぬ。此の如く我が水軍は終始極めて劣勢なりしか故に、如何に糧を敵に藉るとの兵法行はれし時代とはいへ、勢ひ兵站の不足に窮せざるを得ざりしなり。加ふるに北方の寒氣凛烈を極め、糧食益々匱乏を告げぬ。而も天時は地理に若かず、地理は人和に若かずと云へる如く、日軍の爲めに最も歎すべかりしは天時地理の不利なるにあらずして、征韓諸將の間に兎角親和を缺きしことにてありき。初め行長の長驅して先づ平壤を抜くや、諸將其勳功を嫉みて復た之れを助けず、加ふるに三成長政吉繼の監軍は孰れも行長と平素懇親なるの故を以て、諸將

其行長に私するあるを疑ひぬ。此の如くにして嫉妬と猜忌の念は相合し、遂に軍氣を沮喪せしむるの一原因となりしは掩ふべからざるに似たり。况んや外征の日軍は初めに十萬にして後に五萬を加へ、合して十五萬の大軍なりしと雖も、半島に入りてより處々の城邑を守備するの必要ありしか爲め、實際戰鬪線に進んで鋒を明軍と交ゆるを得るものは、行長及び清正に屬する二個軍ありしのみ、秀吉大本營にありて家康利家等と日夜額を鳩め増兵問題を議すると雖も、一方に於ては内地の防備もあり、十五萬以上の兵は如何に國力を盡すも到底之れを海外に出すに由なかりき。情勢既に此の如し、故に豊公外征の舉か其必然尼大掉はざるに終るべきは、沈惟敬以前に於て已に其兆候を示し居りしなり。

媾和論の歡迎

行長既に平壤を捨て、京城に歸り、兵を龍山に屯せり、同時に秀家三成義隆隆景等と相議して惟敬の和議を秀吉に通しぬ。此時に當りて秀吉の精神漸く衰へ、外征の志亦稍々倦み來り、當初率先して征大陸の盛舉を發起せし彼れ豊大問は、此際に至り復た率先して媾和の提議を贊成しぬ。文錄三年五月、明の媾和使謝用梓、同副使徐一貫等名護屋に來る、秀吉之れを擧するや頗る厚し。同六月秀吉之れに媾和の七條件を示す、其一に曰ふ、明主の女を納れて我が朝廷の後宮となすべきこと、其二に曰ふ、勘合船の制を舊に復すべきこと、其三に曰ふ、兩國大臣は誓書を取換はすべきこと、其四に曰ふ、朝鮮八道を兩分し其一半四道と京城とを朝鮮王に還附すべきこと、其五

に白ふ、朝鮮王子及び其大臣二名來りて我れに質たるべきこと、其六に曰ふ、豫て捕虜とせる二王子を還附すべきこと、其七に曰ふ、朝鮮政府の樞要の大臣は永世我れに叛かざるの誓書を差出すべきこと、と媾和使皆之れを領諾す。後ち明使の去るや秀吉將士を集め、大假裝會を名護屋に催して歡樂を盡し、復た海外に事あるを忘れたるもの、如し。唯夫れ本國に於て憤氣の既に生せる此の如し、其影響の自然延ひて在外の諸將に波及せしは知るべきのみ。三監軍先づ兵を釜山まで引揚げて媾和の成るを俟たんとの議を唱ふ、疲勞と糧食の缺乏とに窮せる諸軍復た一人の異議を挟む者なし、隆景即ち火を景福宮に放つて之れを灰燼に附し、煙に乗して大軍一時に釜山に引揚げぬ、而して後更に兵を派して其附近に十六城を築き、又晋州城を圍んで之れを占取せり。時に國王開城府に在り、如松京城に在り、晋州城の陥落を聞き惟敬を詰る、惟敬之れを行長に訴ふ、行長倒までに責めて曰ふ、兩軍媾和して撤兵せんとするに當り明軍獨り進むは何事そと、惟敬唯々し、歸つて之れを如松に説き、其兵を遼東まで撤せしむ、而して秀吉亦此頃伏見城を築かんと欲し、其土木を助けしめんか爲めに半島と名護屋とに一部の軍隊を駐在せしめし外、其餘悉く之れを召還しぬ。

秀吉の赫怒、再度の出征

同年八月朝鮮の使者黃愼弘朴長等、明の使者楊方亭沈惟敬等に陸伴して至る。秀吉人をして朝鮮の使者を詰らしめて曰ふ、我軍大半既に朝鮮より撤せり、而も朝鮮未だ地を我れに割讓せず、是

れ背約に非すやと、遂に之れを接見せずして獨り明使を謁せしむ。明使入つて謁するや、秀吉は嚮に惟敬の贈れる明の衣冠を着しぬ。此くて明使進んで其皇帝の媾和批准を上言し、其國書を呈するや、秀吉僧承免をして之れを讀ましむ、讀んで茲に特に爾を封して日本國王と爲すと云ふに至り、秀吉俄に色を變し、赫として怒り其衣冠を脱し、國書を奪ひ地に擲つて喝すらく、我れ王たらんと欲せば王、帝たらんと欲せば帝、何ぞ外奴の封を俟たんやと、明使戰慄、遂に逐はれて國外に出でしめらる。此くて明使の行は甚しき不首尾に終りしと雖も、而も其儘に報告すらは災禍忽ち身に及ぼすを慮り、路すから珍寶奇財を買集め、齎し歸りて之れを明主に奉り、秀吉悦んで其封冊を受けたりと復命しぬ、去れと幾くもなく事露はれて獄に投せられしとそ。去る程に一旦衰弛せし秀吉の外征の念は、此激怒の爲めに再び蘇活し、果然復た十六萬の大兵を集め、諸將に令して直に渡韓せしむ。

酒精的熱情

慶長二年二月、秀秋輝元此大軍を率ひて半島に渡る、前役の諸將多く之れに屬せり。韓廷之れを聞ひて震驚し、急使を發して復た援を明に請ふ、明即ち楊鎬麻貴劉挺等の諸將を遣はして之れを救はしむ。行長先づ朝鮮水軍の將元均を破り兵を進めて南原を取る、而も前年の兵亂に由り井邑荒敗し、糧食を得るの困難ありしか爲め、更に順天まで引返せり。元均に次ひて水軍を指揮するの任に當りし者は、巽に海戰に於て日軍の膽を寒からしめ、其後讒せられて久しく軍柄を失し居

りたる李舜臣なり。舜臣は日韓間の糧道を絶つの日軍の爲めに最も不利なるを知り、常に攻勢を取りて對島釜山の間に遊弋し、我が兵糧を奪略し、又菅正隆を錦島に破りて我が四千人を殺せり。而して他の一方に於ては、明軍の位地たる亦前役に反して常に攻勢を取り、本據を京城に構へて日軍の未だ北上せざるに先立ち猛然南下し來りぬ。刑介其總將軍たり、李如梅左將軍たり、李萬春右將軍たり、朝鮮の將士悉く之れに屬し、總員十四萬と號す。時に行長順天に在り、清正蔚山に在り、其他の諸將部署を分つて尙州梁山密陽大邱金海東萊泗州等の各地を守備す。明軍進んで蔚山を圍み、別に兵を梁山に出して釜山との連絡を断てり。清正孤城を固守し、糧盡きて馬肉を食ひ、水涸れて溺を飲むに至り、僅に順天釜山よりの援兵を得て全滅を免れぬ。此際義弘は新築にて明軍を破りて其二萬人を殺し、高虎義隆安治等は濟州島にて能く明の水軍の將陳璘を破るありしと雖も、大體に於ては日軍常に守勢に立ちしか故に、進んで再び京城以北を居るか如きは事實至難の業なりしなり。况んや前役に於ては、前途雄大なる明の領土を蹂躪するの希望之れか動機たりしを以て、全軍の士氣物々として山嶽を壓するの概ありしと雖も、此役に至りては要するに秀吉一朝の激怒に發し、只敵を破りて一時の憤を晴さんとの趣意に外ならざりしか故に、軍氣其れ自身に於て既に初めより挫々しく振はざるの感あり。去れば歲月の經ると共に酒精的の熱情も薄らき、随つて將士家を思ふの情亦自ら起るを抑ゆへからざりしならん。

翌慶長三年に入り、秀吉の心身著しく衰へ、全く外征に倦めり、即ち令を發して秀秋行長清正義弘幸長等と十萬の兵とを朝鮮に止め、其餘は悉く歸國せしめぬ。年の六月秀吉伏見に在りて病を得、越へて八月遂に薨す、時に年六十三。三成名護屋に到り、竊に外征の諸將を召還するの遺命を傳ふ。秀秋先づ釜山を引揚げ、清正義繼次ひて其兵を撤せり。明主秀吉の死を諜知して大に喜び、令を其軍に下して我軍を追撃せしむ。行長順天を去らんとするや劉挺は果然之れを圍めり、清正義弘引返して行長を救ふ、此役水軍の翹將李舜臣戰つて死せり。此くて年の十一月、諸將悉く名護屋に凱旋し、大閣外征の事茲に了りぬ。憐むべきは半島のみ、其南方は當の敵たる我軍の爲めに城邑村落甚しく敗壞せられ、北方は攻守同盟軍たる明兵の掠奪暴戾に抗する能はず、天下の珍寶奇財地を拂つて去り、東西兩強國の大軍の前後七年に亘れる蹂躪に依りて負へる傷痕は、後年滿州軍の征韓に由りて蒙れる其損傷と相合し、爾來三百有餘年を経過せる今日に至るも、尙ほ未だ全く其痕跡を滅せざるなり。

去れと他の一方より之れを觀れば、李氏其朝を建て、以來此役に至るまでの約二百年間は、上下舉つて太平を謳歌し、復た干戈を見るの機會なく、随つて國防の如きは全く忘れて顧みる者なきの際、元龜天正の戰國時代に生れて腕を鍛へる十五萬の貔貅猛然進んで半島を蹂躪せしことなれば、此一大外患に由りて痛く刺戟を受け、頑夢漸く破られて八道の風物新に一生面を開くに至り

しは素より其所、去れば遠般の外征に依り半島政府の得たる經驗若くは韓民の初めて學へる新事物は亦尠少にあらざりき。晩近日清戦争了りて清國漸く軍備を整頓するの急務なるを悟りしと等しく、我か外征の一舉其終りを告げしに次ひて韓廷か第一に着目せしものは軍隊の訓練、要塞城壘の修理増築等にして、特に三南地方沿岸の防備には最も意を注ぎ、從來水軍の司令部たりし典艦司の制を擴大して水軍統制營に改め、其本營を慶尙道に置き、有爲の將を擇んで委ぬるに之れか守衛の任を以てせしか如き、其軍事組織の上に革新を施せし跡亦頗る見るべきものあり、而も其革新や詮するに名目形式の上に止まり、未だ曾て之れを實地に緊縮するに至らざりしは、半島政府の常態として殆んど怪むに足らざるなり。其次きは農事に關する幾多の新智識を輸入せしこと是れなり。蓋し當時我か外征軍の半島に駐まりて守備の任にあるや、専ら屯田の組織をなして其兵站を補へり、此結果として我か農作法の自然に韓民の間に傳はりしもの其種數計ふへからず、國力の疲弊彼れか如き半島にありて而も比較的農作法の能く發達せるを現に見るは、其一因實に豊公の征韓にありと謂ふも強ち不當にあらざるべし。其他今日沿く半島の國風をなせる韓民の習慣にして其淵源を此際に發生せるものを求むれば、其著名なるものは煙草なり。煙草と韓人と今日全く離るへからざる關係を有するや世人之れを熟知す、而して此煙草を初めて半島に輸入せしものは我か當年の外征軍なり、外征軍に依りて初めて輸入せられたる煙草は、初めは稍々奇異の

感を以て迎へられしと雖も、其後約二十年を経て我か元和四五年の頃に至りては、漸く韓民の嗜好を博し、忽ちにして其流行となり、培養となり、遂に進んで北京へまで輸出するに至りしと同時、内にありては上下共に盛に之れを吹き散らせしものこそ終に化して今日其國風をなすに至りしなり。煙草に次ひて我か外征軍と重要なる歴史的關係を有するものは木綿布なり。當時我か外征軍の防塞用として半島に齎せし木綿は、是れ亦忽ちにして韓民の賞嘆する所となり、以て韓民の衣制を一變せり。或は曰ふ棉種は半島に於て此時より以前に支那より輸入せりと、現に東國通鑑に依れば、棉種は洪武二十二年即ち我か義滿將軍時代に初めて元より來れりとあるなり。然れとも豊公外征の頃に於ては、支那の南方には業已に棉の培養を盛に見るありしと雖も、今の北清地方に於ては綿の聲價は尙ほ黄金以上に價せる時代にてありき、随つて木綿布は未だ北京貿易場裡に商品として現出せざりしなり。縦し棉種の若干は既に北清の方面より半島に入るありしとするも、我か外征軍の渡韓に至るまでは半島に於ては少くも未だ木綿布の使用を見るあらざりしと思はるゝなり。若し夫れ其餘孜細に研究すれば、半島現有の事物にして當年初めて韓民の間に輸入せられしもの、其例尙ほ之れの上に上まらざるべし、果して然りとせば豊公外征の一舉は、必しも獨り垂弊のみを半島に残留せりと謂ふべからし。

去る程に世は徳川氏の世となりぬ。家康の意たる専ら内治を圖りて外國との交渉を避くるにあり

しかは、朝鮮に對しても亦和好の方針を執り、慶長四年宗義智を伏見に召して此對韓方針を訓令せり。義智對島に歸り、即ち榑七太夫を使者として書を朝鮮に贈り修好を求む、七太夫歸らず、次ひて吉副左近を派せしに復た歸らず、翌五年袖谷彌助を遣はせしに其歸來せざる前の如し、義智試に更に石田甚左衛門を出せしに、暫くして東萊府使の復書を齎して歸島せり、而して同時に疊に派送せる數度の使者は、悉く明の成將の爲めに拐去せられしを知りぬ。踰へて同九年、朝鮮より僧惟政松雲及び録事孫文或なる者來りて修好の議を呈せり、家康秀忠之れを伏見城に見、後ち懇に歸國せしめぬ。同十二年修好使呂祐吉、同副使慶遠、外に従事官丁好寬等江戸及び駿府に來りて國書及び方物を献し、隣好の禮を修めり、之れを徳川時代に於ける朝鮮來聘の嚆矢とす。其國書中に曰ふ、壬辰之變無故動兵、構禍極慘、而發先王丘墓、弊邦君臣痛心切骨、義不與貴國共戴天、六七年來馬島雖以和事爲請、實是弊邦所耻、今者貴國改前代之非、行舊交之道、苟如斯則豈非兩國之福也、故馳使价以爲和好之驗と。蓋し往年の外征役以來、朝鮮の我れに對する怨恨積んで淺しと爲さず、而も未だ數年ならずして其能く彼れの來聘を見るに至らしめしは、義智の韓旋盡力亦與つて大に力なくんはあらじ。家康即ち大に其勳功を賞し、秩十萬石を賜ひ、奏請して世々從四位に叙し、侍從に任しぬ。同十三年家康義智に命し、柳川景直及び僧玄蘇をして國書を齎し、朝鮮に行ひて去年の來聘に報答せしむ。翌十四年倭館は釜山の豆毛浦に設けられ、又歲遣

船三十隻、特選船三隻、及び小送使船十七隻の來往を定め、且つ公買求請開市の三事を約定せり、之れを己酉條約とす。

元和元年宗義智卒す。義智は日韓の修好に與つて功勞多しとの故に由り、朝鮮より特に國書を贈り、且つ歲遣船一隻を増して其祭典を助けしめり。寛永十四年、内藤權兵衛なるもの初めて倭館の主に任せらる。其後豆毛浦は海岸水淺くして船舶の碇泊に便ならざりしを以て、宗氏より韓廷に對し屢々之れを他に移轉せしめんことを請へり。韓廷遂に之れを容れ、寛文十二年を以て倭館を草梁に移し、延寶元年に至りて工事全く落成せり、館の境域極めて廣く、彼我の貿易も亦此館内に於て行はれしと云ふ。降つて貞享二年、幕府の令して長崎貿易を縮小せしむるや、日韓貿易も亦其金額年一萬八千兩を限り行ひ得ることに定めらる、去れと當時密商は盛に行はれにき、其露顯せる者は悉く死刑を以て臨まれしなり、而して特に之れか有名なる例を竹島事件と稱す。其次第は、天保年間石見國濱田藩に廻船問屋の業を營める今津屋八右衛門なる者あり、其藩老岡田秋齋及び松井圖書（二）の二人に就き、竹島附近に互市するの利多き所以を説きしに、二人之れを默許せしかは、八右衛門即ち名を漁業に藉りて刀劍弓銃の類を密に漁船に搭載し、竹島に赴くと稱して盛に海上密賣を爲し莫大の利益を得しか、其事何時しか大阪町奉行矢部定謙の探聞する所となりて捕へられ、同八年終に死刑に處せられ、岡田松井等共に次ひて居腹して罪を幕府に謝せし顛

使節待遇の法

未是れなり。幕府是れより竹島への渡航及び諸國廻送船の遠航を禁しぬ。當時韓廷よりは、慶長十四年以來將軍の繼代ある毎に使節を幕府に來聘せしむるの慣例にてありき。其使節來聘するや、驛次して江戸に至り、其書幣を受けて歸國するを例とせり。三代將軍家光の時の如きは、府庫の豊富なるを之れに示さんか爲めに特に橋梁を修め、旅館を飾り、膳蓋杯盤に至るまで金玉の美巧を盡し、山海の珍味を盛り、之れに費す所實に鉅萬を以て計へり、而して將軍自らは日本大君と稱し、其使節をは謂ゆる御三家と同格を以て待遇し、送迎の禮至り盡せるものありき。去る程に正徳元年、家宣六代將軍の職を襲ひぬ、韓廷の使節例を踐んで至りにき。時に斯井君美將軍に建議して曰ふ、朝鮮其使節を送るに當り、幕府徒らに國幣を疲らして之れを送迎するは無益の極ならずや、從來の待遇法は其分に超ゆるもの多し、今より以後將軍自ら日本國王と稱し、其格式は三家より一等を下らしめ、又往昔の例に復して彼れをして京に入らしめず、須く我が國境に於て接見するに止むへしと。家宣其説を容れて未だ行はず、第十一代の將軍家齊に迫りて漸く之れを行ふ、朝鮮の使節抗議して聽かず、幕府斷乎として之れを排し、遂に之れを屈せしめ、文化八年其使節來朝するに際し、老中脇坂安董及び小笠原忠徳を對島に遣はし其禮を受けしめぬ。

去る程に徳川氏の世も末路に近き頃、我邦は歐米列國の迫る所となりて之れに對し修好通商を開

明治政府と韓

くに至りぬ、韓廷是に於てか漸く我邦の情勢を疑ひ、來聘のこと何時となく思ひにき。次ひて王政維新となるや、新政府は對島守宗重正を大差使に命し、朝鮮に派して王政復古の事を告げ、兼ねて舊好を修むるの意を致さしめぬ、是れ維新後日韓兩國の間に文書を往復するの創始にして、實に明治元年十一月なり。然るに韓廷は既往徳川幕府の致せる書辭の慇懃なるに慣れ來れるもの、今明治政府の送れる書を見るに、其署名に大日本天皇とあり、又奉勅云々の語あり、徳川氏を以て日本の主權者と爲し、其上に天皇あるを知らざる韓廷は、由來詔勅若くは皇帝といふ如き文字を用ひ得る者は獨り清國皇帝あるのみと妄信せるか故に、明治政府の新に致せる文書を見て之れを訝り、遂に拒んで受附けざりき。明治三年二月、政府は佐田直寬森山茂等諸氏を朝鮮に派して前書拒絶の理山を詰らしめぬ、東萊府使の答ふる所果して此理由に外ならざりき、曰く大抵貴國之稱皇稱勅、天下無異辭、則行之其國、自當犁然而順、苟其不然、則此重寶之所不可啗、衆力之所不可協、貴國亦知弊邦之必不許受、而輕試以此、無亦不諒之甚歟と。當時韓廷にありて萬機を攝裁せし者は大院君なり、君は前年江華島の役に於て撃つて佛國艦隊を斥け、次ひて米國艦隊を走らせ、威權赫々全道に震ひ、國政の方針一に排外の主義より打算し居るの際なりければ、我が要求に對しても亦頑として之れを容れざりしや怪むに足らじ。カルソンは其著「極東問題」中に其消息を説ひて曰ふ、

千八百六十六年(慶應二年)佛艦將に朝鮮に來襲せんとするや、韓廷は即ち古來の交誼に訴へて其國難を救はれんことを日本に乞ひしとぞ、而も日本は此の哀求に對して何等の回答をたに爲さざりき、去れば同六十八年(明治元年)日本か其使節を京城に送り、自國の王政復古を告げ、并せて舊交を温めんと欲するの意を通せしめたる際、大院君之れに報ゆるに傲慢不遜の回答を爲したるか如き、復た敢て驚訝するに足らざるなり云々(第百九十一頁)

と。佛韓事を構ふるに先たち、韓廷果して我邦に此の如き哀求を爲したるや否や、將た其回答の有無如何は予之れを知らず、去れと要するに大院君は我が要求に對し、從來對州人と互に通商せる先例を襲はんことを答へたる外、敢て新に修好條約を結ぶの意なかりしなり。其後一再重ねて之れか交渉を試みしこと無きに非ざりしも、我政府の内治を圖るに急なる、明治五年に至るまで復た進んで其要求を貫かんとするの舉を見らざりき。

明治五年の五月、我政府は外務大丞花房義質氏を釜山に遣はし、東萊府使に會して從來對州人の專占せる朝鮮貿易を廢止し、廣く日韓通商の門戸を開くべきの趣意を示さしめ、外務少録をして同浦草梁の倭館に駐在せしめぬ、是れ維新後我政府の駐在官を釜山に見たる創始なり。然るに翌六年の夏、東萊府使は傳令書なるものを倭館の門に榜示せしことあり、文辭悉く日本人を罵詈せざるものにして、甚しきは日本人を以て禽獸に比せるの句すらあり。而して大院君は別に此榜示文

と同一の旨趣を全道に布告し、以て排倭の意を天下に傳へぬ。此報一たひ我邦に達し、次ひて謂ゆる征韓論とはなれり、而も問罪の議は廟堂を制するに至らずして征韓論者の總辭職となりし始末は説かざるも精はし。

明治七年の初め、清國禮部衙門は日韓の交情を疎ならしめんか爲めに「據洋將日意格云、日本尙有五千兵、在長崎、臺灣退兵後、將從事高麗、法美與高麗前隙未解、必以兵船助之」云々の一書を韓廷に送り、即ち日本は臺灣を征せし餘勢を以て佛米諸國と力を合せ將に朝鮮を侵さんとするに意ありと云ひしやに傳へらる。然るに同年七月、閔奎鎬の勢道に立つや、東萊府使朴濟寬を倭館の森山茂氏に遣はして修好聯盟の意を通せしめ、且つ日韓の間從來阻隔せし所以のものは中間壅蔽の徒ありて然くせしものにして、韓廷の本意にあらすとの旨を致さしめぬ。程なく京城政府よりも訓導玄普運等勅使となりて倭館に至り、前年我が政府の送りし文書に對する回答の件につき來議し、次ひて左將軍趙寧夏は、聯盟修交を望むの趣意を認める一書を使者に托して倭館に送り。森山氏即ち韓廷の態度前日に反して修交に意あるを察し、躊躇して之れを我が政府に報告せり。翌八年二月森山氏理事官に任せられ、將に前約を履んで聯盟の議に取掛からんとするの時、此くまで我れに好意を表するに至りし韓廷の態度は復た俄然一變し、東萊府使は我れに面接を拒んで交渉荏苒遂に決する能はざるに至りぬ。僅々數月の間に情勢の反覆此の如く甚しきを見る

に至りし所以のものは他なし、抑も明治七年に入り大院君は其攝政の職を解かれ、退ひて楊州に閑居し、外戚閔氏代つて國家の樞機を握るに至れり、當時大院君は固く鎖國攘夷の方針を執り、飽くまで日韓の修交を排斥するに意ありしと雖も、國王及び閔后殿下には、鎖國攘夷の到底實行し得へからざる所なるのみならず、徒らに日本の感情を害して三百年來の交誼を傷くるは邦家の眞計に非ざる所以を知り給へり。去れば大院君の尙ほ攝政に在るの日、閔后殿下は朴定陽を以て暗行御使に内命し、釜山に赴ひて日本の態度を探り、并せて舊交を温むるの法を講せしめたり。朴定陽即ち此内命を奉して釜山に至り、其用を了へ、歸りて之れを復命しぬ、是れより王室及び閔族の一派は悉く開國論者となれり、而も大院君の威權尙ほ赫々、時機未だ容易に開國の意見を發表するを許さざりき。開國論者は以爲らく、日韓の修交は邦家の眞計なり、此眞計を實行するには先づ大院君を倒すを必要の順序とすと。折しも國王親政の議は平素大院君に好からざる上下に依りて唱和せらるゝの際なりければ、開國論者と親政論者との聯合は茲に成り、遂に巧妙の手段を取りて大院君を廟堂より退隱せしめたる始末、是れ嚮に第三章に於て之れを説けり。而して大院君既に退ひて排倭の情勢一變し、日韓の交渉漸く順風に愜せんとするの氣運に向ひしに、幾くもなく大院君再ひ京に還りし頗末、是れ亦同章を參照せられよ。然り而して其結果として對日本の方針復た一變し、非日本主義再ひ韓廷を制するに至りしなり。

同年九月の事なりき、我が軍艦雲揚號朝鮮沿岸より清國牛莊の航路を測量し、中途淡水の缺乏を告げしかば、鎗を漢江口に投し、一隊短艇に乗りて漢江を遡り、江華島角を過ぐるや、同島砲臺守衛の兵は突然發砲して我艇を射撃せり。此變報に接して本艦は直に赴援し、攻めて砲臺を破壊せり。乃ち上陸して砲撃の理由を詰らんとせしに、韓兵尙ほ反抗せしかば撃つて其三十餘人を斃し、兵器若干を奪ふて還り、直に之れを政府に急報しぬ。翌九年一月、政府は黒田參議を以て全權辦理大臣とし、井上議員を以て同副大臣となし、近衛及び大阪熊本廣島の三鎮臺より若干の混成隊を組織し、別に日進孟春鳳翔等の軍艦六隻を率ひて韓廷に派遣せしめたり。兩全權先づ江華府に至り、韓廷の全權委員たる申楹及び尹滋承に會見し、雲揚艦の砲撃並に前日の使書拒絶の理由を詰問し、兼ねて日韓修好通商のことを提議せり。當時我が全權の韓廷に對する態度たる、一に平和主義にてありき。這般の談判たる先づ雲揚艦砲撃の罪を問ひ兼ねて國書拒絶の理由を詰るにありと雖も、其實意は修好通商條約を結はしめんと欲するに外ならざるが故に、韓廷にして若し開國の要求に應ずるあらば則ち之れを以て雲揚艦砲撃の賠償と見做し、其餘は深く問はざるべしとは是れ當時我が全權の意見なりしか如し。去れば談判の容易に渉取るへかりしに拘はらず、大院君起つて荐りに日韓修好の不可を唱へ、隨つて其威勢に畏縮せる韓廷の大臣等亦率ね非修好に傾き、交渉復た決するの見込なし、是に於てか我が全權遂に袂を拂つて起たんとしぬ。去れと

此間に立ちて朴珪壽、金允植、趙寧夏、閔奎鎬、閔泳穆、閔台鎬、李最應、其他一二の有司は固く開國の利あるを信し、上下に脱くに利害得失の存する所を以てせしかば、韓廷の意向も漸く一變し、兩國全權終に年の二月二十六日を以て江華府に於て日韓修好條規に調印するに至れり。其條項通して十二款、其第一款に於て朝鮮國は自主の邦にして日本國と平等の權を有することを明かにし、其第二款に於て相互に使臣派遣を爲し得ることを配し、其第三款には公文の用語に關する件を定め、其第四款には釜山及び其他二港を開いて日本人民の往來通商するを准聽すること、其第五款には前款の二港は京畿忠清全羅慶尙咸鏡五道に就いて選擇すべきこと、其第六款には日本船舶の朝鮮沿海にて大風に遭ひ又は薪糧に窮乏したる場合に關する件、其第七款には日本船舶の自由に朝鮮沿海を測量し得ること、其第八款には日本政府の朝鮮開港場に管理官を置くの件、其第九款には彼我人民の貿易に官吏の干與せざるべきこと及び貿易に限制を立て或は之れを禁阻するを得ざること、其第十款には朝鮮に在留する日本人にして罪科を犯したる者に對し日本政府の官吏は其裁判權を有すること、其第十一款には通商章程を別に議定すべきこと、其第十二款には以上條項の實施期日等に關する件を規定せり。此修好條規は實に朝鮮と外國との間に現存せる條約の先登なりとす。我か全權の歸朝に次ひて、韓廷は特に禮曹參議金鎬秀を其使節として我邦に來朝せしめたまき。同年六月政府は外務大臣宮本小一氏を理事官として朝鮮に派遣し、修好條規

附錄及び通商章程を議定せしめぬ。此兩條約は年の八月廿四日、京城に於て同理事官と韓廷の全權趙寅熙との間に調印せられたり。而して翌十年十一月、花房氏は辨理公使として初めて京城に駐劄しぬ。

自主問題

當時大院君は京城より退隱せりと雖も、排外の熱は地方に於て煽動せられしかば、變を好み亂を喜ぶ蟬蛸の輩中には往々攘夷の夢に浮されし者なきにあらず。折しも當時國內に在留せる佛國の宣教師にして韓人の爲めに拘監せられたる者あり。時の本邦駐劄佛國公使この事を傳へ聞きしかば、同公使は該宣教師引渡しのことを我政府に依頼せり、政府は即ち在釜山の我か管理官に命じて之れを韓廷に要求せしめたり。此要求に接したる韓廷は、其措置に就いて頗る惑へり、若し之れに應せんか、大院君一派の徒を激昂せしむるの恐れあり、應せざらんか、日本政府よりの談判に窮せざるを得ず、左右路塞かり、遂に北京政府の訓令を仰ひて後決すべしとの意を回答しぬ。此回答を承認するに於ては、日韓修好條規の第一條に謂ゆる「朝鮮國は自主の邦にして日本國と平等の權を保有せり」との條句に矛盾し、當に半島を以て清國の附庸と承認するに等し、故に政府は花房公使に命じて此回答書を韓廷に返却せしめたり。韓廷愈々窮して其始末を北京政府に報し、且つ之れに關する訓令を仰けり。清廷は之れに對し更に朦朧として要領を得ざる訓令を與へぬ、其要旨に曰ふ第一款有朝鮮係自主之邦等語、朝鮮久隸中國、而政令均自理、其爲中國所屬固

天下所共知、其爲自主之國亦天下之所共知、應由朝鮮斟酌答復と、此曖昧なる文意に推して韓廷は遂に自主を以て應へにき。而も當時の事情未だ深く論争するの時機に非ざりしと見へ、自主問題は何時となく其儘に消へ去りぬ。

元山仁川の開港

明治十二年八月、元山津を開港場となすの議は花房公使と禮曹判書沈舜澤との間に豫約せられ、翌十三年五月に至りて之れを開港せり。仁川は十五年四月に至り開港の約成りしを以て、年の七月居留地の選定等に着手せしか、時偶々謂ゆる大院君の亂なるもの起り、遂に在莩年を越へ、翌十六年一月に入り初めて其開港を見るに至れり。

開化派と守舊派

是れより先き韓廷の内外には開化派と守舊派と稱せらるゝもの兩々相對して隱然黨をなし、互に排擠を企圖するの情勢にてありき。去れと日韓の修好成りし以來、守舊派の勢力は渺々しく振はざるに引替へ、謂ゆる開化派の聲は概して揚々得意の色あり。明治十四年五月趙準永、李元會、嚴世永、朴定陽、沈相學、閔種默、魚允中、洪英植、姜文馨、趙秉稷、李鳳儀、金鏞元、高永喜等の諸大官選まれて我邦に派遣せられ、滯京すること四五ヶ月、後ち一行空前の見聞を齎して國に還へる、是れより開化派の勢力漸く熾なり。同年十二月に至り李載先の疑獄事件あり。載先は大院君の妾腹に係る長男なり、其弟の載晃國王の位に即ひて以來不平不満の情に堪へず、日夜鬱々として樂まざりしか、遂に守舊派の面々と意を通して不軌を隠謀せり。事露はれ黨與悉く義禁

府に捕へられ、同月十八日載先及び趙中鎬、在哲鎬は獄中に藥を賜はれて死し、其一味の徒李鐘學、李鐘海、李斗榮、姜達、李彙靖、丁建燮、蔡東述は斬に處せられ、柳道夷は濟州島に流さる。此始末は更に一大打撃を守舊派の上に加へしものと謂ふべきなり。而して之れと反比例に日本の勢力は漸を追ふて韓廷部内に及ぼし、随つて開化派の權威は隆々として旭日昇天の勢を呈しにき。此現象は程なく統理機務衙門の設置及び其組織に依りて見るを得たり。翌十五年一月十三日該衙門は新に設けられ、之れに同文司、軍務司、通商司、利用司、典選司、律例司、監工司の七司を置けり、而して當路者其人の如何を見れば、同文司の長たる堂上經理事には李載晃及び趙寧夏、同副經理事には沈相學、軍務司の堂上經理事には李載元中正熙趙義純閔泳翊及び李元會、同副經理事には洪英植、通商司の堂上經理事には金輔鉉及び金宏集、同副經理事には趙秉稷李鐘永及び閔種默、利用司の堂上經理事には閔謙鎬李根弼及び朴定陽、典選司の堂上經理事には尹滋惠及び趙準永、律例司の堂上經理事には沈舜澤及び嚴世永、監工司の堂上經理事には閔台鎬及び鄭範朝、同副經理事には姜文馨なりとす。是れ孰れも開化黨を以て目せらるゝ者、特に其約半數は曾て本邦に遊んで親しく日進月歩の國運を目撃せし輩なり。開化派の黨與は此新衙門の乗取りに依つて政權を其掌中に奪ひ、權勢彌か上に増長せり。此權勢は次ひて斷行せる兵制改革に由り更に一層増長せり。翌月に入り從來の六營は廢せられ、新に壯猷武衛の二營を置き、別に我か堀本中尉の指

導の下に新式訓練の一隊を設くるに至りしと第七章に説けるか如し。此兵制改革の結果として急に罷免せられたる兵士は其數少なからず、罷免せられて忽ち衣食に窮するか故に彼等の怨嗟不平は尋常の類にてあらざりき、随つて彼等は開化派の措置に對して痛く怨恨の情を抱けり。

守舊派激す

形勢此の如きの際に當り、更に他の一方に於て甚しく守舊派の徒を激せしめたる二個の出来事ありき、其一は我が清輝艦の來仁是れなり。清輝艦は今日の眼より見ればこそ老朽用ゆるに堪へざる劣等軍艦なりしと雖も、當時にありては堂々たる本邦屈指の一大海城たるを失はざりしなり、況んや之れを半島人民の眼に映せしめしに於ておや。去れば同年三月同艦の來りて仁川港に碇泊するや、國王には特に李載元、中正熙、閔泳翊、趙義純、李元會、洪英植等と同港に派して洽く艦内の觀覽を乞はしめ、後ち艦長磯邊少佐の入京するや、宮廷よりは其新式兵の操練を觀覽に供し、且つ厚く其一行を響應せり。韓廷の此舉措は當時著しく開化派の得意を高めしと同時に、守舊派の勢力をは爲めに半は消沈し半は反激せしむるに至れり。此現象ありしに加へて今一つの出来事ありしは他なし、王太子嬪の冊立是れなり。同年四月、閔台鎬の女即ち閔泳翊の妹は冊せられて王太子の嬪となれり。王妃殿下の閔家より入り給ひたるに重ねて王太子嬪は今復た閔家より入れり、其一族の勢力權威や是に於てか嚇々として當るへからざるものあり、而して閔族か其權勢の隆昌を見るに至りし丈それ丈、他の一面に於て大院君一派の嫉妬と惡感情とを招きしは素より其所、此時よりして一條の妖雲は動もすれば漢城の天を蔽ひ、事に觸れ機に乗して方に乾坤を驚動せしめんとするの兆候を呈せり。

大院君の亂

此危機は翌々七月に至り、測らずも舊式兵の一朝の激昂に由りて爆然破裂せり。當時軍隊の會計に關する事務を總理せし宣惠應の都提調は閔謙鎬なり。折しも舊兵に支給すべき給料の不渡は數ヶ月に亘りしか、七月二十一日に至り漸く其一ヶ月分を支給するを得たり。而も之れを支給するに當り、擔任の軍吏は其間に立ちて私利を握らんと欲し、祿米に砂礫を混入せしめて之れを給與せり。此不法なる支給に接したる舊兵等は忽ち憤怒し、起つて該軍吏を捉へ、毆打して死に致せり。閔謙鎬之れを聞いて怒り、令を下して兵士中の主謀者を捕へしめ、問ふに法を以てせり。兵士俄に激昂、急に傲を四方に發し、武器を携へ隊伍を組み、走つて雲龍宮に至り大院君に訴ふる所あり、而して同時に其一部隊は鯨波を揚げて閔謙鎬の邸に向ひぬ。謙鎬變を聞いて驚き、逃れて宮闕に入りしかば、暴兵之れを追ふて亦宮闕に亂入し、遂に謙鎬及び金捕鉉を拿捕して之れを毆殺せり。毆殺して後更に閔后殿下を求めぬ。事頗る急なり。殿下即ち服を變して宮闕の後門より逃出し、亂を尹泰駿の邸に遁げ、轉して安鼎玉の家に移りて閔應植の別墅に月餘を過こさせ給ひぬ。暴兵等は是に於てか宮闕を出て、方向を轉して時の領袖政たる李最應の邸に亂入し、又吏曹判書閔昌植を襲ひ、共に之れを殺害し、其他閔族の邸宅率ね其蹂躪を蒙り、慘害計るへか

らざるものあり。而も此擾亂を實行せし兇徒中には、兵士以外にして平素草莽の間に開明の運勢を慷慨せる不平黨の一派亦加はり居りしか爲め、其狂暴の方面は更に一轉して終に我か帝國公使館の襲撃とはなりぬ。

公使館襲はる

同二十三日の薄暮、兇徒數百人隊をなして當時西大門外に在りし我か公使館を襲撃せり。此變亂の頃には未だ今日の如くに我か守備兵の京城に駐劄するあらざりき、去れば花房公使以下館員其他二十有八名、協力防戦すること七時間餘に亘れり。已にして兇徒火を放ち炎焰館に滿つ、加ふるに銃丸矢石の注下すること雨の如し、公使以下遂に死を決し、圍を衝ひて今の漢城府所在なる京畿道觀察府に至れば、邸内寂として人なきものに似たり。乃ち轉して宮闕に赴かんと欲し、南大門に至れば鐵扉固く鎖して開くへからず。一行是に於てか勢の不可なるを見、一先つ楊花津まで退却して後圍を議せんとするに決し、急行して同津に達せしは翌二十四日の未明にてありき。而も楊花津は頼つて以て安全を期するに足らず、即ち難を仁川に避くるの要を認め、直に楊花津を發し、同日午後三時といふに仁川府に着せり。仁川府使鄭志鎔出て、我か一行を迎へ、懇待優遇至らざるなし、一行漸く安堵の思ひをなし、或は衣を脱し、或は閑臥し、以て前夕來の疲勞を愈すに餘念なきものゝ如し、何ぞ圖らん其夕門外喧嘩甚しく、程なく我か二名の巡査全身鮮血に染み、破劍を杖ひて兇徒の再襲を報告しつゝ入り來るあらんとは。公使以下一同是に於てか蹴起奮

闘し、僅に血路を開ひて濟物浦に出て、一漁船を得て月尾島に渡り、而して一漁船の南陽灣に碇泊せるものあるを聞き、翌二十五日同灣を指し波濤に任せて島を離れり。二十六日の曉天、牙山灣を望んで一漁船の駛るを認め、急呼して救助を求めぬ、是れ當時半島南岸の測量に従事せる英國砲艦フライイングクフホッソ號なり。一行同號に乗して長崎に航し、其顛末を我か政府に急報しぬ。政府即ち井上外務卿を馬關に派し、花房公使に訓令するに韓廷問罪の要領を以てし、高島陸軍少將及び仁禮海軍少將をして兵を率ひ、公使を護衛して渡韓せしむ。

花房公使即ち艦艦を率ひて再び仁川に入る、時に八月十二日なり。折しも清國軍艦亦來りて南陽灣に投錨するあり、是に於てか人心恟々として定まらず、今にも砲聲天に轟き、鷄林半島將に砲煙彈雨の蔽ふ所とならんかと甲唱へ乙和し、京城の内外亂を避けんか爲めに遠く遁逃する者項背相望めり。十四日花房公使は書記官の名を以て公使若仁のことを仁川府使に通せしめ、且つ人心を鎮靜ならしめんか爲めに左の榜示を各處に掲げしめぬ。

我兵來此、非有他意、日前我公使之在京、亂民作黨、焚館弄兵、故我政府特派兵護衛公使、固非以事干戈、則耕者不舍鋤、織者不止杼、各安其業、萬勿惶懼動搖。

明治十五年八月

大日本公使館書記官

同日午後、公使は護衛兵二個中隊を率ひて仁川府に進めり。府使任景鎬出て、公使を迎へ、厚く

一行を款待す。十五日一行仁川府を發し楊花津に到れり。尹成鎮玄昔運趙寧夏金宏集の諸大官來りて之れを迎へ、話次公使に告ぐるに大院君再ひ政權を掌握し聖意の暢達爲めに困難なる所以を以てせりと云ふ。翌十六日公使一行京城に入り、踰へて數日、國王に謁して數項の事を要求し、回答の期を限るに三日を以てせり、而も期は空しく過ぎぬ、公使即ち決然京城を撤して復た仁川港に引揚げり。時に大院君は清國に囚送せられて韓廷の局面一變しければ、李裕元及び金宏集其全權となりて異議なく我が要求を容れ、八月三十日を以て條約の調印を了せり、之れを濟物浦條約といふ。今參考の爲め其條約文を左に掲げん。

濟物浦條約

日本曆七月二十三日、朝鮮曆六月九日の變は朝鮮の兇徒日本公使館を侵襲し職員多く難に罹り朝鮮國聘する所の日本陸軍教師亦慘害せらる日本國は和好を重する爲め妥當議辯して即朝鮮國に下記の六款及別訂續約二款を實行することを約し以て懲前善後の意を表す是に於て兩國全權大臣は記名捺印して以て信憑を昭にす

第一

今より二十日を期し朝鮮國は兇徒を捕獲し巨魁を嚴究し重きに從て懲辦する事

日本國官員を派して立會處斷せしむ若期日内に捕獲する能はざるときは應に日本國より辨理すべし

第二

日本官吏にして害に遭ひたる者は優禮を以て療養し以て其終を厚ふる事

第三

朝鮮國は五萬圓を支出し日本官吏の遭害者の遺族並に負傷者に給與し以て禮郵を加ふる事

第四

兇徒の暴舉に因り日本國か受くる所の損害、公使を護衛する海陸兵費の内五十萬圓は朝鮮國より填補する事

毎年十萬圓を支拂ひ五箇年にして完済す

第五

日本公使館は兵員若干を置き警衛する事

兵營を設置修繕するは朝鮮國之に任す

若朝鮮國の兵民律を守る一年の後日本公使に於て警備を要せずと認むるときは撤兵するも差支なし

第六

朝鮮國は特に大官を派し國書を修し以て日本國に謝する事

大日本國明治十五年八月三十日

大朝鮮國開國四百九十一年七月

此條約に附帶して別に元山釜山仁川の間行里程を擴めて四方各五十韓里となし、二年の後を期し更に之れを百韓里となすこと、一年の後を期し楊花鎮を以て開市場となすこと、及び我が公使領事並に其隨員眷從の朝鮮内地に隨意遊歴するを得ることを同時に訂定せり、之れを修好條規續約といふ。而して此等條約の成りて後數月、韓廷は朴泳孝を特派大使となし、金晚植金玉均を其副使となし、謝罪の國書を齎して我邦に來朝せしめぬ。韓國現行の國旗は當時の成案に係り、此際初めて使用せられたり。

朴金の徒か我邦に滞在するや、其文物典章及び社會日新の狀勢を觀て深く感ずる所あり。歸りて之れを國王に奏し、模範を我邦に取りて朝鮮の政治及び社會を刷新せんことを期して回國しぬ。次ひて間もなく半場卓造井上角五郎の兩氏は、韓廷の顧問として渡韓せり。十六年一月、竹添進一郎氏は擧げられて辨理公使となり、入つて京城に駐劄し、同時に我が歩兵一個中隊は派せられて京城に守備することゝなれり。此時に當りて韓廷に於ける大臣有司は陰然日本黨と支那黨とに分かれたり、謂ゆる日本黨は洪英植、金玉均、朴泳孝、朴泳教、申箕善、徐光範、徐載弼、尹雄烈等を其重なるものとし、純粹の支那黨といふべきは閔台鎰、金炳始、金炳國等一派にして、又

日本黨と支那

革命の動機

別に日本黨ともつかず支那黨ともつかず、時ありてか親を清官に結ひ、時としては交を日人に求め、一嚮一背曾て定操なきに似たる一派あり、閔泳翊、李祖淵、韓圭稷、尹泰曠、趙寧夏等之れに屬す、但し孰れかといへば寧ろ支那黨に厚しと傳へられしなり。此日本黨と支那黨とは互に拮抗して兩々相下らず、翌十七年に入り竹添公使の一旦歸朝し、其十月歸任せる頃には兩黨の軋轢漸く其甚しきを加へ、形勢危殆に迫れるの狀況にてありき。

當時清國は安南事件を以て聲を佛國に開き、八月二十三日佛國艦隊司令長官クルーペーは清國水師提督張珮綸の指揮せる揚武號以下合せて十隻の清艦を福州馬尾に轟沈せしめ、死者五千人に出つ。次ひて佛艦は閩安金牌等の諸砲臺を擧碎し、去つて基隆を占領せりとの報京城に傳へられぬ。此報一たび傳はりてより日本黨の面々は以爲らく、清人は平素傲慢にして動もすれば他國人を凌ぐの狀ありと雖も、事に當つては怯弱にして復た恃むに足らずと、而して今や清國は事を佛國に構ふるか故に、更に手を半島に延はすの餘裕なかるへく、乃ち國家獨立の基礎を立つべき大革命を實行するは此時機に若くはなし、とは先づ彼等の腦裡に泛ひし感想にてありき。十一月に入り我が政府は濟物浦條約にて約定せる賠償金五十萬圓の内、其未拂に屬する金四十萬圓を韓廷に還附し、以て國政改革の資に充てしめぬ。革命派の面々復た以爲らく、日本は江華島の盟約に依り各國に率先して我邦を自主獨立と認めたり、此交誼に加ふるに今又此恩遇を以てす、其友情に厚

き復た他國の比にあらす、頼つて以て益々恃む所あるべきなりと。去る程に朴金等を始め年少氣鋭の輩は支那黨の勢力を越くの畫策に其日を送りしか、遂に大々的クーデターに訴へ一舉して國運の革新を斷するに決し、謀略漸く熟したりと爲し茲に起つて十二月四日の謂ゆる甲申の亂を演しぬ。

是れより先き韓廷は從來の驛傳法を改め、我が制度に則りて新に郵便事務を設定せんと欲して郵政局なるものを創置し、本邦より小尾輔助宮崎言成の二氏を聘用して其事務を委任せしか、是に至りて其開局に關する諸般の準備全く整ひたるを以て、十一月四日其開局式を擧げ、兼ねて午後六時より晚餐の饗應を爲せり。局長洪英植の案内に依り來會せし者は韓廷の高官十數名及び各國使臣にして、竹添公使も亦招待を受けしか、公使は病と稱し島村書記官をして代つて臨席せしめたり。革命黨は此夜を好機として事を行ふに決し、是れに先立ち宮闕の前門と景福宮の内と郵政局に隣せる一家とに各々一組づゝの黨與を配置し、別に郵政局の溝中に刺客を伏せ置けり。扱も局内にては宴漸く酣なるの頃、門外入騒しと耳を傾ける折しも炎燭局窓を照し、同時に失火の警呼は轟しく起れり。賓客一同驚き、立つて屋外に出てんとし、閔泳翊先づ門を出つるや否や、忽ち刺客の爲めに頭部を傷けられ、次ひて背部に一刀を加へらる。加へられて急ぎ門内に遁入り、局の階段の處まで至りて倒れたり。此騒動を見たる賓客は益々驚き、取敢へず打寄りて閔泳翊を

甲申の亂

日本黨の新内

介抱し、醫に托して穆麟徳の邸まで送らしめたり。此かる騒擾の間に金玉均及び朴泳孝は直に走つて宮闕に赴き、寢殿に進んで國王に奏して曰ふ、支那兵亂を起し閔氏は現に其手に斃されたりと。王驚ひて寢殿を出てんとす、折しも宮闕の前門は轟然たる音と共に爆發物の爲めに顛覆せり。王益々驚き、急に使者を我が公使館に遣はして來衛を求めらる、竹添公使固く辭して應ぜず、依つて朴泳孝は玉璽を鈴せる王の親簡を公使に致さしめしかは、公使は終に召に應じ、一個中隊の兵を率ひて參内せり。王は日本兵の護衛を得て桂洞なる景福宮に移り給ひぬ、時に夜既に三更に近し。已にして洪英植、韓圭稷、沈相憲、尹泰駿、李祖淵等亦入つて玉座に侍候し、竹添公使は島村書記官、村山中隊長、淺山外務屬等と共に玉座を距る十數歩の一室内に在りて徹宵奉侍せり。翌五日の朝に至り大臣の交迭あり、李載元は左議政となり、洪英植は右議政となり、前後營使左捕將兼漢城判尹には朴泳孝、左右營使右捕將兼署理外務督辦には徐光範、戸曹判書には金玉均、吏曹判書には申箕善、禮曹判書には金允柱、兵曹判書には李載榮、刑曹判書には尹雄烈、工曹判書には洪鐘軒、前後營兵房には徐載弼等なりとす。而して閔台鎬、趙寧夏、李祖淵、尹泰駿、韓圭稷、閔泳穆、及び内官柳在賢は前夜不幸にも宮闕内なる松林中にて何人にか殺害せられたり。已にして國王は宮闕を出て、李載元の邸に移り給ひ、午後一時各國使臣に謁見を賜はり、國政改革に關し一時間餘に亘れる勅語あり、同五時に至り更に昌德宮に還御せらる。竹添公使は亦引續き

兵を率ひて供奉し、乃ち我兵をして宮闕内の要所に哨兵を張りしめ、而して朝鮮四營の兵士四千餘人は其門外に沿ふて防禦線を張り戒嚴せり。

日清兩兵の衝突

翌六日とはなりぬ。此日朝來清兵の一隊宮門に進み、銃を向け砲を擬するものあり、午後に至り果然無数の銃聲は宜仁門外に聞ゆ。村山中隊長は直に戦闘用意の號令を下せり、之れと同時に朝鮮兵は軍器を抛棄し、逃走する者相踵く。我兵は宮闕の正門と北壁とに據り清兵の進來を俟ち、撃つて其數十名を斃せり。此時國王既に去つて何處へか赴かれ、竹添公使荐りに其所在を求むれとも得ず。偶々一高官あり、袁世凱等より同公使に宛てたる一片の書簡を齎して之れを公使に傳へぬ、其略に曰ふ、聞く亂民あり闕を襲はんとす、貴大人誠意隣誼に厚し、今兵を率ひて入闕し、國王を守護すと云ふ、弟等亦命を天朝に奉し、職彈壓の責にあり、焉ぞ坐視して止むへけんや、即ち兵を帯ひ宮に進み、貴兵と力を一にし勞を分たんと欲す、乞ふ希くは此れを諒せよ云々、提督袁世凱、同張光前、同吳兆有頓首と。是れ蓋し清將は豫め此書簡を日本公使に致し置き、以て暴舉の先發に伴ふ責任を日本兵に轉嫁せしめんとの眞意なりしならんか。已にして國王始め金朴洪徐等數人共に宮闕内の一小亭内に在りと注せられしかば、竹添公使村山中隊長等即ち馳せて此處に到りぬ。而も亭前彈丸飛ひ來りて覆の如し、中隊長獻言して曰ふ此處地勢良ならず、加ふるに敵兵の彈着地なり、速に去つて他處に移御せらるゝに若かずと、衆皆之れを贊す、近臣即ち總

輿を求むれとも亦得るに由なし、事頗る急なり、我か巡查西清志氏進んで國王を背負ひ、中隊長に導かれて一町有餘を距る松林の間に入り、地に毛布を敷き御坐を設けり、其左右に侍する者總して二十有餘名、竹添公使亦其側に奉侍せり。侍臣等始終戰慄、顔色土の如く、喟々嗷々して絶へず恐怖の情を訴ふるもの、如し、中隊長一喝之れを叱して曰ふ、戰鬪の狀勢を知るには先づ其銃聲如何を詳するの要あり、斷して喧嘩する勿れと。已にして中隊長は公使に對し再三勸めて曰ふ、本職等は此處に斷止まりて清兵と決戦し、潔く雌雄を決すへし、請ふ閣下は國王を擁して直に亂を仁川に避けられんことをと、公使之れに答へて今日の事實官は宜しく本使の命令の下に進退すへしと曰ひ其請を許さず。

時に日漸く西に傾く。國王は切に王妃王太子諸殿と席を同ふせんことを懇望せられ、復た他言を顧み給はず、公使之れを遮るに忍ひず、即ち中隊長と相謀り、侍臣に命して國王を背負はしめ、北門を出て、諸殿の行在所たる北廟に奉せしめ、公使等亦之れに供奉せり。此時北廟を護衛せる朝鮮兵は突如として我か一行に向つて發砲し、而して其一九は飛んで國王を負へる侍臣の手指を傷つけぬ、蓋し朝鮮兵は我か一行を以て諸殿の拐奪に來りしものと誤認せしなり。我か一行は此際以爲らく、吾人にして此上國王を守護するあらば、今後如何なる危険を玉體に及ぼすも測り難し、若かず國王は侍臣のみをして擁護せしめんにはと。此くて公使は洪英植及び沈相薫をして國

王を護衛し北廟に入御せしめたり、中隊長は是に於てか進んで一決戦を清兵に試みんことを主張しぬ、公使聽かずして曰ふ、今や我か公使館の安否知るべからず、依つて一旦公使館に引揚げ、然る後進退を決するも敢て晚しとなさしと、中隊長事の強ひ難きを見、即ち軍隊の集合を命し、其點呼を行ふ、豫想外にも我兵僅に死者一名、負傷者五名に過ぎず、而して清兵の死傷者四五十名に上れり。此くて隊伍の部署整ひければ、公使及び書記官を中隊の中央に挟み、白布を背に帶はしむ、其左右背より斜に十字形をなす者は公使なり、其一條を斜纏する者は書記官なり。時に夜色暗憊として咫尺を辨せず、一行之れを機とし、即ち宮闕の北門を出つ、樋口上野の兩陸軍師にして翠雲亭に出つ、此に至りて我か公使館を僅に煙燭の間に見るを得たり。一同是に於てか勇を鼓し、進んで齊洞に出で統理衙門の前路を過く、此時韓民左右より挟んで瓦礫を亂投し、甚しきは銃を放つものあり、先鋒の面高中尉之れに中つて倒る、部下の兵士之れを扶助し、進んで十字街に出つれば公使館は僅に二町を出でざる距離にあり。是れより先き竹添公使の前日宮闕に赴くや、其際公使館には兵士五六名を留め、伍長一名を附して之れを守備せしめり、而して婦女商民等は亦率ね集まりて館内にあり。此日宮闕内に砲聲起るや、譁者來り報して曰ふ、日清兩兵戰鬪を開始し、日軍敗つ今や一兵を残さず、悉く清兵の爲めに屠殺せられたりと。夜に入るや清韓

兩兵來り之れを襲ふこと一再、衛兵殊死して僅に之れを斥けぬ、去れば館内復た活げる心地する者あらざりき。我か公使一行の漸く館に近づくや、初め館内の衛兵諷つて之れを清兵の來襲と取り、盛に射撃を加へしかば、前衛の飯島軍曹及び上野語學生は爲めに流丸に中つて落命せし不幸なれ。已にして公使初め一行恙なく館に入れり。此夜清韓兵は出て、城内處々に横行し、我か居留民にして其慘殺に遭ふ者數十名、清兵の一隊は更に泥甕の我か兵舎を襲ひ、火を放つて之れを焼けり。此際我か半小隊の兵士、糧米を輸來せんか爲めに公使館より泥甕に派せられしも、糧米は業已に敵の爲めに奪はれ、兵舎亦其燒棄する所となりしを見て空く館に引還へしたりとぞ。翌七日に至り、糧米は前夜既に得るに由なかりしを以て、館内食糧漸く盡き、飢渴交々迫り復た如何ともするを得ず、而も朝來無數の韓民館を圍み、鯨波を揚げて來襲を試むること數回。午後一時の頃、一韓人あり、遙に公使館を窺み一矢に書簡を附して之れを放てり、館員之れを取つて閱讀するに、其文に曰ふ、貴公使逆賊に與みし我か六大臣を殺せり、上下之れか爲めに憤激し、貴公使に向つて其罪を問はんとす云々と、而して其署名者は外務督辦金宏集とあり。公使是に於てか館員を集め、告げて曰ふ、事既に此に至る、駐まりて任を盡すや難し、加ふるに食糧業已に竭き復た求むべからず、坐して飢を待たんよりは寧ろ退ひて仁川に至り、徐ろに後鬪を爲すに若かずと、依つて最後の照會文を認め、館の門前を徘徊せる一韓人に附托して之れを統理衙門に齎

らしめ、館内の公文書類は盡く之れを焼棄し了りぬ、時に午後三時半なり。乃ち公使以下館員及び婦女子負傷者等を中間に挟み、岡田警部は國旗を擁護し、中隊前後を守衛して館を出てんとせり、而も此際一大難事の前途に横はるものあり、即ち鐘路より左折して南大門を出て麻浦に通ずるの路は、清韓兵の特に注意して警戒を加ふる所なるか故に、此街路を切抜くるの最も困難なることは是れなり、故に一行は已むなく迂回して楊花津の路を取るに決せり。然るに復た一の困難あり、之れを何そと云へは他なし、本隊は此變亂に先たつ僅に一ヶ月前に初めて渡韓せる第二師團の派遣兵にして、其駐韓後日向は淺きか故に未だ地理を研究するに遑あらず、隨つて楊花津の通路は未だ暗知せざりしこと是れなり。中隊長は切に道案内を得んとするも應ずる者なし、遂に公使館員國分氏に囑するに之れか東道の任を以てす、國分氏亦未だ其通路を知らざるなり、而も是に至り辭すへきの秋に非すと爲し、即ち路すから尋ねつゝ進まんとな決意して奮つて其任を請し、前衛の先頭に立ちぬ。

已にして進軍の令は下れり。一行は校洞の街より東大門の大路に出て、右折して西向せり。清韓兵處々より發砲し、又矢石を投する者あり。進んで鐘路を過ぎ、景福宮の前街に差掛かりし頃、左營親軍の兵數百名隊をなし、砲礮を裝置し、俄然我兵に向つて激しく發射せり、而も彈丸常に頭上を空過し、我か一兵たに傷くに至らず、一行且つ防ぎ且つ進んで漸く西大門に近からんとす。

是れより先き命あり、西大門は必ずや扉鎖固く閉され、守衛の兵員亦必ずや多かるべし、宜しく不意に突進肉薄して之れを陥ひるべしと。果然門に近づくに及び、我か前衛の兵士急に猛烈なる突貫を試みぬ。敵兵の門を守る者數十名、不意の襲撃に遇ひ狼狽爲す所を知らず、悉く兵器を棄て、逃走せり。此くて西大門我か手に落つると共に門扉は破壊せられ、全軍歡呼して城外に出て、進んで銅甍に至る。此處通路二岐に分かれ、其右するものは楊花津路にして、左するものは麻浦街道なり。一行以爲らく、楊花津路に迂にして且つ遠く、麻浦街道は直にして捷徑なり、寧ろ若かず麻浦に出てんにはと。方針是に於てか一變し、即ち左折して麻浦に向はんとす、路傍の丘上韓人群を爲し、時々矢石を放つて一行を狙撃しぬ、我兵銃を發して之れを斥けり。已にして麻浦に着し、前衛をして舟子を求めしむ、漸くにして僅に一人を得たり、即ち命して一隻の航を嚴さしめ、公使書記官等をして之れに搭し先づ江を渡らしむ。同船將に渡り了らんとするの頃、豫て下流に碇泊せる一巨船中より伏兵俄に起りて砲を發し、彈丸飛ひ來りて舷に及ぶ、我兵の陸上にある者之れを見て直に伏兵船を狙撃し、遂に之れを走らせり。敵兵復た大學して我か殿衛を迫撃するものあり、殿衛迎へて之れを撃ち、其十數人を斃す。此くて一行恙なく江を渡りしか、時に口全く暮れ、天寒く降雪霏々たり、顧みて漢城を望めば、憐むべし我か公使館の方面黒煙天に漲り、乾坤轉た凄然たり。一行飢寒を忍び、漸くにして梧柳洞に着せし頃は時既に三更に垂んとせり。

時に村民變亂を聞き傳へて業已に何れにか遁逃し、復た隻影たに見るなし、一行即ち空屋に入り、四方より米穀鶏卵等を掠し來りて之れを烹し、以て僅に饑渴を凌ぐを得たり。而して後此處を發し、翌八日の午前六時といふに公使の一行は仁川領事館に先着し、中途病を獲て慰へる木下一等屬及び其介抱の任に當れる國分氏の一行は、同十一時亦恙なく同館に達しぬ。當時仁川港に碇泊せる我が日進艦よりは、此際陸戰隊を編成して居留地を護衛せり。此くて公使の一行は十一日を以て同艦に搭し日本に向ひぬ。

支那黨の復活

是れより先き六日の午後、竹添公使以下我が護衛兵の宮闕を辭するや、國王には程なく侍臣に擁護せられて北廟に移御せらる、此時よりして形勢は一變し、日本黨の勢力漸く非運に向へり。袁世凱等は之れを奇貨とし、國王を己れの兵營内に移して保護を乞はしめんと企てぬ。支那黨の面々之れを贊し、國王に勸むるに此議を以てす、右議政洪英植大に其不可を論して熱心諫争せり。而も大勢は復た挽回するに由なく、七日に至り日本黨の新内閣は成立後未だ二日を出てさるに顛覆し、閔泳駿、閔泳煥、閔泳翊、閔應植、閔燭植等新に入つて大臣となり、政權再び全く支那黨一派に歸せり。而して洪英植は曾て日本に遊學せる年少の子弟と共に、北廟の下に於て清兵の爲めに殺され、金朴徐等は辛ふして身を以て遁れ、其家眷は率ね族殺の慘狀に遭ひしとぞ。此の如くにして輕躁事を擧げ、一敗地に塗れて事拾取すへからざるに至りしものは是れ謂ゆる甲中

の亂なり。此亂の顛末は上來述ふる所に依り既に其要を盡せりと信す、而も金朴の徒か此亂を計畫するに至れる道行きに關し、特に事の我れに關係するものに就ひては、金玉均自身のものせる「甲中日録」なるもの其詳を極む。讀んで時に偏見に陥ひるなきかと疑はるゝ箇所なきにあらざると雖も、之れに依りて謂ゆる日本黨の當年の抱負と、及び該革命の作戦計畫との一斑を知り得へしか故に、乃ち其要旨を直譯して左に掲ぐることにしぬ（文中括弧内の字句は皆其原註なりと知るべし）。

「甲中日録」

開國四百九十年辛巳十二月我が大君主の命を奉し出で、日本に遊ぶ翌年壬辛六月歸國の途次船赤間關に泊し始めて本國の變事を聞き日本公使花房義實と同船して仁川に到る亂稍々平く公使を日本に派遣するに當り予に充つるに是の任を以てせんと欲す予固辭す因つて錦陵尉朴泳孝を擧ぐ主上予が暫く日本に遊ひ稍々情況を知るを以て朴君と共に往き其顧問たることを命ず予復た辭すること能はず八月再び日本の東京に到る時に日本政府方に朝鮮に注目し視て獨立國と爲し公使を待つこと頗る慇懃なり予其實心實事を察し仍つて朴君と議し遂に意を傾けて日本に依頼す、而して我國新に變亂を経たるを以て經用殆んど竭乏す故に公使の來る亦優かに盤纏を爲すこと能はず切に日本外務卿井上馨に請ひ僅に十二萬弗の金を横濱の正金銀行に借り以て恤金を償却し兼て諸費に資せり但其時公然國債委任狀を携帶せず頗る困難を覺ゆ（日本政府の特宜に依

りて貸借の事僅に整ふ。朴君事を竣りて復命す予は則ち姑く日本に留り更に日本の事情及び天下の形勢を探るへしとの命を承け爲めに留ること數月此時に當り日本政府酒煙草の税を加へて銳意陸海軍を擴張す予一日外務卿を訪ふ語次井上言ふ今我國軍備を擴張するは獨り我國の本を固むるのみに非ず貴國獨立の一事の爲めにも亦注意する所ありと概ね日本政府の趣向此の如し予又日延當路の諸人と共に東洋の事勢より以て我國財政の困難振作するに由無きを論及す諸君均しく曰く若し朝鮮政府にして國債を興すを謀るの委任状おらは事以て成るへしと予遂に意を決して歸國す(癸未六月)

時に趙寧夏清國より徳人穆騰徳なるものを雇ひ來る之れを外洋人雇用の始めとす閔泳穆閔泳翊の輩之れに附和し是れに藉つて己れを利するの計を謀る予穆と同しく外衙門に出仕す時に其言論行事を見るに頗る疑惑に堪へざるもの有り此時に當り當五當十の錢貨印鈔の論有り清將吳長慶其端を舉め閔台歸尹泰駿の輩其事を主張し君主を欺誑し其計幾んと行はれんとす予諸閔及び尹泰駿と上の前而爭すること屢次書を以て建白すること幾十度大臣より以下宰輔(即ち諸閔)の間に至る苦口角争幾んと唇舌を敝る閔泳翊意に奏して曰く穆騰徳は即ち外國人にして必ず政事學問に優ならん宜く貨幣の事を以て質問すへしと上命して金玉均と合議して以て奏せしむ閔泳翊乃ち予と穆を閔家に招き遂に貨幣の事を論す其說甚だ長し穆曰く金銀貨幣宜く鑄造すへし今

經用尤も急なり即ち當五當十乃至當百宜く印鈔して以て目前の急を救ふへし少しも弊無しと予乃ち之れを駁して曰く君既に歐洲人たり財政上に於ては應に見聞する所あるへし而して今其論を聽くに實に訝惑極れり貨政を造次にするは即ち國の鳩毒たるを知らざるへからず是れ無學無識なる如し其弊あるを知るも徒らに苟も人言に循ふを以て重しと爲せば是れ心實不正なりと辯争半日にして而して歸る予即ち上の前に詣り具に實狀を以聞す上遂に予か奏を允可し三百萬圓の國債委任狀を以て予に授與す眷託特に重し(時に米國公使フット來朝す遊學日本生徒尹致昊通詞として到る尹致昊日本東京を發するに臨み外務大輔吉田清成を見る吉田曰く君予か言を領して金玉均に傳へよ若し國債委任狀を得來らば大事成るへし是れ忽にすへからずと予遂に此意を以て上に告ぐ上甚だ之れを喜ぶ)然るに諸閔輩穆等と符同し百方之れを沮礙して至らざる所無し唯上の心既に堅く定る彼輩以て間を伺ふに由無し予再び日本に渡るの計を決す時に竹添進一郎日本公使を以て京城に駐劄し予と交り正に厚し穆の外衙門に出仕せしより穆時に竹添と過從す是れより日に竹添の予を疎んし予を疑ふを見る予發するに臨み竹添を見て穆の信すへからざるを言ふ竹添大に愠るの色あり深く以て然らずと爲す予遂に陸を辭し復た東京に到り(予發するの後諸閔遂に上の心を誣誑し乃ち當五錢を鑄つて布行す其弊日に滋く民幾んと保つ能はずと云ふ)初に外務卿井上馨を見る其言辭氣色頗る前日に異なり予を疑忌すると並ひ至る予明か

に竹添か穆龍に誑説せられ已に報告する所あるを知る（竹添謂ふ金玉均か持する所の委任狀は即ち僞物にして信を取るべからずと）然るに日本政府の情況を概論せば獨り竹添か反間を爲せしか爲めのみならず數月の間に日本政府政界の趣向頗る變じ朝鮮に向て姑く手を斂めて動かさるの方針を執れるなり予既に其實況を知る因つて喟々辯を爲す而して向日の意を傾けて手を日本に籍るの策予歸つて君主に告げ政府に告げたるもの悉く誑囑の科に歸するにあらざるはなし然れとも勢復た奈何ともし難し即ち實狀を擧て之れを米國公使ヒンガムに談し其周旋を得て横濱在留の米國商人モースなるものを以て米國乃至英國に派し之れを謀る然るに諸國未だ朝鮮の如何なる國なるやを知らざるか爲に事意の如くなる能はず（聞く日廷之れを沮礙し且つ穆龍京城に在りて英商輩と多方之れを沮礙せしと云ふ然れとも是れ深く信する能はず）モース中途にして歸り來る已むを得ず遂に日本第一國立銀行濫澤榮一に向つて十萬或は二十萬圓之れか貸與を爲さんとを謀る然れとも亦外務卿の許さるるか爲に成らずと云ふ（聞く日廷は金玉均朴泳孝輩を以て輕躁浮薄にして事を議するに足らずと爲すと）予即ち國に歸る（甲申三月）時に竹添亦暫く歸國し島村久公使の事を代理し種々懇意を予に致す予既に日本政府の情況を知る故に初めより共に深く關係を爲さず

時に閔泳翊出て、米國に使し轉して歐洲に遊ひて歸る意願る恣横屢々建自する者有り其中予の

贊成するものあり又辯駁するものあり閔遂に予に反對するの意有り予深く其録を避け之れと争はず而して時局を概論するに閔台鑑閔泳翊閔應植の四人は即ち閔姓の權力あるものにして時々權を争ひ其勢相容れざるものあり李祖淵韓主穆尹泰駿輩の如きは勢に乗し時に隨ひ權力多きものに諂附し以て自ら計を得たりとす時に予に議する所あり諸閔輩及び當初其事を主唱せし者自ら其失策を愧ち屢々其弊を救ふの方を思ひ策を穆に問ふ（予か歸國の後勢穆と外衙門に兩立すると能はず時に議の合はざるものあらは争辯して已ます税關の一事穆の失著極めて大なるを以て予時に論辯而駁す穆亦愧ちて而して之れを思む竟に協辦の職を辭退するに至る是れより後予を含むと仇讐の如し）穆即ち一計を生し諸閔の間に仲裁す其言に曰く今朝鮮の爲に害を除くは當五の錢に非す宜く急に先づ金玉均を除き去るべし百事君主を誑説し害を諸君に爲すものは即ち一の金玉均のみ諸君何の故に害を爲すの本を除くことを思はずして徒に其末を治めんと欲するか且つ諸君同門同種を以て時に相闘き相争ふは國の福に非ざるなり請ふ諸君互に相符合して以て國の尤も弊を爲すものを除くは豈計の得たるものに非ずやと是に於て諸閔遂に謀を合せ閔泳翊即ち清黨の魁と爲りて外より吾黨を攻め付くるの計を作し内にして閔台鑑閔泳穆吾黨を誑ひ陥ひるの計日一日よりも甚しく是れより奄ち兩黨相容れざるの勢を爲す予一口上に白して曰く今内勢を察するに政令一も成る所無く只分黨の漸有り不慮の變到ることなきを保せず

臣請ふ暫らく田舎に退き以て其禍を弛へ而して善後の策を圖らんと上深く之れを然りとすと雖も舍ひて去るに忍ひず(彼黨か鎖小の事を以て多く陰謀を設くるは盡く記すへからず)予暫く出て東郊の別舎に住し情況を察す時に日本條約通商章程均霑の一事に付て頗る紛議有り三九ひ召されて而して還る

此時日本公使館の形勢を察するに頗る吾黨に注意するの色あり然れとも予竊に之れを疑ふ時に竹添の故なくして予に絶ちたるを以て之れを島村久に讒貶す島村頗る愧ぢ悔むの意あり而して閩泳翊歐米を遊歴せしより以來清國に附くの志益々固く日本人を憎むの色外に形はる(是れ大に然る所以あり閩泳翊初め米國に向ふとき路日本に山り米人造端なるものに約して通詞に補せんとす日本政府の爲に沮まれて罷む閩深く之れを含むか爲めなり)島村も亦聞知する所あり言時に此事に及ふ予毎に緩辭を以て之れを解く然るに閩は諸姦類と故らに黨を成すの意を吾黨に示して恐嚇の勢を作し日に清辨を招きて會食す凡そ吾黨に屬するの人は初より相關せず予一日日本酒食を設け島村を招請し磯林中隊長高木及ひ他の日本人十許名亦同しく邀ふ清黨の閩泳翊輩も亦數を盡して之れを招く彼辭すること能はず皆約の如く來る酒闌にして日本人均しく抗然抵敵の氣色あり或は醉劇しくして事端の生せんを恐る予遂に閩金諸人を唆して放還す二點鐘に至りて會罷む是れより吾黨と日本公使館との交契大に前日に異る一日予獨り往ひて島村を

日館に訪ひ晤談時を移す島村時に國家大勢の言を以て之れを挑む予乃ち朝鮮の國勢一日も支へ保つへからざるを痛論し又日本政府政畧の變幻兒戯に類するを恨む島村深く然らずとして曰く閣下の前年の事は蓋し竹添と情を通せざるか故なり且つ我政府の閣下を疎待せしは竹添の報告あるか爲めの故なり竹添の閣下を疑訝せしも亦其時の事勢に由りて然るなり我政府の朝鮮に對する政畧は何ぞ曾て少しも變せんや况んや今東洋の大勢清佛の關係甚た急にして岌々累卵の如し君か輩如し能く國の爲に改革せば我政府に在りても亦以て不可と爲さずと其言辭活潑觀るへし然れとも予猶ほ其島村一人の意か或は又日廷の爲にする所ありて教唆に出づるかを疑ひ未だ其眞偽を知る能はず然れとも漸次交際し種々の説話中其深奥を窺ふに足るものあり一日竹添公使將に再び至りて京城に駐劄せんとするの説を聞き予實に之れを憂ふ方今一邊の黨清國の勢を籍り隱然禍を作すの漸あり之れに重ぬるに竹添再び至りて穩と符合せば其害を爲す將に如何に至らんとするを知らずと即ち往ひて島村を見實心を以て之れを言ふ島村以て然らずと爲して曰く竹添の輩に諸君を疑念せしは則ち私事なり今日諸君の謀る所は國事の爲めなり私事を以て國事を廢するの理あらんや決して憂ふべきの端無しと予此語を聞き其然る所以あるを知り胸中に安然たるものありしなり

新曆十月(甲申九月)三十日竹添公使仁川より京城に入る外務督辦金弘集及ひ協辦金允植書を以

て同じく竹添を訪んことを要む然るに此日子の新築運動場に於て擲球の戯を設け仍つて晚餐を供す米國公使フート夫妻英國領事アストン夫妻を招き園の魁の如き亦皆來り會す故に督辦と共に竹添を訪ふの事を辭す（聞く金弘集金允植か竹添を訪ひしとき竹添方今天下の大勢清佛の關係を以て之れを痛言し因て金弘集に對して曰く吾聞く貴國外衙門内亦清國の奴隸と爲るもの數人あり吾之れと同じく周旋するを恥つと又金允植に對して曰く君素より漢學を能くし又清に附くの意ありと果して然らば何そ入つて清國に仕へざる乎と其他多少の説話人をして絶倒せしめざるはなし

十月三十一日某に而し竹添の事を問ふ某曰く其氣色大に活潑實に前日の竹添進一郎に非すと午後三時予獨往ひて竹添を訪ふ竹添適々船中より感冒に罹り尙袂を擁して臥す因つて予を其寢室に導きて面接す禮罷む予前後を計らす直に我國勢の日に危亡に臻るを説き又前年以來端なく君に疑はれ予の計畫盡く沮敗せらるゝの狀を言ひ叫喚憤慨至らざる所無し竹添只黙々答無し予其氣色を察するに果して大に前日に異る所あり而して猶慚愧の意あり凡そ予の言ふ所句々贊成決して沮止の意なし別に臨み竹添乃ち曰く他國若し貴國の改革を贊助するとあらば君等當に以て如何すへきや予答へて曰く予三年前より愚見のある所實に以爲らく我國を獨立し舊習を變革するには手を日本に籍るにあらざれば外に策なしと終始其間に勸々たり然るに貴政府の變幻無

狀なるに因り吾黨の恨を貽すと比無し今公の言未た何の謂ひなるを知らざるなりと竹添笑つて曰く凡そ國の政略は時に從つて變し勢に應じて動く豈一隅に膠着すへけんやと予遂に辭して歸る歸路錦陵尉を見て細に其事を述へ共に深く悦んで曰く日本政府政略の大に變したること從つて知るべきなり若し此機に乗して而して動かすんは恐くは機會を失せんと略々議する所あり因つて朴君をして頗に竹添を訪はしめ以て更に其蘊奥を察せんとす又轉して洪友英植を訪ふ徐友光籠座に在り即ち備さに竹添に逢ひたるの事を告ぐ洪君掌を拊て大笑して曰く吾輩今日切迫の勢を以て一身性命を捨て一改革を圖るの志を期す幸に天の憐む所と爲らば時運の湊合すると恰も水の驟に下るか如し然らば則ち向日の日本人を要買するの計（吾輩一擧の志向既に決し日本の勇士數十名を得んか爲に前日人を日本に送るの舉あり故に之れを言ふ）假令成らざるも亦深く喜憂を爲すに足らずと予亦笑つて歸る（此日某來りて言ふ今日竹添島村予と同座す公使曰く此度我政府支那を攻撃するの計已に決す其他多少の論ありと雖も予盡く言ふへからずと云々予猶其説に疑ひを存するものあり）

十一月一日錦陵尉往ひて竹添を見る多く言ふ所あり竹添揚言して曰く清國將に亡んとす貴國の改革の爲めに有志の士此機を失すへからずと聞く此日午後尹泰駿往ひて竹添を見る竹添尹を恐喝すること殆ど甚し（是れに因つて尹泰駿歸りて疏を上り外務協辦の職を辭す）又聞く督辦も

亦往ひて竹添を訪ふ竹添曰く今般謁見の後予秘密に貴國大君主に奏對すへきものあり請ふ室を賜ふて召對せよと是れを以て一邊頗る紛々たり夜朴徐洪三名來り會し小酌す杯酒の間談して曰く吾輩一舉の計已に決す竹添の適々來るを以て深く以て憂と爲す而るに其來るに及んでや舉動大に變し反つて吾輩を贊成するの勢あり前日の疑忌に比せば其變化果して如何ぞや然りと雖も今吾輩黨分れ勢競ふの時に當り竹添時勢を知らず輕しく此争激の舉あり或は禍を速かんことを恐ると憂歎して散す

十一月二日午前上竹添公使を接見す竹添村田銃を献す外務卿の献する所のものと併せて十六挺なり予外務協辨を以て進參して禮を行ふ禮罷んて竹添督辨に對して曰く今密對の時に當りて他人の側に侍するを容さすと上其奏を聞き即ち予をして侍立せしむ予嫌忌を避くるか爲に之れを固辭し李祖淵を以て接對の事を行はしむ公使誠正閣を以て憩息の所と爲す諸閣及び諸大臣皆座に在り予日本語を以て密に島村に囑して曰く今公使の舉動を見るに頗る過激の慮有り將に大に爲すことあらんとするの時に際し此の如く輕舉して人をして疑ひを致さしむへんや請ふ予か爲めに公使に忠告するに今日君主に密對の時慎んで扨格の語を以て奏すること勿れとの意を以てせよと島村唯々予又日本政府の近況を以て細々叩き問ふ島村曰く是れ疑慮を須ひす竹添の本性柔弱なるは君の深く知る所なり如し廷議の決定する所なくんは豈己れの見を以て此の如き

の事あらんや予曰く予固より貴政府政略の頗る變せしとを知る然れとも今公使の舉動は太だ激勵に過ぐるを見て予甚だ之れを憂ふ島村曰く是れ亦憂ふるを須ひす速に着手を圖りて可なりと竹添密對の時前年の償金四十萬弗を以て還納して曰く是れ我皇上特に貴國養兵の費に供し以て獨立の資と爲す決して之れを他費に用うるを願はずと終つて方今天下の大勢を論し又清佛の戰清國將に頼仆せんとするの勢を言ひ又曰く大院君の拘せらるゝ理に於て當らず又曰く朝鮮の内政政整せざるへからず而して歐米の公法に従ひ速に獨立を圖るは實に日本政府の望む所なりと時を移して退く

十一月三日即ち日皇の天長節なり祝宴を校洞の新建公使館に設く遊へらるもの只予と朴洪徐の三君及び韓圭稷(日本入目して日友と爲す)金弘集(督辦の故を以て)のみ其他外國公使領事并に來り會す(此日予始めて交を村上中隊長に結ぶ)酒半にして祝辭あり亦演説の如きものあり甚しきは陳樹棠(清國領事)を目して無骨の海參と爲し朝鮮語を以て譯傳するに至る陳氏解せず之れを穆麟徳に問ふ穆も亦解せずアストンに問ふアストン知らざるを以て答ふ又竹添予に向つて曰く予往年偶々傍人の説を聽き果して君を以て信すへからずと爲し君の短所は外務卿井上大藏卿、松方及び他の諸參議に言ふ君の昨年我國に到りて限無き困苦を受けたと盡く之れを知る而して予今悔ゆるも及ぶとなし但想ふに君亦國の爲に以て懷に介せざるへしと予乃ち草々之れに答

へて止む

十一月四日午後二時竹添外衙門に來り貿易章程均霑の一事を以て談判す談判了りて又天下の大勢及び方今清國困難の狀即ち財政の窘迫兵卒の規則なきと政府の政略なきと等を以て痛論一逼して歸る是より日清兵を交うるの說盛に世に行はれ人心頗る紛々又一邊の舉動漸く測り近きに臻る其夜島村久を朴君の宅に招き予洪徐兩君と同席す予乃ち明かに改革を行はんとするを言ふ島村敢て驚き怪ます事を行ふの法を問ふ予三策を以て之を言ふ其一策は即ち宴を郵政局に開き其席に即きて事を行ふなり繼ひて韓圭稷の信すへからざるの意を以て之れを言ふ時に予上の召命に因つて歸る(其所謂三策なるものは概要此改革を行ふに暗夜を以てするにあらざれば不可なり而して其一是即ち刺客を裝ふこと清人の如くし以て一舉に閔泳穆韓圭稷李祖淵の三人を刺殺し其罪を閔台鎰父子に歸するの計なり是れ巧曲に過く又其一是京畿の監司沈和薰を賺し宴を白鹿洞の亭子に設けしめ其席に即きて而して事を行ふなり白鹿洞は即ち洪英植別莊のある所にして山河靜寂事を行ふに便なり是れは沈氏の故ありて職を選せしに因つて止む)

十一月五日午後四時アストン及び米國公使を訪ひ均しく昨日の事を以て辨論す(予アストンに對して曰く前夜日本公使館宴集の時の舉動公使以て知何と爲すかアストン笑つて曰く無骨の海參之れを食はんと欲するか予又笑つて曰く竹添の爲す所を見るに尤も前日に異なり之れを以て之れを觀るに日本政府將に清國と覺を構へんと欲するかアストン曰く然らず今や日本海陸の兵清國より精なるに似たりと雖も財政甚だ困む其清國と事に從ふ日本に於て益無し予を以て之れを觀るに竹添強ひて朝鮮人に街んと欲するものなりと予又米國公使に而し内情の繁時勢の困を論す米國公使予の言ふ所を以て可と爲さると無し而して曰く只前夜の動靜公予と同しく見る所にして竹添漸に來る以來其懦弱の態頗に變ず是れ喜ふべきなり今貴國の爲に清日の兵を擯歸するの急務たるは誠に藝に公の言ふ所の如し予亦多少周旋する所あり姑く安心して徐ろに其時勢を觀んとを望むと)

十一月六日日本招魂祭に當る日本兵士及び官商皆南山の下に會し角力擊劍の遊戯を行ふ聞く中隊長村上率ゐる所の兵を分ちて兩隊と爲し標して赤白兩旗と爲し赤を日本と爲し白を支那と爲す亦勝つの時竹添大に悦ひ以て吉兆と爲す因つて人皆日本近日の政略を察知すと云ふ

十一月七日予日館を訪ふ是れ園基の爲なり京中の高手二人を擇ひて之れを伴ふ館中の屬員内垣比試す實は口實たり此日竹添と談話時を移す予の論する所竹添犁然たらざると無し大計の決する實に此日此會に在り

十一月八日夜李寅鐘等の諸君を招き予の密室に會飲す李寅鐘前後に一邊の爲す所と謀る所とを探偵す聞く清將袁世凱數日前より密々令を軍中に下し中夜帯を解き履を脱せず兵士を團束する

こと一に戰時の如し閔泳翊右營使を以て常に東別宮に住す亦其の爲す所の如し韓圭稷李祖淵切に戒嚴の舉ありと云ふ

十一月九日徐君載弼をして往ひて村上を見て清陣及び閔泳翊の爲す所を傳へしめ又洪朴兩君をして往ひて竹添を見て此事を傳へしむ

十一月十二日朝八時忽ち急召の命あり即ち闕に赴く上徹夜未だ寐に入りて睡らず予入對す上曰く昨夜の事卿之れを知るや否や予奏して曰く未だ何等の事ありしや否や知らず上曰く昨夜五更以後南山の下、下柳監の近處忽ち砲撃の作るを聞く一に戰時の狀の如し驚愕已むを知らず人をして之れを探らしむれば即ち日本兵士夜間不時に操練を行ふと云ふ是等意外の事無しと雖も今兩國の兵丁來り駐れば當に意外の事端あらんとを慮る且つ况んや竹添の此に來る後予に對して奏するもの及び諸人に接する酬對舉動隱然清日兵を交ふるの勢あり之れに因つて上下の人心方に恟々たるを覺ゆ日本人何故に初めより報告なくして猝に操練を行ふか此事密に竹添に問ふて而して後復命せよと予初めて此事を聞く即ち命を承けて出づ

十一月十三日外衙門に出仕す聞く再昨夜操練の一事を以て外衙門より竹添に訪問せしに竹添笑つて答へて曰く當今天下各國皆兵を以て名と爲すもの皆運動を以て操練の法と爲す如し大射の大操練等の事あらは理當に貴衙門に照會すへし然れとも夜練に至ては誠に不時之れを行ふの事

にして兵丁の勤慢を觀んか爲なり是れは公使も亦之れを知らず只兵に將たるもの、意を以て之れを行ふ支那朝鮮人の驚恐誠に意外なりと頗る得意の色ありしと云ふ此日米國公使英國領事德國領事と均しく辯談の事件ありて次第に來訪す八點鐘始めて罷め歸る歸路洪友を見る洪友愛へて曰く前夜日本操練の一事大に騷擾を致す竹添の新に至るや許多番激の舉あり愚夫愚婦に至るまで之れを知らざると無し清兵の戒嚴尤も極まる又一邊の疑忌轉た層激す將た何等の禍機何れの處に發するを知らず此時之れを如何せん予笑ひ答へて曰く是れ亦意外の事なり予豈今日切迫の狀を以て累卵の地に立ち左右を顧みす一に變革を圖る即ち勢に因り策を決するもの竹添の來るに至りて許多の激切あるは聞すへきの事なりと雖も亦安そ反つて福となすに非ざるを知らんや一言以て之れを蔽へは速に圖りて遅るゝとなきを上策とす洪君曰く予も又君と同意なり然れとも竹添の爲す所は即ち日本政府政略の發する所に係るか或は又竹添一人の一時爲す所か予故らに色を作して之れを責めて曰く君も亦愚なり凡そ出て、外國に公使たるもの何ぞ本國政府の訓令を承けずして自ら其志を行ふものあらんや且つ况んや竹添性素と怯懦此一書生何ぞ政府の命を承けずして此千萬意外の舉あらんや君多疑するを休めよと因つて多件の決劃するものあり洪君本來同志の人此夜に至りて其志益々決し確として撓むと無し天明けて家に歸る

十一月十四日米國公使其夫人と來り訪ふ予公使と暫らく密晤せんとを請ふ夫人先づ歸る予又國

中時勢の多日を支へ保つへからざるを痛言す(凡そ前日往來の際此等の説話一再に止らす)而して此日論ずる所は即ち予か蓋著する所を提出して其意を試みんと欲せしなり因つて近日一改革を圖るの意を示す公使驚かす怪ます(公使已に察知する所あり予亦之れを聞くものあり)徐ろに答へて曰く公輩か國の爲に一死を期するの志予固より深く信じて欽敬する所なり然れども但余か貴國に至りし以來我政府の密囑を承けしもの及ひ余一人心中に懐く所果して其一を展ふると能はず予宜しく早く歸るへし而して猶遲々するものは實に貴國の獨立の爲めにして公等に望む所あるなり唯清兵を撥還するの事公等の前後懇懇予亦深く思ふ所ありて存す向日竹添の再來以前島村久に商量する所あり之れをして日本外務卿に轉議せしむ是れ獨り予一人の見る所に非ず亦見る所なきに非ず公等幸に國の爲め且つ予の忠告の爲め姑く靜に之れを待て予即ち笑つて曰く予か今の言は亦今日の事を謂ふにあらざるなり唯公の我國の爲めに力を出すの意幸に緩慢なると勿れと公使亦笑談して別る

十一月十五日往ひて竹添を見て前夜練兵の一事を問ふ竹添曰く大君主過ちて驚を受たるとあるに至らずや予實事を以て答ふ竹添曰く君好辭を以て奏對せよ予因つて竹添の來る後英米公使との酬對及ひ今日京城洶々の物情を以て零々訛ひて歸る此夜入り奏して曰く今日往ひて竹添に問ふ竹添答へて言ふ今や清佛兵を交うるの時に當りて譬へは猶隣家に賊火の警あるかことし我れ

に在つて守備の舉少しも忽にすへからず夜操等との如き素より之れを不時に行ふものにして我國中に在て兵事の整理順に平常に異なり出で外國に住する兵の如きも亦他時と別あり向夜の事實は予の知らざる所に係る後に之れを聞くに則ち清陣袁世凱及び貴國在營等皆夜に臨みて戒嚴兵帯を解かず殆んど戰時の如きものありと是れ固より村上大尉軍機を以て密に探り知る所なり兵は即ち不虞に備ふるなり今や兩國の兵一處に住す敵視の舉無しと雖も既に一邊戒嚴の事あり我れに在て豈獨り泯然塊坐せんや事狀此の如しと雖も大君主の驚を受くるを致す誠に悚歎に勝へすと上因つて嗟嘆し清營及び前左右營の事無きに戒嚴して口人の疑忌を致せしを以て頗る不滿の意あり予復た當今の大勢を以て重複一遍して之れを奏す上深く之れを然りとし將に言ふ所あらんと欲す然れとも側聽者あるか爲に情を盡すと能はずして退く

十一月十六日朴君と往ひて劉大致の病を問ふ大致病を強ひて起坐し問ふて曰く日本公使再來の後舉世暗然物情恰も海邊雲湧の如きありと君輩の爲に甚た之れを危ふむ今の計早く之れを圖るに若くはなし然れとも日本政府の政略君輩果して深く之れを知るか予答へて曰く日廷の議存して而して勿論可に似たり假令日廷予輩を援助するの意なきも我國の事勢今や幾んど背水糧無きに至る其切迫の狀固より日廷の舉動を待たず適々竹添の新に來るに當り其氣色を察するに反つて過激にして禍を予輩に速くを致し易きの歎あり是れ亦時なり運は之れを天に付す一死の志を

以て予輩已に決する所あり望むらくは先生安心振養せんを大致曰く但予か慮る所のものは日兵僅に百名なり其節制清兵より強なるに似たりと雖其人數大に相同しからず是れ甚た憂ふる所なりと予朴君と均しく笑ひ答へて其情を慰め三時散歸す

十一月十七日召命を承けて入り侍す五鼓家に歸る忽ち李寅鐘李昌奎と慌忙として來るを見る則ち密室に招き之れを問ふ曰く閔泳翊（近ころ喉病と稱して久しく參内せず亦人と接せざること已に日あり）今夜四鼓忽ち袁世凱を訪ひ密談時を移す袁世凱即ち令を陣中に下し團東更に密なりと仍て高永錫をして其何時歸り來りしやを探らしむ返り報して曰く三時四十分閔泳翊袁世凱と同じく右營に歸る袁は仍ち轉して吳兆育の陣を訪ひ天曙けて下都監に歸りしと

十一月十八日早朝書を以て梁五衛將鴻在（此人は即ち閔泳翊に信せられて其爪牙の如きもの然れとも亦世に大志あり時に閔泳翊密事を以て予に告ぐるもの）を招き前夜閔か袁世凱を訪ふの由を問ふ梁亦已に之れを知り而して甚た訝れり閔の袁陣に往きし後何事ありしや梁亦推知するを得ず聞く袁の右營に至るや筆談あり閔已に收めて深く筐底に藏すと因つて徐ろに探りて看んとを圖り若し見る所聞く所あらは來り報せんを囑す此夜某君（此人宦官中の傑出者なり其名を書せず）來り訪ふ略々大内の消息を聞く

十一月十九日閔監朴大榮來り言ふ程麟德賢し來る所の大砲二座延慶堂に置くもの昨夜三更閔泳

翊修補すへきの所ありとて密々之れを吳兆育の陣に輸送せりと二十日夜中重模李寅鐘來り言ふ八時吳兆育の陣より二座の車子を下都監に送ると

十一月廿一日下午二點鐘アストン來訪魯清相關一事に付てパークス公使より密報ありしとて多く言ふ所あり薄暮井上某來訪言ふ近日公使館動靜大に前日に異なり公等關係果して如何予は初め密切の關係なきを答ふ井上因つて此好機に乗して事を謀んとを我れに勸む予答へて曰く吾亦其意なきにわらず然れとも未だ貴國政府の意を明知せず但竹添の爲す所を見て吾輕しく動くべからず君能く我が爲めに福澤先生より細に探りて近日政府の狀様を報せんを望む井上言ふ吾已に書を三田に送れり此後船便回報あるへし公輩爲す所の事吾察知するものあり公等我れに諱むは恨むへし恨むへしと

十一月廿三日尹泰駿來り訪ふ予其外務協辦を辭するの由を責めて曰く輕しく職務を辭す竹添の毀謗あるか爲めか尹曰く此事予の斷する所にわらず亦過境に屬す今論するを須ひす聞く竹添新に君に契好あり其間頗る密なりと凡そ日本政府に係るの近况君果して詳に之れを聞けるか乞ふ之れを秘すると勿れ予答へて曰く予程麟德と好からざるは竹添に離間せられたるに因る予の昨年日本に往くや許多の困難を受く是れ君の洞知する所にして竹添と予との交契従つて知るべきなり今回竹添の來るや多般乖當の舉あり予深く之れを笑ふ若し日本にして將に支那と兵を構ん

とせば、豈機に先ちて發動すると小兒の戯の如くして可ならんや予之れを以て日廷の必ず兵端を清國に啓くの意なきを知るなり且つ予を以て之れを察するに竹添の我國に至りしより以來其爲す所脆弱に非ざるはなし殊に出使たるへき屈強者の本色に乏し是れ外人の嗤笑する所にして日國の内亦議論なきに非ず故に今暗金を償還するの事に因りて竹添故らに硬壯の勢を無識無學の朝鮮人に作さんと欲するなり君の職を辭する亦落ちて其籠絡の術中に在り予甚た之れを恨む所以なり且つ均霑の一事島村遲緩して未だ決了する能はず今竹添の來る此事を決せんか爲に外面虚喝の勢を作すも亦知るへからざるなり但予に對して一も言ふ所なし君予を疑ふと勿れと君靜に予か言を聽き烈然の色あるに似て歸る

十一月廿四日アストンを訪ふ語次清佛開涉の事あり予因つて曰く朝鮮の内政日に危急に瀕す今清佛折衝の際に乗し内政の一改革を圖らんと欲す公以て如何と爲すアストン曰く公等國の爲めに決定せるの志亦察知する所あり已にパークス公使に報告せるものあり而して公使來年春斷して一回東來し兼て諸公と商量する所あるへし是れ予か深く知る所なり望らくは公等姑らく時機を待つ如何予答へて曰く若し之れを映つとを得ざるの危急あらは予輩將た之れを如何せんアストン曰く是れ予の能く對ふる所に非ざるなり然れとも予を以て之れを察するに一隣國ありて貴國の爲めに一變更を圖るも亦知るへからず予笑ひ答へて曰く公日本を以て此舉あるを謂へるか

アストン亦笑つて曰く是れ固より戯言なり然れとも予を以て之れを觀るに貴國の内近日必ず一變事あらん公等須らく自ら慎むへし予答へて曰く是れ亦予の慮る所なり予輩朝鮮人たり死すと雖も固より恨無し若し變事ありて各國人に累を及ぼすか如きは是れ實に憂ふる所なりアストン曰く若し變あるの時に當らば公等何を以て身を處せんとするか予答へて曰く若し事あらは理當に國主と生死を同ふせんのみアストン曰く予は則ち何を以て身を處せん予曰く公も亦予か如く身を處すへきに似たり夫れ出て、外國に使するものは其國難あり外國使臣其國君と安危を同うするは則ち亦公法なりアストン曰く公の言誠に然り然れとも其國君若し危難支ふへからざるの勢あらは將た之れを奈何せん予笑つて曰く是れ則ち過憂なるもの事若し此に至る是れ人の豫め料る所に非ず然れとも今我大君主亦各國公使領事の爲に常に懸念する者あり保護して不危の地に立たしむへし予又曰く事機の變の如きは人の測り難き所而して早晩若し意外の事を聞くあらは場に當るの安危は予君と同じく濟ふへし末後の結局に至りては予深く君に望む所あり實にパークス公使と共に後を善くする所以の策を圖れアストン曰く公の言深重予亦之れを聽くこと深重と因つて別を告げ轉して米國公使を訪ひ又激論一場あり米公使最後に懇に曰く公輩若し時日保ち難きの狀あらは特に暫らく國內の山川に遊ひ又或は出て、上海長崎の間に如き數月の後歸り來りて之れを謀るも不可なし此は是れ予か心曲を吐出するもの公之れを諒せよと予又此時に

當りて外に出つへからざるの意を以て答ふ公使曰く予久しく平壤等の地を遊歴せんと欲して未
 た暇を得ず今寒節に當ると雖も公等の爲めに寒暑に拘はらず暫く往ひて歴觀せん因つて我軍艦
 長崎に在るものにして日本郵船に先ちて仁川に來泊せしめ其來るを待ちて予と同く暫く平壤に
 往かは如何と其意懇懇深く感すへし夕餐を同うし夜深けて歸る

十一月二十五日午後二時予獨り竹添を訪ひ頃來の事狀を以て備さに之れを言ひ又英米公使と言
 ふ所を以て略々之れを告ぐ竹添拍手稱嘆して曰く公果して酬對に敏也と予因つて明かに諸國及
 ひ數三奸臣を除き去るの計を言ふ竹添其説を贊せざるなし予曰く今や吾輩擧ぐる所の事は即ち
 其端を啓くなり最後の結局は唯貴國政府の趣向を是れ觀ん予既に少しも君に隱すなし君も亦少
 しも秘語する勿れ竹添笑つて曰く公何ぞ疑多きや予無似と雖も既に公使の職を以て外國に任す
 其職甚だ重し千里萬里の間各國政府勢ひ朝夕連絡する能はす是れ公使職を置ひて其政府に代
 つて交際の務を爲さしむる所以なり君豈知らざらんや予答へて曰く是れ固より予の知る所なり
 然れとも予は只予の經歷する所を以て更に一陳せん予の初め朴公使と同うし貴國に往くに當り
 貴國政府の助護に賴り使事を了竣して歸る是れより予輩貴國に依頼し以て我國の獨立を圖るの
 深意君亦之れを知る而して此時に當りて貴國政府陸海軍を擴張す是れ獨り自ら固むるのみに非
 ず兼て朝鮮を獨立せしめ以て東洋の大勢を保たんとすること即ち其大意にして予か目撃耳聞す

る所なり予か暫く國に歸り委任狀を携へて再び貴國に至るに及んで事竟に成らず此時に當りて
 兩國の人民皆竹添公使か穆麟徳の反問を聽き金玉均の爲す所を惡み百万方阻礙せざる所なしとす
 然れとも予は則ち心に獨り其然らざるを知るなり予か人と爲るの如何謀る所の如何は則ち貴國
 政府必ず君に聽くものわらん然れとも其政略は則ち三四ヶ月の間に一變し其意専ら朝鮮に向つ
 て手を着くるよりして清國の疑忌を招かざるに在るのみ故に予の謀る所亦從て阻滯せらるゝや
 見るへきなり貴國政府政略の變ずると掌を反すか如し假令公使の來る時指令する所あるも又數
 月を過ぐるの後何の機ありて變せしも亦知るへからず是れ予か經歷する所を以て君に言ふ今我
 國の時務暫くも緩にすへからず公使此に來るの前吾輩の士已に矢ひ決する所あり日本の援助す
 ると否とは本と望む所に非ず公使再渡の期予輩之れを聞き反つて甚だ之れを憂ひたり今日君と
 此謀あるは反つて誠に世事の變化に屬するなり予か志已に決す更に言を須ひすと竹添曰く予か
 心亦公の如く決す誓つて相疑ふと勿れと因て細目を講す或け贊成せるものあり或は從はさりし
 ものあり第一^{〇〇〇〇〇〇}江華に遷する一事を以て對論時を移す竹添肯んせす其言に曰く大君主一人^{〇〇}認
 を江華に遷すは固より難からず然れとも妃嬪諸宮の如き勢同行すへからず若し清人の手に落ち
 なは後事甚だ難しと予因つて辯論する所あり而して曲て竹添の論に循ひ移遷の事は之れを措ひ
 て論せず竹添又曰く今臨御の大門最も守衛を嚴にすへし予曰く是れ則ち大に然らず遷動に至る

に非ずんば則ち日兵の來護すると實に名義無し暫く近所に移遷の舉を爲すを可とす是れ姑く決せず以て更に商量を映つて定むるとす予又曰く事發するの後最も關係あるものは金策なり是れ將た如何せば則ち可ならんか予前年此事を以て之れを米人に謀りて而して成らず今にして之れを思ふに凡そ借金の一事英人と之れを謀るを最も可とす竹添笑つて曰く貴國大金を以て急を救ふべきなしと雖も三百萬圓の金我國に在つては續として處理の道あり殊に慮ると勿れ予笑つて曰く此事公能く保證するや否や竹添又笑つて曰く君尙ほ予か言を疑ふかと予又曰く數百萬圓の金亦今直に用ゆへきに非ず數十萬圓の金を備へ以て不慮の用に供せんと欲す是れは如何竹添淺山に向つて曰く仁川釜山元山及び京中日本商人の金額を收合せは幾何に上るべきか淺山答へて曰く十餘萬圓は慮りなかるへし竹添予に向つて曰く是れ豫しめ商人に言つて機を泄すへからざるなり予笑つて曰く今日金ありと雖も用ゆる所なし入用の時に當りて公其力を致せ竹添曰く是等の事君慮ると勿れ惟事を舉ぐるの方法に於て十分心を用ふへし予因つて内政を改革し及ひ奸類を除くの策は惟我れ之れに任せん事發するの後は兵を發して保護し暴發を防ぐは公使之れを擔當せよと議決して之れを誓ふ更に餘蘊なし竹添曰く公の言快暢此に於て予亦安心せり然れとも變起るに至りて國王予を招き來護せしむるの時其策如何予笑つて曰く國王手つから書する所あらは即ち可なりや竹添笑つて曰く一字を書するも亦可なり予曰く勅使は即ち一等大臣朴

泳孝可ならんか竹添亦笑つて曰く尤も妙なり竹添又曰く假令支那兵をして一千ならしむるも我が一隊の兵を率ゐて先づ北岳に據らば則ち二週間を支ふへし若し南山に據らば二月の守備斷して憂なかるへしと予則ち別を告げて曰く是れより予更に貴館を訪はさるへし惟事を舉ぐる日時を撰定し謀を行ふの順序を斷決して或は朴洪兩君の中一人をして來りて公使に言はしむへきなり今日相別る亦何處に生死するを知らず假に訣別を爲して可なり竹添手を拍ち笑ふ送つて重門の外に至る

十一月廿六日朴君及び徐君と約して東門外洞曹尼の室に行き李寅鐘等を會して畧々近日事を舉ぐるの意を示し多く細目を講す李殷石をして急に富平に往ひて中福模を招き來らしむ(中君閔泳翊の爲に海防總督の職を以て出て、富平府に住し養兵教師たり)

十一月廿八日早朝洪君急書を送つて云ふ前夜竹添を見たり竹添言ふ今日往ひて德國領事を見しに領事言ふ近ころ朝鮮の内勢を察するに朝廷の上黨派互に分る必ず一場の變動あらん若し此時に當らば我輩身を處するのと商量せざるへからずと此語を聞けば密機を洩走するの慮なくんはあらず須く金君と更に議すへし云々と余は飯後洪君を訪ひて詳に之れを叩くに徳領事の言秘の謀する所に出づるに似たり此或は閔邊の謀り爲す所のもの秘之れを聞ひて秘に徳領事に傳へたるも亦知るへからず即ち洪君をして往ひて竹添を見て備さに吾か想像する所を道はしむ因つて

同志人と約し再明日吾の東洞別室に來會して事を擧ぐるの時期を決定せんとす
十一月廿九日召を承けて入對す適々傍に聽く人なきを得たり余は襟を絞めて起拜して奏して曰く
今天下大勢の日に葛藤を致し内國の情況日に危困に臻る固より殿下の燭知する所なれば今必ずしも
費せず臣竊に更めて備細に陳達せんと欲するものあり聽さるゝや否や上曰く奈何すへき
や予因つて清佛兵を交るの事日清不和の事露國の東略日に切迫に至るの事及び十餘年來西洋諸
國の東洋に對する政略順に變したれば復舊規を拘守して安穩自ら守るへからざるの勢より以て
國中の政治當五錢の階弊民支へ保つと能はず誤つて稷麟德を履ひ事失多く奸臣聰明を壅塞し清
に藉りて權を弄する等の事(千言萬語盡く記すへからず)に至るまで洞然一論す坤殿忽ち内寢室
より出て、曰く吾靜に卿か言を聞くと久し事勢切迫して此に至る計將た何に出でんとするかと
上意亦懇々之れを詢ふ予乃ち奏して曰く竹添の初め臣と議合はずして多く阻止せられたるは上
の已に鑑觸する所なり而して今竹添の再び來るや反つて臣と歎懇の意を見る臣察するに是れ必
す日本の政略順に前日に異なるに因るなり以ふに日清の舉蓋し遠きにありざるへし此時に當り
朝鮮當に日清戦亂の地と爲るへし將た何の策を以て自ら謀らんか上坤殿と深く以て然りと爲す
因つて憂へて曰く日清兵を交へは其勝負如何予對へて曰く日清兩國をして戰を交へしめは最後
勝負の數豫め期すへからずと雖も今日本佛國と合せは勝算決して日本にあらん上曰く然らば我

國の獨立を圖るの策亦是れにあらすや予對へて曰く誠に聖教の如し然れとも殿下肺腑の臣の如
き悉く清を仰き清の爲めに狗羊役を爲すにあらざるはなし日本假令獨立せしめんと欲するも得
へからざるに似たり臣此言を發する固より生死維れ關す然れとも國家今日危亡朝夕に迫る臣一
身の懼無し暴白此に至る坤殿曰く卿の此言我れを疑ふに似たり然れとも事國の存亡に係る吾一
婦人を以て豈大計を誤るへけんや卿殊に隠すと勿れ(是れ實か虚か未だ知るへからず)上曰く卿
か心の在る所予實に之を知る凡そ國の大計に關し危急の時に當りては一に卿の籌謀に任せん卿
更に疑ふと勿れ(是れ即ち實心實語)予答へて曰く臣敢て當らずと雖も今日今夜聖教丁寧耳に在
り何ぞ敢て負かんや願くは殿下親書の密勅を得て當に之れを身に帶ひん上樂んて之れを書し實
押を劃し兼て大櫃を押す予拜し祇みて之れを受く坤殿酒饌を以て饋を賜ふ天啓けて退く
十一月卅日諸君約の如く東洞に來會す乃ち火を別宮(別宮は世子婚禮の時之れを此宮に行ふ特
に重大の處又徐君光範の家と僅に牆を隔つ宮の後門は即ち徐家の庭前にして手を下すに便なり
故に此に決す)に放ち火災の場に就ひて事を行ふの策を決す(國例火災あれば凡そ兵に將たる
もの必ず急に赴き火を救ふか故なり)期日は則ち三四日を出てざるを定とす晚に洪君及ひ徐君
均しく召命あり故に散會す

十二月一日午下七點鐘アストン會食の約あり朴徐兩君及ひ予招かる六時半將に會に赴かんとす

洪君書を送つて曰く予今アストンの約に赴く君須く先づ日館に往ひて之れを諒つへし即ち當に九時前後に於て三人同しく往くへしと因つて會に赴き九時半罷り歸り鐘路に至る月明にして銀を鎔すか如し乃ち盡く僕從を放ち歸し只三人同行直ちに榎洞の日館に来る(日館從前派守の兵丁ありて人の闖入を許さず先づ名刺を公使に送つて而して後入るを許す竹添の來りしより後吾黨の人は名刺なくして即ち通行す)見る洪君已に坐に在り坐主は島村にして只淺山之れが通詞を爲すのみ竹添を見ず茶罷み島村曰く竹添公使初め諸君に而會せんと欲す而して其心中已に參決す心已に決したれば又而會して言辭を費すは反つて無益に屬す今夜此失禮に權りて以て其心の堅きと金石の如きを表し予をして代りて禮迎せしむと予遂に火を別宮に放つの策を以て之れを言ふ島村亦甚た之を喜ぶ曰く日限定めて何の時に在るか予曰く姑く先づ今月二十日(舊曆十月二十日は新曆十二月七日)を以て定とす(予輩決定の日此限に在らず而して定むる所の日を以て先づ池を欲せず故に權に之れを答ふると此の如し)島村曰く何ぞ其れ晚きや予笑つて曰く廿日以前は月明にして八人の二字を飲ぐ故に黑夜を得て而して後其光彩を發せんか爲めなり島村亦笑ふ予又曰く日限は貴國郵船千年九の仁川津に抵り泊するの前に事を發するを以て要とす島村曰く何を以て之れを言ふ予曰く貴國政府廟議の變化予測ると能はず萬一些の變化ありて竹添公使今日已決の志又變動あらんとを恐る是れ郵船(千年九は毎月廿日仁川に至る)到着の前を

期して手を下さんとする所以なり島村亦大笑す四人均しく細目未だ竹添に言ふに及ばざりしものを細述し島村をして之れを竹添に傳へしむ(江華に移遷の一事既に竹添の力止するに因つて行はれず然れとも今兵を率ひて大關を守護するの策恐くは端を得難からん事發するの後暫く淑を景祐宮に遷すの意を以て細に之れを言ふ島村曰く常に公使に告くへしと)翌日二點鐘歸路轉して泥洞朴君の家に往く曾て約あり諸壯士を此に會す李寅鐘李圭貞黃龍澤李圭完申重模杜殷明金鳳均李殷鐘尹景純皆來集す因つて來る十七日(舊曆十月十七日新曆十二月四日)午後八九點鐘を以て火を別宮に放つの策を授く若し或は天雨ありて利あらざんは則ち十八日を以て定とす其事を行ふ諸人の安排指揮左の如し

一、火を別宮に放つの一事専ら李寅鐘に任して指揮せしめ李圭完杜殷明(戶山士官學校卒業人)尹景純崔殷童四人をして布袋數十個(布袋は已に邊樹に托して製し來る)に細研の擗拙を納れ期に先たち徐君の家の南庭より別宮の北門に輪し昏に乗して牆に赴入し積んで別宮の正殿内に置き又烈火石油を小瓶に入れ三十個を限り墻頭より連次携入之れを袋中木を盛るものに添へ自起礮を以て發せしむ東西の行廊には種々の烈藥を安置し火勢蔓延の勢に因りて觸發以て聲威を助けしむ八時半九時頃を限り火大に發するを以て號と爲す

一、發火後各營使當に來りて火を救ふへし而して或は病ありて來らざる者あらんとを恐る又

更に大關に入り來らざる者あらんとを慮る之れに重ぬるに尤も愛ふべきは竹添の來りしより後一邊の疑忌大に起る故に若し疑を來さることあらば則ち事成るへからず因つて、實を郵政局に設け洪君をして先づ四營使の故障の有無を探り以て會宴の日を定めしむ要するに明日より始めて三日の限を出てさらしむ若し發火後は則ち已に郵政局に來會する者勢盡く火に赴かざるへからず故に其火災場に於て事を行ひ一人毎に二人を排發して手を下さしめ各短劍一柄短銃一挺を携へしむ尙ほ膽怯失あらんとを恐る故に別に日本人四人を定め毎に一人を配す日人は都て我服を裝せしむ

閔泳翽に尹景純李殷鐘、尹泰駿に朴三龍黃龍澤、李祖淵に崔殷章中重模、韓圭穆に李圭完林殷明を以て當らしむ

一、李寅鐘李熙禎年長の故を以て號令の任を掌らしむ火發して人至り諸壯士準備整ふの後兩人砲を放ち號を爲し之れをして一時に下手遅速あるとなからしむ

一、往來探偵通信は柳赫魯高永錫之れに任す

一、金虎門外(昌德宮の四門即ち金虎門凡そ諸大臣の出入盡く此門に由る)中福模同志の壯士を招集し(前營兵隊中十三人は即ち是れ臨時義に赴く者合せて四十二人とす)泥洞の近處に埋伏し(朴君の別家より豫め酒饌を備へて之れを饗す)別宮火起るを見て即ち金虎門外に赴きて

把守し閔台鎬閔泳穆趙寧夏三人關に詣るを待つて當場下手せしむ(凡そ火災或は騷擾の事あらは各近侍及び承候宮闕に入りて問安するを例とす)

一、前營小隊長尹景完は即ち尹景純の弟なり尹景純多年吾黨に親近す只尹景完は年少の故を以て初め交際なし近ころ始めて其兄に従ひて義に赴く此夜兵丁宮内の閔門内にありて把守し(各營中小隊長一人兵卒五十名を率ひて毎夜閔門内外を輪圍巡守するを例とす尹景完をして壘口より病と稱して赴かす此夜に於て始めて自ら詣ふて當直せしむ)前營の兵卒五十名を率ひ外間火起るを俟ち兵丁を圍束し若し繩を洩して關中に至るを見は乃ち勢に順ひて處置せんとを約す

一、宮女某氏(今年四十二身體健大男子の如く且つ膂力あり男子五六人に敵すへし素より願大嫂を以て目せらる坤殿の寵を受け時に近待するを得十年前より吾黨に趨附し時に密事を通報するもの)をして爆裂藥(二年前予日本に遊ひし時車挺植をして西人に托して購ひ來れるもの)少許を竹管に納れ外間火起るを以て號とし通明殿(國に喪禮の時用ふる處にして常に守人無し)に點放せしめんとを約す

一、金鳳均李錫尹亦火藥を以て朝に先ちて暗に宮内仁政殿の行廊數所に藏貯し吾黨か變に乗して闕に入る時隨つて入り即ち點放の事を行はしむ

一、日本人四人後殿と爲り若し火災場に於て手を失するものならば日人黒影裡に埋伏し勢に乗して手を下す

一、別宮火起るの後日本館より兵士三十人を金虎門及び景祐宮洞に發し往來以て意外の變に應せんとを約す

一、事發し雜沓の際自ら相賊ふの虞あり且つ口人と互に齟齬の端あるを以て暗號を諸名士に授く即ち天の一字を以て號とし日語「ヨロシ」を以て約とす

天曙けて各散し歸る

十二月二日早朝中福模富平より來る(季實鐘をして事を領せしむ今慶事を行ふの諸人鴨鴨亭の近處朴君の別荘に往ひて烏嶺す是れ日本人四名と各面を知るか爲めなり日暮皆散して歸る云ふ約束皆齊整すと)夜約して同志の諸人と社洞徐君裁昌の家會飲す歸路予か家に到り益々節次を講磨す中福模又勇然樂みて從ふ天明けて而して歸る(此夜洪君大に醉ふ徐君の家より歸路馬より墜ちて少しく左臂を傷く予か家に至り即ち紙を求め一誓書して曰く我地に落る時地我血に活ふ我死するの時天我心を鑑む惟同心我誓心に同し若し此心に背かは天必ず誅殛せんと書するの後予に示す予之れを見て甚た樂ます朴君亦甚た其辭を驚怪す)聞く竹添人をして遍く景祐宮の形勢を看せしめ且つ泥岷屯兵の所より暗々彈丸を校洞の公使館に移し來ると云ふ

十二月三日朴君をして日館に行き竹添に逢ひて備さに頃日來抄定する所の案を言はしむ竹添善しと稱せざると無し但言ふ觀を景祐宮に移すの計成らすんは則ち奈何せん朴君笑つて曰く是れ皆予輩擔當す公其れ慮ると勿れ竹添曰く大君主手を招くの勅書是れ第一の關重に係る須らく金君と深く商り深く之れを慎めと朴君唯々として歸る洪君已に各營使故障なきの口を遣ひ來る四日午後六點鐘を以て擇定し東を各國公使領事及び會に赴くの諸人に發す夜予邊樹をして宦官某君を予か家に請して商確する所あり君主常に夜に入りて諸近臣に接見して庶務を總裁し日出後寢に就き黄昏起床す則ち諸近臣夜に乗して内に入らざるとなき所以にして是れ予か明日事を行ふに妨あり依つて明日早夜寢に就くの策を圖らんと欲す(時に或は事に依て略に達して仍ほ寢に就かさるの事あり)某君曰く是れ固より方略あり常に政院に積み置く所の文案(素より滯滯未了の案政院に在り)を以て院吏をして明刺を待て持し納れしめは即ち可なり尙ほ時に因つて方便あるへし且つ他に策なきに非すと而して別る夜深予日本譯を設け日本人四名を密堂に邀へ畫定の策を以て細に言て之れを論し醉を盡して散す夜忽ち竹添人を送りて言はしめて曰く井上某の傳ふる所を聞くに井上近ころ閩泳翊を見る語次閩言ふ我國是れより三十日の間必ず變事あらん君等外國人必ず自ら慎めと竹添之れを聞て予輩の謀或は漏れたるを恐れ再び時期を展へて彼の疑を解かんとを要せしなり(以下略之)

去る程に此變亂の報我が政府に達するや、井上外務卿は特派全權大使に補せられ、高島陸軍中將樺山海軍大輔は歩兵二個大隊を率ひて大使を護衛し、其月二十二日を以て東京を發し、翌十八年一月三日京城に入り、七日に至り兩國全權の間に談判は開かれ、八日を以て善後の條約は成立しぬ。井上角五郎氏の「漢城之殘夢」に曰ふ、

一月七日日本全權大使井上馨、朝鮮全權大臣金宏集の兩氏は城内に於て會同したり。此日井上大使は深く變亂の始末如何を論難することをなさず、唯穩かに講和の條約を取結はんことを主張せしも、金大臣は先づ變亂の始末を研究し曲直如何を辨別して、然る後講和の條約を取結ぶも未だ必しも遅からずと論し、終に意見相合はすして互ひに相別れ、井上大使は即ち旅館に歸れり。此夕大使は予を見て曰く、朝鮮と講和の條約を結ぶに敢て償金の多きを望まず、又文辭の卑きを欲せず、唯今回の變亂曲は日本に在りと云ふことなくんは即ち可なり、如此にして日本朝鮮と講和するときは、予は更に進んで支那に向ひ、支那兵士の先づ銃を日本公使に向けたるを諒るの覺悟なり、君以て如何となすやと、予曰く不可なしと。其夜予は單身城内に入り、親しく金宏集、金允植に接して共に談する所あり、其談論の詳細は金允植の日記に明かなれば姑く茲に略す。

八日井上大使再び金大臣に會す、金氏曰く如何なる箇條を以て講和するを得べきやと、井上氏

即ち草案を示せば、金氏悉く承諾し、唯公使館燒失の損害四萬圓とありしを改正して、二萬圓の外に家屋を建築すへき相當の地所を供すへしと定め、雙方の間談判容易に落着いたり云々。

(第七十七、八頁)

漢城條約

此條約を世に漢城條約といふ、後日の参考となるべきを以て左に掲載す。

此の次京城の變係る所小に非ず大日本國大皇帝深く宸念を軫せられ茲に特派全權大使伯爵井上馨を簡み大朝鮮國に至り便宜辦理せしめらる大朝鮮國大君主宸念均く致好に切に乃金宏集に委ぬるに全權議處の任を以てし命するに懲前毖後の意を以てせらる兩國の大臣和衷商辦し左の約款を作り以て好誼の完全を昭にし又以て將來の事端を防ぐ茲に全權の文憑に據り各各名を簽し印を鈐する左の如し

約 款

- 第一 朝鮮國國書を修めて日本國に致し謝意を表明する事
- 第二 此次日本國遭害人民の遺族並に負傷者を恤給し暨ひ商民の貨物を毀損掠奪せらるる者を填補して朝鮮國より拾壹萬圓を撥支する事
- 第三 磯林大尉を殺害したる兇徒を査問捕拿し重きに從て刑を正す事
- 第四 日本公館は新基に移し建築するを要す當に朝鮮國より地基房屋を交附し公館暨ひ領事館

を容るゝに足らしむへし其の修築増建の處に至ては朝鮮國更に貳萬圓を撥支し以て工事に充つる事

第五 日本護衛兵營舎は公館の附地を以て擇定し壬午續約第五款を照し施行する事

另 單

一 約款第二第四條の金圓は日本銀貨を以て算す須く三箇月を期して仁川に於て撥完すへし
一 第三條兇徒を處辨するは立約後二十日を以て期と爲す

大日本國明治十八年一月九日

大朝鮮國開國四百九十三年十一月二十四日

此條約成りて後四ヶ月にして謂ゆる天津條約は出來せり。天津條約は素より我が軍隊の半島に駐劄するの權を消滅せしめたるものに非ず、故に必要な場合には清國へ一片の通知を爲すと共に何時にても派兵を爲し得るの權利を保留せるや勿論なり、去れと從來駐劄せしめたる兩國の兵は、關印の日より四ヶ月を期して一先づ撤去せしむべきは該條約の主項なり、此條項に違つて日清兩國政府は共に其駐劄兵を撤去せしめぬ（尤も清國は其後二百有餘名の兵商を陰に京城に居留せしめ居りしとの説われとも）。是れより日清戰爭の時に至るまでは、日本の朝鮮に對する關係や、徐ろに通商の増進を圖り潛勢力の育成を期したるの外、政治上に係る特殊の問題是れあるを見るな

天津條約以後
の日碑

かりき。唯此間に於て我が政論社會に比較的重要視せられたるは、二十二年の謂ゆる防蹙令の問題及び二十七年五月の金玉均暗殺事件はれならんか。其他巨文島事件の如きありしと雖も、事却つて防蹙令の問題ほど政論家の注目を惹くわらさりしは、當時未だ對外的智識の我が邦に洽からざりし所以の結果なるへし。

上來述へ來れるか如く、日韓古來の關係たる其淵源は遼乎として數ふへからず。神功皇后の征韓以來天智天皇の朝に至る四百六十年間は、半島は大體に於て我が藩屬の狀をなせり。天智より降りて足利氏の末葉に至る約九百年間は、或は朝し或は朝せず、其朝するに當りては殆んど藩屬たるの形式を踐み、其朝せざるに當りては全然獨立國たるの態度に出づるありしか如き、要するに精明なる史書を作りて之れを律するに難しとす、而も此間に於て後堀河帝以後三百七十有餘年間は、半島常に倭寇に苦み、倭寇の名遂に彼の兒泣を止むるまでに猖獗暴掠を極めしとは、日韓關係の史上に特筆するに價値あらんか。足利氏亡ひて秀吉の世となるや、謂ゆる朝鮮征伐となり、十五万の大兵朝鮮半島を蹂躪すること前後七年、徳川氏は其積怨の餘を承け、和好の方針を取りて半島に臨みし結果、彼我の通交を融知するに多大の効果ありしこと疑ふへからず。明治政府に至りて其東萊府使の倭館榜示事件以來十五年の亂に至るまで、征韓論の朝野の間に唱道せられしこと再三、而も世界の大勢と國運の進歩とは兩國の間に徒らに干戈を弄するを許さず、以て引續

き今日の圓滿なる國際關係を見るに至りしもの、是れ則ち既往事歴の概要にわらずや。既往の事歴既に然り、其現在及び將來に至りては、日韓の關係は獨り日韓の關係にわらずして同時に日本と列國との關係なり。其關係の趨勢を知らんと欲せば先づ半島と列國との國際關係の事歴を究むるに若かし。乞ふ以下其一斑を叙述せん。

第二節 清國

附庸の由来

箕子半島に封せられしより高麗末葉に至る古朝鮮の其支那に對する關係は之れを古代史の作家に譲り、今現王朝に入りて以來の清韓關係に就き之れが概要を案するに。抑も新朝鮮の明廷に對して臣事の禮を執りしは其建國以來のことにして、初め太祖李成桂の高麗を亡ぼして親ら祚を踐むや、明廷は之れを旨するに王位の篡奪を以てせり、太祖即ち幾ひか奏聞使を明廷に派し、辯明努むる所あり、明廷漸く之れを會得し、自ら宗國を以て朝鮮に臨みぬ、附庸の關係は此時より既に見るを得たり。降つて明の萬曆二十年、即ち我が文祿元年、秀吉大舉して朝鮮を代つ、國王李暲援軍を明に乞ふ、頼つて以て僅に社稷を保持するを得たり、韓廷深く明を德とす。其後天啓元年、明滿州と兵を構ふるや、朝鮮乃ち將を遣はし明を援けて滿軍に抗せしむ、明兵利あらず。踰へて六年、滿軍半島に寇し、其境に入り、義州城次ひて陥ひる、滿軍勝に乗し進んで平壤を破り、大舉して黃州を襲ふ、韓廷援を明に求む、而も援兵未だ到らずして敵既に國都に逼らんとす、國王

李倬走つて江華島に逃れ、使を滿軍に派して罪を謝し、虎豹皮綿紬苧布等を獻して和を乞ふ、滿軍乃ち之れを聽き、春秋二季に歲幣を清廷に輸さしむるを條件として其軍を還しぬ。

翌年太宗再ひ明を征せんとし、兵船を朝鮮に徵す、韓廷之れに應せずして曰ふ、明は我が父國なり、吾れ敢て父國の敵を幫助するを欲せずと、爾後清廷に對して歲幣の輸齎を止め、其命を奉せず。天聰九年清廷元を崇徳と改め、同時に國號を定む、韓廷復た祝賀の使を派するなし。此時に迨んで太宗業已に明軍を破り、蒙古を臣となし、漸く内顧の憂なし、是に於てか韓廷を詰るに敗盟の罪を以てし、同時に半島親征の途に上りぬ、其兵十萬と號す、韓廷震慄、次ひて防軍各所に敗らる、清軍進んで京城を衝くに及んで李倬遂に宗族を江華に移し、更に親ら南漢山城に據る。南漢山城固を受くること五旬にして糧盡き術窮まり、復た終に降を清軍に乞ふ。太宗乃ち敗盟の主張者を縛して獻せしめ、且つ韓王の二子を質とし、其他清の正朔を奉し、歲時貢獻賀表を致す等一に明の舊制に依るべきを條件として其請を容る、謂ゆる丙子の亂是に於てか漸く平かるを得たり。時に崇徳二年、即ち我が寛永十四年なり。

附言。南漢山城は京城を距る東南約六里にあり。滿軍侵略の當時の紀念物としては、山城より京城に向ふて約三里なる淡江南岸の一小漁村松波津に一大頌徳碑の裂れるあるを見るへし。是れ降服媾和の後二年、國王李倬の特に清帝の爲めに建設せしものに係る。高さ一丈四五尺、幅

七八尺、日清戰役以來空しく倒れて道路の側に委棄せられありと雖も、亦蓋し歴史上好個の參考品たるを失はず。表面は滿州文にして、裏面に漢文あり、裏面なるか故に讀み難きも、全文實に左の如しと云ふ。

大清皇帝功德碑

大清皇帝功德碑

大清皇帝崇德元年、冬十有二月、寬溫仁聖皇帝以壤和自我始、赫然以武臨之、直擣而東、莫敢有抗者、時我寡君棲于南漢、凜々若履春氷而待白日者殆五旬、東南諸道共相繼崩潰、而北師逼撓峽內、不能進一步、城中食且盡、當此之時以大兵薄城、如霜風之卷秋籜、爐火之燎鴻毛、而皇帝以不殺爲武、惟布德是先、乃降救諭之、曰來、朕全爾、否屠之、有若英馬諸大將、承皇命、相屬於道、於是我寡君集文武諸臣、謂曰、予托和好于大邦、十年于茲矣、山予懣懣自速天討、萬姓魚肉、罪在予一人、皇帝猶不忍屠戮之、諭之如此、予曷敢不欽承、以上全我宗社、下保我生靈乎、大臣協贊之、遂從數十騎、詣軍前請罪、皇帝乃優之以禮、析之以恩、一見而推心腹、錫賚之恩、遍及從臣、禮罷、即還我寡君子都城、立召兵之南下者、振旅而西、撫民勸農、遠近之雉鳥散者或復厥居、詎非大幸歟。」小邦之獲罪上國久矣、己未之役、都元帥姜弘立助兵明朝、兵敗被擒、太祖武皇帝、只留弘立等數人、餘悉放回、恩莫大焉、而小邦迷不知悟、丁卯歲今皇帝命將東征、本國君臣避入海島、遣使請成、皇帝允之、視爲兄弟國、驅

土復完、弘立亦還矣、自茲以往、禮遇不替、冠蓋交跡、不幸浮議扇動、構成亂階、小邦由傍邊臣、言涉不遜、而其文爲從臣所得、皇帝猶寬貸之、不即加兵、乃先降明旨、諭以師期、丁卯反覆、不翅若提耳而命、而終未免焉、則小邦群臣之罪、益無所逃矣、皇帝既以大兵圍南漢、而又命偏師先陷江都、宮嬪王子暨卿士家小、俱被俘獲、皇帝戒諸將、不得擾害、令從官及內侍看護、既而大霑恩典、小邦君臣、及其被獲眷屬、復歸於舊、霜雪變爲陽春、枯旱轉爲時雨、區宇既亡而復存、宗祀已絕而還續、環東土數千里、咸固於生成之澤、此實古昔簡策所稀觀也、於戲盛哉。」漢水上游、三田渡之南、即皇帝駐蹕之處也、壇場在焉、我寡君爰命水部、就壇所增而高大之、又伐石以碑之、垂諸永久、以彰天皇帝之功之德、直與造化而同流也、豈特我小邦世々而永賴、抑亦大朝之仁聲武誼、無遠不服者、未始不基于茲也、願模天地之大、書日月之明、不足以彷彿其萬一、謹載其大略。銘曰、

天降霜露、載肅載育、惟帝則之、並布威德。」皇帝東征、十萬其師、殷々蕪々、加虎如貔。」西蕃窮髮、暨彼北落、執戈前驅、厥靈赫々。」皇帝孔仁、誕降恩言、十行昭回、既嚴且溫。」始迷不知、自貽伊慙、帝有明命、加罪之覺。」我后祇服、相率而歸、匪惟惶威、惟德之依。」皇帝嘉之、澤洽禮優、載色載笑、爰東戈矛。」何以錫之、駸馬輕裘、都人士女、乃歌乃謳。」我后言旋、皇帝之賜、皇帝班師、治我赤子、哀我蕩析、勸我穡事。」金甌依舊、翠城維新、

枯骨再肉、寒發復春。」有石巍然、大江之頭、萬載三韓、皇帝之休。」

嘉善大夫禮曹參判兼同知義禁府事 臣呂爾徵奉教筭

資憲大夫漢城府判尹 臣吳 竣奉教書

資憲大夫吏曹判書兼弘文館大提學

燕文館大提學知成均館事 臣李景奭奉教撰

崇德四年十二月初八日立

此時よりして半島は全く清廷の附庸國として打過きぬ。其毎年冬至使を北京に派して歲幣を奉ずるは勿論、慶弔ある毎に勅使を遣はして其禮を致し(尤も年所を経るに従ひ冬至使なるものは事實に於て王室の勅使と云ふよりも寧ろ當時に於ける清韓貿易の當業者たるに至れり)、其正朔を奉し、其制度に則り、大事あらは必ず旨を清廷に承け、小事と雖も亦必ず之れを北京に報するの國例にてありき。此の如くにして去ぬる日清戰役に至るまで約二百五十年間は、韓廷復た北京政府に對して獨立の意志なく、自由の行動なし。

去れと仔細に研究すれば、此二百五十年間に於て清廷は半島に對し終始一貫して附庸の名實を行ひ來りしとは謂ふべからず。縱し韓廷其者に對しては常に宗國を以て臨みしにもせよ、他の外國に對しては必しも半島を以て其附庸國とは主張せざりしことありしなり。此回顧談を爲すに就ひ

對聯方針の四期

ては、予は此二百五十年間を假りに四期に分つを便利なりと思ふ。其第一期は崇德年代より同治五年即ち我が慶應二年に於ける大院君の西放撲滅の暴舉ありし頃までの約二百三十年間にして、其第二期は其頃よりして光緒元年即ち我が明治八年の雲揚艦事件の頃に至る約十年間とし、其第三期は雲揚艦事件の當時より光緒八年即ち我が明治十五年頃までをいひ、其第四期は其以降日清戰役に至るまでを含む、と此大體の區劃を立つるを得べけんか。此各時期に於て半島の主格に關し清廷の各國に對せし態度には孰れも多少變轉の跡あるを見るべし。予は今此各時期を名づけて其第一期を名實共に半島を附庸視せし時代といひ、其第二期を他國をして半島を獨立國視せしめし時代といひ、其第三期を他國をして半島を中立國視せしめんとせし時代といひ、其第四期を名を捨て實に於て半島を附庸視せし時代といふの謬りなきを信す。

此第一期に於ては、清廷は名實共に半島を其附庸となし來れるものにして、當時清韓共に未だ正式の修好通商を外國と開くに至らず、隨つて清韓の關係の如きも、單に清韓限り互に認めて宗屬關係あるものと爲すに止まり、之れに關し延ひて以て外國との間に問題を惹起せしか如きことあるを見るなかりき。然るに第二期に入りては清廷の態度に變調を來せり。此第二期に入る數年前よりして清國は内治外交上に頗る多端の秋を迎へ、殊に事を英佛と構へて國步漸く艱難の時に際し、加ふるに露國の南下政策は既に其端を啓き、千里の沃野忽ちにして其手に落つるの始末なり

第一期及び第二期

ければ、半島の主格を他に對して争ふか如きは思ひも寄らざるのみか、涉韓問題起るあらは努めて之れに立觸れざるの方針を執るに至りぬ、而して此方針は先づ半島に於ける佛國宣教師虐殺事件に基ひて佛韓間に葛藤を生したる場合に現はれたり。當時佛國其交渉を半島に始むるに先立ち、北京駐劄の同國代理公使ベローチー(M. H. Bellouché)は豫め此事件を清廷に照會せり(第四節參照)、清廷は内外多端の折柄韓廷の行働に就いて責任を負ふを欲せざりしか故に、此照會に對して半島は曾て中國の附庸たりしも今は中國の屬邦に非すと回答し、同公使をしてカルソンの謂ゆる珍奇なる公文(a ridiculous manifesto)を發表するに任しぬ。論へて數年、米國がシャーマン號事件(第五節參照)の談判に兼ねて條約の締結を韓廷に迫らんとするや、亦先づ之れを清廷に交渉せり、清廷は之れに答ふるに朝鮮は中國の正朔を奉ずるも宣戰媾和に關する權能は一に其手にありて中國の干渉すへき限りに非すとを旨を以てせり。轉じて日韓交渉の場合に見るも、我邦が明治の初めより五年に亘りて隣好の信誼を韓廷に促し、而も韓廷の態度其當を得ずして遂に征韓論の討議となるや、是れに先立ち在北京の我が代表者は半島の主格に關する見解如何を清廷に突止めぬ、而して清廷の應答復た疑に米國に致せしものと同一にてありき。唯夫れ清廷の見解此の如し、故に後年江華府に於て日韓修好條規の創めて締結せらるゝに當りても、其條章は劈頭第一「朝鮮は自主の邦にして日本國と平等の權を保有せり」との句を以て始まれるなり。此の如くにして

て謂ゆる第二期に於ける清廷の態度は、一言にして括れば餘計の責任を避けんか爲めに却つて列國の半島を獨立國視するを希望せし姿にてありしなり。去れと此態度に就ひては、清廷は自ら其不可なるを悟りにき。日韓修好條規は業已に締結せられたり、之れに依りて日韓の舊交は温められ、我が勢力の半島に延ひるの端は啓かれぬ。其他の外國も亦漸く眼を半島に注ぎ、現に米國の如きは日本の力を藉りて修好通商の門戸を朝鮮に開かしめんとする如きあり。清廷の慧眼なる政治家は是に於てか以爲らく、徒に或一國をして其行働を半島に恣にせしむるあらは、其勢力の滋蔓する所他日或は半として抜くべからざるあるに至らん、若かす此際他國をも誘ひ來りて其指を朝鮮に染ましめ、各國の均勢と其相互の嫉妬心とを利用して結局何れの國の勢力をも半島に植ゆる能はざらしめんにはと、謂ゆる第三期に入りて清廷は此方針を執り始めたり、而して其第一着歩として米國を誘ひぬ、米國が朝鮮の門戸を開かしむるに苦心するの情あるに乘し、進んで之れが韓旋の勞を執るを承諾せり。當時朝鮮と交渉するの全權を帯ひし者は北京の米國公使館附武官たるシユフェルト(Commodore Shufeldt)なり。シユフェルトの此任を帯ひて朝鮮に航するや、清廷は特に自國の軍艦をして之れを護衛せしめたり。シユフェルトの締結すべき條約は自餘の各國が後日韓廷と締結するに至るべき條約の先例模範となるべきもの、而して之れが當初の條約案は李中堂自ら筆を執りて起草せりとの説すらあり。然